

經濟産業省

番号	制度名
経済産業省	
経産01	ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の変更
経産02	電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更
経産03	電気事業者の分社化に伴い外部化するグループ会社間取引を控除する収入割の特例措置
経産04	卸電力取引所におけるグロス・ビディング実施時の社内取引に係る法人事業税の特例制度の創設
経産05	電気供給業における託送料金を控除する収入割の特例措置
経産06	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充・延長
経産07	新事業開拓事業者投資損失準備金制度の拡充
経産08	特定事業再編投資損失準備金制度の延長
経産09	特定都市再生建築物等の割増償却制度の延長
経産10	所得拡大促進税制の見直し
経産11	中小企業者等の法人税率の特例の延長
経産12	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（中小企業投資促進税制）の拡充・延長
経産13	中小企業等の貸倒引当金の特例の延長
経産14	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充
経産15	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除の延長（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）
経産16	地域未来投資促進税制（仮称）の創設

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の変更
税目	法人事業税
区分	■新設 □拡充 □延長

① 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【経済産業省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

④ 将来の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の適用数が年度ごとに予測されていない。 ② 将来の適用数について、許可により本特例措置の適用を受けている私営都市ガス事業者約 180 社等と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値の根拠）が明らかにされていない。
【経済産業省の補足説明】	適用数は平成 28 年度のものである。 私営都市ガス事業者及び簡易ガス事業者についてはガス事業法による許可を得ている事業者数、ガス導管事業者及び大口ガス事業者については同法による届出のあった事業者数である。 平成 29 年度以降については、改正ガス事業法の施行により、小売事業の新規参入が全面自由化となるなど、極めて大きな制度改革がなされる予定。これにより、小売事業者の新規参入が見込まれるが、前例のない制度改革であるため、現時点で、将来の都市ガス事業への新規参入者数を予測することが極めて困難であるため、具体的な適用数については記載していない。
【点検結果】	① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。 ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑥ 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の減収額が予測されていない。
【経済産業省の補足説明】	① 本措置による将来の法人事業税収額の推移については、将来の都市ガス事業への新規参入者数や既存事業者及び将来の新規参入者の業績状況を加味する必要があるが、将来の都市ガス市場への新規参入者数の推移やこれら事業者の将来の業績の動向を予測することは前述（④）の理由により極めて困難であることから、法人事業税収額の推移については記載していない。
【点検結果】	① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑧ 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 達成目標（課税の公平性を図る）に対する効果の寄与について、その他の産業との租税負担率の格差が是正されれば、ガス事業者の健全な発達（安定供給、保安の確保等）に向けた公平な競争条件が整備されると説明されているが、本特例措置によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。
【経済産業省の補足説明】	① 法人事業税の課税方式が収入金課税方式から他の一般の事業と同様の課税方式に移行した場合、一般的に法人事業税の支払金額が減少することになり、もって他の事業者が都市ガス市場により参入しやすくなると考えられる。 しかしながら、前述（④）の制度改革があることに加え、課税方式変更後にどの程度の事業者が新規参入するか予測することは困難であるため、予測については記載していない。
【点検結果】	① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑩ 将来の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。
【経済産業省の補足説明】	① 課税の公平性を確保し、都市ガス事業におけるより一層の競争を進めていく上では、他の一般競争下にある企業との税制面でのイコールフットイングを確保することが不可欠である。 また、前述（④）の制度改革により、ガス事業者はこれまでの総括原価方式による料金規制から脱し、利幅を任意に設定した価格で都市ガスを販売することが可能になることから、（所得の増加により）税収が増加する可能性もあるところであり、将来の減収額を算定することは困難。
【点検結果】	① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目④、⑥、⑧及び⑩に課題があり、中でも点検項目⑥将来の減収額が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

(注)【経済産業省の補足説明】欄には、経済産業省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の変更
2	対象税目	(地方税1)(法人事業税:義) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 ガス供給業の課税方式を、現行の収入金額を課税標準とする方式から、所得が課税標準となる「その他事業」と同一の扱いとする。 (新設、新たな課税標準導入に伴う所要の税率の変更を含む)。 《関係条項》 地方税法第72条、第72条の2、第72条の12、第72条の24の2、第72条の24の7、地方税法施行令第22条、地方法人特別税等に関する暫定措置法第2条、第3条、第6条、第9条
4	担当部局	資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 ガス市場整備室
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 平成 28 年 8 月 分析対象期間: 平成 24 年度～27 年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
7	適用又は延長期間	恒久措置
8	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ガス供給業には、法人事業税の課税標準として「収入金額」が適用されており、「その他の事業」に比べ不公平な扱いとなっている。「課税の公平性」を確立するために、ガス供給業においても、一般の競争下にある企業と同様の税制とすることが必要である。</p> <p>《政策目的の根拠》 【背景となる閣議決定】「平成 24 年度税制改正大綱(平成 23 年 12 月 10 日閣議決定)」 8. 検討事項[地方税] (6) 現在収入金額課税を行っている電気供給業、ガス供給業及び保険業に係る法人事業税の課税方式については、中長期的に検討します。</p> <p>地方税法が3業種(電気、ガス、保険)のみ収入金額課税としていることは、租税原則の「課税の公平性」に反する(その他の産業は所得課税)。 ガス供給業の課税標準が収入金額とされている理由については、①地域独占企業で料金認可制により価格転嫁が容易であること、②料金認可制により所得が低く抑えられるため所得課税方式では事業規模に見合った税負担とならないこと、と言われているが、現在、その前提は大きく変化している。 具体的に、ガス事業における規制緩和(大口需要に対する自由化範囲)は、平成16年4月から50万m³以上に、19年4月からはさらに10万m³以上(全販売量の約65%)へと拡大された。また、一方で、既に近時はLPGや灯油等との競争に加え、オール電化住宅の攻勢により競争が激化するなど、ガス事業を取り巻くエネルギー間競争は熾烈を極めており、事業税の価格転嫁が容易という状況にはない。 さらに、ガスシステム改革(平成28年6月に改正ガス事業法成立)により、平</p>

		成29年には小売の地域独占が撤廃され、料金規制が原則廃止される。小売全面自由化を機に「課税の公平性」を担保することは、新規参入を促進すると同時に、競争の活性化による料金抑制、更なる天然ガス利用拡大に寄与し、ガスシステム改革の目的達成に資することから、抜本的な現行課税方式の見直しが必要である																																				
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	5. エネルギー・環境 5-3 電力・ガス																																				
	③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 「課税の公平性」を確立するために課税方式を改める。 他の一般企業と同等の課税環境を整備することを通じて、課税の公平性を図る。</p> <p>租税負担率の業種間比較</p> <p>売上高に対する租税負担率の業種間比較 (単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>ガス</th> <th>全産業</th> <th>製造業</th> <th>化学工業</th> <th>石油製品等製造業</th> <th>鉄鋼</th> <th>機械</th> <th>電力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H24</td> <td>5.1 (2.9)</td> <td>1.8 (0.7)</td> <td>1.7 (0.5)</td> <td>3.1 (0.4)</td> <td>0.2 (0.2)</td> <td>0.6 (0.7)</td> <td>1.7 (0.4)</td> <td>4.2 (5.0)</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>4.9 (2.8)</td> <td>2.0 (0.6)</td> <td>2.1 (0.5)</td> <td>3.2 (0.4)</td> <td>0.6 (0.1)</td> <td>1.9 (0.6)</td> <td>2.2 (0.4)</td> <td>4.6 (4.6)</td> </tr> <tr> <td>H26</td> <td>5.1 (2.7)</td> <td>2.0 (0.6)</td> <td>2.0 (0.5)</td> <td>3.1 (0.4)</td> <td>▲0.4 (0.1)</td> <td>2.1 (0.9)</td> <td>2.2 (0.4)</td> <td>5.5 (4.4)</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典: 法人企業統計年報(財務省)他 ※下段は事業税外形部分及び固定資産税等</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 「課税の公平性」を確立するために課税方式を改めることにより、ガス使用者の利益保護や、ガス事業の健全な発達(安定供給、保安の確保等)に向けた公平な競争条件を確保することが可能となる。</p>		ガス	全産業	製造業	化学工業	石油製品等製造業	鉄鋼	機械	電力	H24	5.1 (2.9)	1.8 (0.7)	1.7 (0.5)	3.1 (0.4)	0.2 (0.2)	0.6 (0.7)	1.7 (0.4)	4.2 (5.0)	H25	4.9 (2.8)	2.0 (0.6)	2.1 (0.5)	3.2 (0.4)	0.6 (0.1)	1.9 (0.6)	2.2 (0.4)	4.6 (4.6)	H26	5.1 (2.7)	2.0 (0.6)	2.0 (0.5)	3.1 (0.4)	▲0.4 (0.1)	2.1 (0.9)	2.2 (0.4)	5.5 (4.4)
	ガス	全産業	製造業	化学工業	石油製品等製造業	鉄鋼	機械	電力																														
H24	5.1 (2.9)	1.8 (0.7)	1.7 (0.5)	3.1 (0.4)	0.2 (0.2)	0.6 (0.7)	1.7 (0.4)	4.2 (5.0)																														
H25	4.9 (2.8)	2.0 (0.6)	2.1 (0.5)	3.2 (0.4)	0.6 (0.1)	1.9 (0.6)	2.2 (0.4)	4.6 (4.6)																														
H26	5.1 (2.7)	2.0 (0.6)	2.0 (0.5)	3.1 (0.4)	▲0.4 (0.1)	2.1 (0.9)	2.2 (0.4)	5.5 (4.4)																														
9	有効性等	<p>①: 適用数等</p> <p>許可により本措置の適用を受けている私営都市ガス事業者約 180 社(うち約6割は経営基盤が脆弱な中小事業者)及び簡易ガス事業者 1,400 社余、並びにガス導管事業者(33 社)、大口ガス事業者(21 社)等。 本措置によっても、ガス供給業を行う全ての法人が対象となり、平成 29 年度も同程度の事業者数が見込まれるため、想定外に僅少となることはない</p> <p>②: 減収額</p> <p>平成 29 年度減収額(見込み) —</p>																																				

	③ 効果・税収減是認効果	<p>《効果》 本措置は特定の産業に対する「支援の創設」ではなく、特定の産業(ガス事業)に対する「課税の不公平」を是正するものである。 本措置がない場合、その他の産業との租税負担率の格差が改善されない。 また、新規参入者の事業規模によっては、ガス小売事業者間でも租税負担率格差が発生する。【「地方税法の施行に関する取扱いについて(道府県税関係)」(通達)事業税 4の9の9より】</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成29年度～) 本措置による効果は、ガス使用者に広く還元されるものであり、一個人や企業等に対して支援を行う補助金制度よりも税制による支援の方が適している。 本措置により、その他の産業との租税負担率の格差が是正されれば、ガス事業の健全な発達(安定供給、保安の確保等)に向けた公平な競争条件が整備され、ひいてはガス使用者の利益保護が図られるため、有効性が認められる。</p>
10	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等 公正な競争条件を確保するために、課税方式を他の一般の企業と同様とすることにより、その他の産業との租税負担率の格差を是正するものであり、税制措置により行うことが適当である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 補助金等、同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等はない。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性 ガスシステム改革(平成28年6月に改正ガス事業法成立)により、平成29年には小売の地域独占が撤廃され、料金規制が原則廃止される。他の一般の企業と同様の課税方式とする本措置は、公平な競争条件を確保する観点から妥当である。 本措置の効果は、ガス事業者に留まらず、ガス使用者(約3,000万件)に広く還元されるものである。</p>
11	有識者の見解	-
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成27年8月

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更
税目	法人事業税
区分	■新設 □拡充 □延長

① 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（課税の公平性及び競争環境の促進）について、達成すべき水準が定量的に示されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 課税の公平性については、昨今の電力システム改革により電力市場も他の一般の事業と同様の競争環境に置かれることを踏まえ、現行の収入金課税から他の一般の事業と同様の課税方式に移行することをもって、課税の公平性が確保されたといえるものと考えられる。</p> <p>また、競争環境の促進については、電力小売全面自由化後も経過措置として引き続き総括原価方式に基づく料金設定の下で小売供給を行っているいわゆる旧一般電気事業者について、当該経過措置については競争が十分に進展したと判断された時に撤廃するとされていることから、全ての旧一般電気事業者について経過措置が撤廃された時をもって競争環境が進展したといえるものと考えられる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

④ 将来の適用数等

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が定量的に予測されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 電力システム改革により、本年4月より小売事業の全面自由化等を開始したところ。前例のない大規模な改革であり、現時点では、将来の電力市場への新規参入者数を予測することが困難であるため、具体的な適用数については記載していない。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑥ 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 本措置による将来の法人事業税収額の推移については、将来の電力市場への新規参入者数や既存事業者及び将来の新規参入者の業績状況を加味する必要があるが、前述（④）と同様の理由により、将来の電力市場への新規参入者数の推移やこれら事業者の将来の業績の動向を予測することは困難であるから、法人事業税収額の推移については記載していない。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑧ 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の効果について、「市場の競争進展に寄与することが期待される」と説明されているが、定量的に予測されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標（課税の公平性及び競争環境の促進）に対する効果の寄与について、「事業者間の税負担の公平性が図られることから、市場の競争進展に寄与する」と説明されているが、本特例措置によって達成目標が達成されることが明らかにされていないため、より適切な測定指標を用いて説明する必要がある。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 法人事業税の課税方式が収入金課税方式から他の一般の事業と同様の課税方式に移行した場合、一般的に法人事業税の支払金額が減少することになり、もって他の事業者が電力市場により参入しやすくなると考えられる。</p> <p>しかしながら、前述（④）の制度改革が始まったばかりであることに加え、課税方式変更後にどの程度の事業者が新規参入するか予測することは困難であるため、予測については記載していない。</p> <p>② 達成目標については、①達成目標の補足説明において説明のとおり。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑩ 将来の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 課税の公平性を確保し、電力市場におけるより一層の競争を進めていく上では、他の一般競争下にある企業との税制面でのイコールフットイングを確保することが不可欠である。また、前述（④）の制度改革により、電力事業者はこれまでの総括原価方式による料金規制から脱し、利幅を任意に設定した価格で電力を販売することが可能になることから、（所得の増加により）税収が増加する可能性もあるところであり、将来の減収額を算定することは困難。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目①、④、⑥、⑧及び⑩に課題があり、その中でも点検項目⑥将来の減収額が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

(注)【経済産業省の補足説明】欄には、経済産業省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更 (地方税2)(法人事業税:義)
2	対象税目	法人事業税 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 電力システム改革の一環として、2016年4月から小売電気事業の全面自由化がなされたことを前提として、電気供給業の法人事業税については、現行の収入金額を課税標準とする方式から、他の一般の事業と同様の課税方式へと変更する。その際、課税方式の変更のあり方については、電力市場における競争状況等を勘案する。 《関係条項》 地方税法 第72条、第72条の2、第72条の12、第72条の24の2、第72条の24の4及び第72条の24の7 地方税法施行令 第22条 地方法人特別税等に関する暫定措置法 第2条、第3条、第6条、第8条及び第9条
4	担当部局	資源エネルギー庁
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成28年8月
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
7	適用又は延長期間	恒久措置
8	必要性等	①:政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 電気供給業の法人事業税については、当該事業が地域独占並びに総括原価方式の下で行われるため、保有する設備や従業員の規模に比して所得が低く抑えられること(事業規模に対する所得の過少性)及び電気の料金算定時に原価算入し使用者である消費者に転嫁すること(法人事業税の回収確実性)ができるため、事業者は担税力を有すること等を理由として、昭和24年から収入金額を課税標準とする課税が行われてきた。 しかし、「電力システムに関する基本方針(平成25年4月2日閣議決定)」に基づく電気事業法の改正により(平成26年6月11日関連法案成立)、本年4月1日より、小売電気事業の全面自由化等が実施され、一般送配電事業を除き、上述の地域独占並びに総括原価方式に基づく規制料金は原則として廃止され、他の一般の事業と同様の競争環境下に置かれることとなった。したがって、電気供給の対価たる電気料金は、他の一般の事業における財・サービスの提供の対価と同様、規制官庁による認可料金から、市場競争を通じて消費者が受け入れる料金へと変容することとなることから、電気事業者は営利企業として、競争力ある価格設定と原価低減とを行い、もって利潤最大化(所得の最大化)を図ることとなるため、上述の事業規模に対する所得の過少性や法人事業税の回収確実性等の制度創設時に前提としていた環境は抜本的に変化している。 以上のとおり、他の一般の事業と同様の競争環境に置かれることとなった電気供給業にあって、なお従前通りの収入金額を課税標準とする課税方式を存置することは、事業間の課税の公平性・平等性を損なうものであると共に、他の一般の事業からの参入障壁にならねず、自由化の進展を阻害する要因

			になる恐れがある。
			《政策目的の根拠》 電力システムに関する基本方針(平成25年4月2日閣議決定)」に基づく電気事業法の改正により(平成26年6月11日関連法案成立)、本年4月1日より、小売電気事業の全面自由化等が実施され、一部の事業(一般送配電事業)を除き、上述の地域独占並びに総括原価方式に基づく規制料金は廃止され、他の一般の事業と同様、競争環境下に置かれることとなった。
	②:政策体系における政策目的の位置付け		5. エネルギー・環境 5-3 電力・ガス
	③:達成目標及びその実現による寄与		《租税特別措置等により達成しようとする目標》 電気事業における小売全面自由化に鑑み、電力市場における競争状況等を勘案しつつ、他の一般の事業と遜色の無い、実態に沿った課税条件を措置することを通じ、課税の公平性並びに競争環境の促進を図る。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 電気事業における小売全面自由化に鑑み、電力市場における競争状況等を勘案しつつ、他の一般の事業と遜色の無い、実態に沿った課税条件を措置することを通じ、課税の公平性並びに競争環境の促進を図る。
9	有効性等	①:適用数等	主として、小売電気事業者及び発電事業者が適用対象となる。
		②:減収額	-
		③:効果・税収減是認効果	《効果》 - 《税収減を是認するような効果の有無》 本措置は特定の産業に対する「支援の創設」ではなく、特定の産業(電気事業)に対する「課税の不公平」を是正するものである。加えて、事業間の税負担の公平性が図られることから、市場の競争進展に寄与することが期待される。
10	相当性	①:租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置は、他業種との課税の公平性を担保するための措置であるため、税制措置により支援することが適当である。
		②:他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置との関係は無い。
		③:地方公共団体が協力する相当性	電気事業における小売全面自由化が開始され、他の一般の事業と同様の競争環境下に置かれる電気供給業において、当該他の一般の事業と税制面でのイコールフットイングを図る本措置は妥当である。
11	有識者の見解		-
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成27年8月

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	電気事業者の分社化に伴い外部化するグループ会社間取引を控除する収入割の特例措置
税目	法人事業税
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長

① 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（一般送配電部門の法的分離をより一層円滑に実施させること）について、達成すべき水準が定量的に示されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>発電事業・一般送配電事業・小売電気事業のいずれをも営む電気事業者（いわゆる旧一般電気事業者）については、2020年3月末までに一般送配電事業を法的分離することとなっている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

④ 将来の適用数等

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が年度ごとに予測されていない。</p> <p>② 将来の適用数について、「10社」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値の根拠）が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>2016年4月に分社化した東京電力ホールディングスと、2020年3月末までに一般送配電事業を法的分離する必要がある電気事業者9社（北海道電力、東北電力、中部電力、北陸電力、関西電力、四国電力、中国電力、九州電力、沖縄電力）を合計して10社としている。将来の適用数は、現在の電気事業者以外には法律上あり得ないので、10社よりも増えることがないことは、社会通念上明らかであるため。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

⑥ 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>本要望は、不可避免的に分社化する必要がある電気事業者において、分社化前後で経済実態に変化がないにもかかわらず、当該分社化によってグループ会社間取引（法人間取引）として扱われる取引について課税が発生し、結果として発生する二重課税を是正するものであるから、実質的に減収は発生しない。また、仮に本税制が措置されなかった場合と比較した減収額を定量的に示そうとした場合、これを算出するのは極めて難しい。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、将来の減収額が定量的に予測されていないため、この点を課題とする。</p>

⑧ 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の効果が予測されておらず、本特例措置によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>発電事業・一般送配電事業・小売電気事業のいずれをも営む電気事業者（いわゆる旧一般電気事業者。北海道電力、東北電力、中部電力、北陸電力、関西電力、四国電力、中国電力、九州電力、沖縄電力の9社が該当）については、2020年3月末までに一般送配電事業を法的分離する必要があり、本措置により、内部取引の外部化に係る税務上の懸念を有することなく法的分離を実施することが可能となる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「内部取引の外部化に係る税務上の懸念を有することなく法的分離を実施することが可能となる」との説明では、将来の効果について、定量的に予測されておらず、その適切な理由も明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

⑩ 将来の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>①については、本要望は既述のとおり減収が生ずる性格のものではないものの、2020年3月末までの一般送配電事業の法的分離をより一層円滑に進めていくためには、内部取引の外部化に係る税務上の懸念を払拭することが必要。</p> <p>⑥および⑧についても既述のとおり。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目①、⑥、⑧及び⑩に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【経済産業省の補足説明】欄には、経済産業省から送付された文書を引用している。

		租税特別措置等に係る政策の事前評価書	
1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	電気事業者の分社化に伴い外部化するグループ会社間取引を控除する収入割の特例措置 (地方税3)(法人事業税:義)	
2	対象税目	法人事業税 【新設・拡充・延長】	
3	租税特別措置等の内容	《内容》 電気供給業に係る法人事業税の課税標準たる収入金額の算定に当たって、電気事業者の分社化に伴い電気の供給に関連して必要となる取引のうち、従前の内部取引からグループ会社間取引となるものに係る収入について、収入金額から控除する。 《関係条項》 地方税法 第72条の24の2 地方税法施行令 第22条 等	
4	担当部局	資源エネルギー庁	
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成28年8月	
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新設	
7	適用又は延長期間	その他(「電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更」における要望内容が実現すれば、本要望は不要)	
8	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 電気事業者にとって不可避な分社化による二重課税の発生並びに法人事業税額の増加を防ぎ、もって一般送配電部門の法的分離をより一層円滑に実施させる。 《政策目的の根拠》 「電力システムに関する改革方針」(平成25年4月閣議決定)に基づく電気事業法の改正により、発電事業・一般送配電事業・小売電気事業を営む電気事業者については、平成32年4月1日までにその一般送配電事業を法的に分離(分社化)する必要がある。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け	5. エネルギー・環境 5-3 電力・ガス
		③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 電気事業者にとって不可避な分社化による二重課税の発生並びに法人事業税額の増加を防ぎ、もって一般送配電部門の法的分離をより一層円滑に実施させること(「電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更」における要望内容が実現すれば、本要望は不要)。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 電気事業者にとって不可避な分社化による二重課税の発生並びに法人事業税額の増加を防ぎ、もって一般送配電部門の法的分離をより一層円滑に実施させることが重要。
9	有効性等	①: 適用数等	10社(すでに分社化を実施した東京電力と、平成32年4月1日までに分社化を実施する必要のある旧一般電気事業者9社)

		②: 減収額	—
		③: 効果・税収減是認効果	《効果》 — 《税収減を是認するような効果の有無》 —
		10: 相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等 ②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担 ③: 地方公共団体が協力する相当性
11	有識者の見解	—	
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	卸電力取引所におけるグロス・ビディング実施時の社内取引に係る法人事業税の特例制度の創設
税目	法人事業税
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長

① 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（電気事業者が公平に電源へのアクセスできる環境を整備し、安定的かつ安価な電力供給を実現する）について、達成すべき水準が定量的に示されており、その適切な理由も明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>電力供給の安定性を測る指標については、停電回数・停電時間・周波数等の状況が考えられるが、いずれも唯一の評価指標ではなく、総合的に達成を図るもの。 また、安価な電力供給の実現の達成水準については、燃料価格、為替相場、エネルギーミックス等、電気料金に影響を与える要素には多くのものが存在する。 このため、本措置のみを通じた上記の目標の設定は困難。</p> <p>加えて、本改正の結果、どれだけ電気事業者がグロス・ビディングを実施するかは、現在進行中の電力システム改革の進展や、今後の電力・ガス取引監視等委員会制度設計専門会合における詳細な制度設計、旧一般電気事業者の自主的取引の目標設定等に大きな影響を受けるため、現時点で予測することは困難。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

④ 将来の適用数等

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が定量的に予測されており、その適切な理由も明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>本改正の結果、どれだけ電気事業者がグロス・ビディングを実施するかについては、現在進行中の電力システム改革の進展や、今後の電力・ガス取引監視等委員会制度設計専門会合における詳細な制度設計、旧一般電気事業者の自主的取引の目標設定等に大きな影響を受けるため、現時点で予測することは困難。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑥ 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>本税制改正要望により二重課税の問題が解決されない限り、二重課税されてでも積極的にグロス・ビディングを行おうとする電気事業者が現れることは基本的に想定できないため、将来の減収額はゼロである。また、仮に本税制が措置されなかった場合と比較した減収額を定量的に示そうとした場合、これを算出するのは極めて難しい。</p>

<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、将来の減収額が定量的に予測されていないため、この点を課題とする。</p>

⑧ 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の効果について、「売買取引が促進され、競争を通じた安定的かつ安価な電力供給が実現される」と説明されているが、定量的に予測されており、その適切な理由も明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>本改正の結果、どれだけ電気事業者がグロス・ビディングを実施するかについては、現在進行中の電力システム改革の進展や、今後の電力・ガス取引監視等委員会制度設計専門会合における詳細な制度設計、旧一般電気事業者の自主的取引の目標設定等に大きく影響されるため、現時点で予測することは困難。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑩ 将来の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>本税制改正要望により二重課税の問題が解決されない限り、二重課税されてでも積極的にグロス・ビディングを行おうとする電気事業者が現れることは基本的に想定できないため、本改正の実現による税収への影響は無いと思われる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目①、④、⑥、⑧及び⑩に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【経済産業省の補足説明】欄には、経済産業省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	卸電力取引所におけるグロス・ビディング実施時の社内取引に係る法人事業税の特例制度の創設
2	対象税目	法人事業税 【新設・拡充・延長】(地方税4)(法人事業税:義)
3	租税特別措置等の内容	《内容》 グロス・ビディングとは、電力会社の発電部門等が卸電力取引所を介して自社の小売部門に電力を販売する取組みであり、従来社内で行っていた卸取引の全部又は一部が卸電力取引所を介して行われることで、電力の卸取引の価格透明性向上や市場の厚みの拡大を通じた安定的かつ安価な電力供給の実現に資する。 グロス・ビディングを実施する場合、当該電力会社が卸電力取引所から電気の購入を行う際に生じる卸電力取引所に対して支払うべき金額に相当する収入金額を事業税の課税標準から控除する特例制度を創設する。 《関係条項》 地方税法 第72条の12 地方税法施行令 第22条
4	担当部局	電力・ガス取引監視等委員会事務局取引監視課 資源エネルギー庁電力市場整備室
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成28年8月
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
7	適用又は延長期間	恒久措置
8	必要性等	①:政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 「電力システムに関する基本方針(平成25年4月2日閣議決定)」に基づく電気事業法の改正により(平成26年6月11日閣議決定)、平成28年4月1日より、電力小売市場が完全自由化されたが、電力システム改革の目的である小売電気事業者間の競争を通じた安定的かつ安価な電力供給を実現するためには、小売電気事業者が小売供給に必要な電源を卸電力市場から調達できるだけの卸電力市場の活性化が不可欠となっている。 しかしながら、平成7年の電気事業制度改革により、卸電力市場が自由化されたものの、依然として旧一般電気事業者が我が国の発電設備の大半を保有する状態が続いており、旧一般電気事業者は自己又はグループ内の内部取引に加え、他の発電事業者との長期かつ固定的な相対契約を維持している。また、卸電力取引所における取引量は総需要に対して約2%にとどまっており、市場の厚みが乏しく、日々の需給変動等により大幅な価格変動が生じている。 このように、卸電力市場の高い意義にもかかわらず、卸電力市場の活用が進んでいない現状を踏まえ、電力会社の発電部門等が卸電力取引所を介して自社の小売部門に電力を販売するグロス・ビディングを実施することが求められるが、そのために必要な税制面での環境を整備することで、卸電力市場の活性化による競争を通じた安定的かつ安価な電力供給を実現する。 また、卸電力市場を通じた取引への二重課税を回避することにより課税の

			公平性を確保する。
			《政策目的の根拠》 「電力システムに関する基本方針(平成25年4月2日閣議決定)」において、「主要な改革内容」の一つとして「2. 小売及び発電の全面自由化」を掲げており、「小売の全面自由化と併せ、発電の全面自由化(卸規制の撤廃)や、卸電力取引所における電力の取引量を増加させるための取組、商品先物取引法の対象への電気の追加の検討等を行う。」こととしている。
	②:政策体系における政策目的の位置付け		5. エネルギー・環境 5-3 電力・ガス
	③:達成目標及びその実現による寄与		《租税特別措置等により達成しようとする目標》 電気事業者の内部取引を、卸電力取引所を介した取引へ変更することにより、卸電力市場の流動性を高めるとともに、卸電力取引所を通じて電気事業者が公平に電源へのアクセスできる環境を整備する。 これにより、卸電力市場の活性化による競争を通じた安定的かつ安価な電力供給を実現する。
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置が創設されることにより、電力会社内の社内取引を、新たな税負担なく卸電力取引所を介した取引に移行する効果が見込まれる。 一方で、本措置が認められず、従来、社内取引として非課税であった電力取引が、卸電力取引所を介して取引されることで新たに課税対象となる場合には、事業者がグロス・ビディングの利用を期待することはできない。
9	有効性等	①:適用数等 ②:減収額 ③:効果・税収減是認効果	主として、発電事業者及び小売電気事業者が適用対象となる。 - 《効果》 - 《税収減を是認するような効果の有無》 グロス・ビディングを契機として、中長期的に卸電力市場における電力取引が活性化する。 また本措置により、従来から非課税であった同一法人内の社内取引が、グロス・ビディングの実施により卸電力取引所を介した売買取引となった場合でも非課税となることが確保される。このため、卸電力取引所を介した売買取引が促進され、競争を通じた安定的かつ安価な電力供給が実現される。 なお、本措置は二重課税となることを避けるものであるため、新たに税収減が生じることはないと考えられる。
10	相当性	①:租税特別措置等によるべき妥当性等 ②:他の支援措置や義務付け等との役割分担	本措置は、卸電力市場の活性化に資するものであり、税制措置により支援することが適当である。 他の支援措置との関係は無い。

	③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	グロス・ビディングの促進による卸電力市場の活性化は地域経済の活性化にも寄与する。
11	有識者の見解	-
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	-

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	電気供給業における託送料金を控除する収入割の特例措置
税目	法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

① 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【経済産業省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

② 過去の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の適用額が把握されていない。 ② 過去の適用数が定量的に把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。 ③ 過去の適用額について、地方税法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。																													
【経済産業省の補足説明】	電気事業連合会の調査によると、従前の「電気供給業に係る特定規模需要向けの託送料金を控除する収入割の特例措置」についての実績を記載すれば、以下のとおり。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>【適用事業者数】</th> <th>【減収額（百万円）】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成 22 年度</td><td>33</td><td>1,014</td></tr> <tr><td>平成 23 年度</td><td>33</td><td>1,127</td></tr> <tr><td>平成 24 年度</td><td>34</td><td>1,160</td></tr> <tr><td>平成 25 年度</td><td>49</td><td>1,332</td></tr> <tr><td>平成 26 年度</td><td>71</td><td>1,627</td></tr> <tr><td>平成 27 年度</td><td>136</td><td>2,458</td></tr> </tbody> </table> また、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績を記載すれば、以下のとおり。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>【適用総額（千円）】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成 24 年度</td><td>19,399,715</td></tr> <tr><td>平成 25 年度</td><td>18,495,372</td></tr> <tr><td>平成 26 年度</td><td>23,007,416</td></tr> </tbody> </table> なお、今回の要望（「電気供給業における託送料金を控除する収入割の特例措置」）による減収額については、今後どの程度の小売電気事業者が新規参入するかを加味する必要があるが、電力システム改革による小売の自由化は、今年度から開始されたばかりであり、現時点で将来の新規参入者数を予測することは困難であるため、減収額を記載していない。		【適用事業者数】	【減収額（百万円）】	平成 22 年度	33	1,014	平成 23 年度	33	1,127	平成 24 年度	34	1,160	平成 25 年度	49	1,332	平成 26 年度	71	1,627	平成 27 年度	136	2,458		【適用総額（千円）】	平成 24 年度	19,399,715	平成 25 年度	18,495,372	平成 26 年度	23,007,416
	【適用事業者数】	【減収額（百万円）】																												
平成 22 年度	33	1,014																												
平成 23 年度	33	1,127																												
平成 24 年度	34	1,160																												
平成 25 年度	49	1,332																												
平成 26 年度	71	1,627																												
平成 27 年度	136	2,458																												
	【適用総額（千円）】																													
平成 24 年度	19,399,715																													
平成 25 年度	18,495,372																													
平成 26 年度	23,007,416																													
【点検結果】	①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、過去の適用額（平成 27 年度）が把握されていないため、この点を課題とする。																													

③ 僅少・偏りの状況

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【経済産業省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

④ 将来の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の適用額が予測されていない。 ② 将来の適用数が定量的に予測されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
【経済産業省の補足説明】	今回の要望（「電気供給業における託送料金を控除する収入割の特例措置」）による減収額については、今後どの程度の小売電気事業者が新規参入するか、またどの程度の発電量が見込まれ、それによってどの程度託送料金が発生するかを加味する必要があるが、電力システム改革による小売の自由化は、今年度から開始されたばかりであり、現時点で将来の新規参入者数や将来の発電量及び支払われる託送料金の推移予測することは困難であるため、減収額を記載していない。
【点検結果】	①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑤ 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の減収額が年度ごとに把握されていない。 ② 過去の減収額について、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。 ③ 過去の減収額について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される適用額を用いて把握されていない。																													
【経済産業省の補足説明】	電気事業連合会の調査によると、従前の「電気供給業に係る特定規模需要向けの託送料金を控除する収入割の特例措置」についての実績を記載すれば、以下のとおり。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>【適用事業者数】</th> <th>【減収額（百万円）】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成 22 年度</td><td>33</td><td>1,014</td></tr> <tr><td>平成 23 年度</td><td>33</td><td>1,127</td></tr> <tr><td>平成 24 年度</td><td>34</td><td>1,160</td></tr> <tr><td>平成 25 年度</td><td>49</td><td>1,332</td></tr> <tr><td>平成 26 年度</td><td>71</td><td>1,627</td></tr> <tr><td>平成 27 年度</td><td>136</td><td>2,458</td></tr> </tbody> </table> また、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績を記載すれば、以下のとおり。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>【適用総額（千円）】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成 24 年度</td><td>19,399,715</td></tr> <tr><td>平成 25 年度</td><td>18,495,372</td></tr> <tr><td>平成 26 年度</td><td>23,007,416</td></tr> </tbody> </table>		【適用事業者数】	【減収額（百万円）】	平成 22 年度	33	1,014	平成 23 年度	33	1,127	平成 24 年度	34	1,160	平成 25 年度	49	1,332	平成 26 年度	71	1,627	平成 27 年度	136	2,458		【適用総額（千円）】	平成 24 年度	19,399,715	平成 25 年度	18,495,372	平成 26 年度	23,007,416
	【適用事業者数】	【減収額（百万円）】																												
平成 22 年度	33	1,014																												
平成 23 年度	33	1,127																												
平成 24 年度	34	1,160																												
平成 25 年度	49	1,332																												
平成 26 年度	71	1,627																												
平成 27 年度	136	2,458																												
	【適用総額（千円）】																													
平成 24 年度	19,399,715																													
平成 25 年度	18,495,372																													
平成 26 年度	23,007,416																													
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。 ②・③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。																													

⑥ 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 将来の減収額が年度ごとに予測されていない。 ② 将来の減収額について、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。
【経済産業省の補足説明】 今回の要望（「電気供給業における託送料金を控除する収入割の特例措置」）による減収額については、今後どの程度の小売電気事業者が新規参入するか、またどの程度の発電量が見込まれ、それによってどの程度託送料金が発生するかを加味する必要があるが、電力システム改革による小売の自由化は、今年度から開始されたばかりであり、現時点で将来の新規参入者数を予測することは困難であるため、減収額を記載していない。
【点検結果】 ①・② 補足説明によれば、将来の減収額が予測されていないため、この点を課題とする。

⑦ 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 達成目標（課税の公平性を実現する）に対する効果の寄与について、本特例措置によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。																					
【経済産業省の補足説明】 電気事業連合会の調査によると、従前の「電気供給業に係る特定規模需要向けの託送料金を控除する収入割の特例措置」についての実績を記載すれば、以下のとおり。																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>【適用事業者数】</th> <th>【減収額（百万円）】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 22 年度</td> <td>33</td> <td>1,014</td> </tr> <tr> <td>平成 23 年度</td> <td>33</td> <td>1,127</td> </tr> <tr> <td>平成 24 年度</td> <td>34</td> <td>1,160</td> </tr> <tr> <td>平成 25 年度</td> <td>49</td> <td>1,332</td> </tr> <tr> <td>平成 26 年度</td> <td>71</td> <td>1,627</td> </tr> <tr> <td>平成 27 年度</td> <td>136</td> <td>2,458</td> </tr> </tbody> </table>		【適用事業者数】	【減収額（百万円）】	平成 22 年度	33	1,014	平成 23 年度	33	1,127	平成 24 年度	34	1,160	平成 25 年度	49	1,332	平成 26 年度	71	1,627	平成 27 年度	136	2,458
	【適用事業者数】	【減収額（百万円）】																			
平成 22 年度	33	1,014																			
平成 23 年度	33	1,127																			
平成 24 年度	34	1,160																			
平成 25 年度	49	1,332																			
平成 26 年度	71	1,627																			
平成 27 年度	136	2,458																			
また、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績を記載すれば、以下のとおり。																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>【適用総額（千円）】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 24 年度</td> <td>19,399,715</td> </tr> <tr> <td>平成 25 年度</td> <td>18,495,372</td> </tr> <tr> <td>平成 26 年度</td> <td>23,007,416</td> </tr> </tbody> </table>		【適用総額（千円）】	平成 24 年度	19,399,715	平成 25 年度	18,495,372	平成 26 年度	23,007,416													
	【適用総額（千円）】																				
平成 24 年度	19,399,715																				
平成 25 年度	18,495,372																				
平成 26 年度	23,007,416																				
もしこれまでに本措置の適用がなければ、上記金額が二重課税（一般送配電事業者が小売電気事業者から託送料金（規制料金）を受受する際の課税及び、小売電気事業者が当該託送料金を原価に含んだ価格で需要家に電気を供給することで計上する売上に係る課税）されることとなり、結果として他の一般の競争下にある企業と比して余分に多くの法人事業税を支払う必要が生ずることから、本措置により当該二重課税が排除されることにより、他の一般の競争下にある企業との比較において課税の公平性が実現される。																					
【点検結果】 ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。																					

⑧ 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 達成目標（課税の公平性を実現する）に対する効果の寄与について、本特例措置によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。
【経済産業省の補足説明】 本要望を措置しなければ、一般の競争下にある企業には生じ得ない二重課税が生ずる。本要望を措置することにより当該二重課税が是正され、一般の競争下にある企業と同様の

課税体系が実現される。
【点検結果】 ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑨ 過去の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。
【経済産業省の補足説明】 そもそも本要望は二重課税を是正するものであり、減収は発生しないが、二重課税を是正し一般の競争下にある企業と同様の課税体系を実現するためにも本要望は必要。
【点検結果】 ① 点検項目⑦過去の効果に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目⑤過去の減収額に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑩ 将来の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。
【経済産業省の補足説明】 そもそも本要望は二重課税を是正するものであり、減収は発生しないが、二重課税を是正し一般の競争下にある企業と同様の課税体系を実現するためにも本要望は必要。
【点検結果】 ① 点検項目⑧将来の効果に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目⑥将来の減収額に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目②、④、⑤、⑥、⑨及び⑩に課題があり、中でも点検項目⑥将来の減収額が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

（注）【経済産業省の補足説明】欄には、経済産業省から送付された文書を引用している。

		租税特別措置等に係る政策の事前評価書
1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	電気供給業における託送料金を控除する収入割の特例措置 (地方税12)(法人事業税:義)
2	対象税目	法人事業税 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 法人事業税の電気供給業に対する課税標準である収入金額の算定に当たっては、電気を供給するために必要な託送料金収入を控除する。 《関係条項》 地方税法 法附則第9条第8項、地方税法施行令附則第6条の2第2項
4	担当部局	資源エネルギー庁
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成28年8月
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成12年度 創設(3年間の特例措置) 平成15年度 2年間の延長 平成17年度 2年間の延長 平成19年度 2年間の延長 平成21年度 2年間の延長 平成23年度 3年間の延長 平成26年度 3年間の延長
7	適用又は延長期間	その他(「電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更」における要望内容が実現すれば本要望は不要)
8	必要性等	①:政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 電気の小売業(小売電気事業)に係る新規参入、並びに市場競争を促進し、需要家の電力会社、料金メニューに係る多様な選択肢の確保、事業者の事業機会の拡大を目指す。 《政策目的の根拠》 電力システムに関する改革方針(平成25年4月閣議決定)において、電力市場における競争の促進、電力会社、料金メニュー等を選びたいという消費者ニーズに対して多様な選択肢の提供や、他業種・他地域からの参入をはじめ事業者の事業機会の拡大ができる制度へ転換する等の方針が示され、当該方針に基づき、平成28年度4月1日より、電気の小売業への参入全面自由化と、それに伴い、地域独占・規制料金が担保された一般電気事業概念の廃止(事業類型の見直し)が実施された。
		②:政策体系における政策目的の位置付け 5. エネルギー・環境 5-3 電力・ガス
		③:達成目標及びその実現による寄与 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 一般の競争下にある企業と同様の税制とすることで、課税の公平性を実現する。

			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 一般の競争下にある企業と同様の税制とすることで、課税の公平性を実現する。
9	有効性等	①:適用数等	主として、小売電気事業者及び発電事業者が適用対象となる。
		②:減収額	2,458(百万円)
		③:効果・税収減是認効果	《効果》 - 《税収減を是認するような効果の有無》 本措置は特定の産業に対する「支援の創設」ではなく、特定の産業(電気事業)に対する「課税の不公平」を是正するものである。加えて、事業間の税負担の公平性が図られることから、市場の競争進展に寄与することが期待される。
10	相当性	①:租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置は、他業種との課税の公平性を担保するための措置であるため、税制措置により支援することが適当である。
		②:他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置との関係は無い。
		③:地方公共団体が協力する相当性	電気事業における小売全面自由化が開始され、他の一般の事業と同様の競争環境下に置かれる電気供給業において、当該他の一般の事業と税制面でのイコールフットイングを図る本措置は妥当である。
11	有識者の見解	-	
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成27年8月	

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充・延長
税目	法人住民税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

① 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【経済産業省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

② 過去の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	<p>① 過去の適用数及び適用額（平成 27 年度の総額型及び高水準型）について、平成 27 年度の中小企業者等適用法人数については、26 年度の適用法人数全体における中小企業者等の割合を 27 年度の適用法人数全体に乗じて推計していると説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。</p> <p>② 過去の適用数及び適用額（平成 27 年度の中小企業技術基盤強化税制）について、平成 27 年度の中小企業者等適用法人数については、26 年度の適用法人数全体における中小企業者等の割合を 27 年度の適用法人数全体に乗じて推計し、別紙 1 において、6,040 件及び 28,580 百万円を見込みとしたと説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。</p>
【経済産業省の補足説明】	<p>① 平成 27 年度の中小企業者等適用法人数については、平成 26 年度の適用法人数全体における中小企業者等の割合を平成 27 年度の適用法人数全体に乗じて推計している。 具体的には、総額型の平成 27 年度適用法人数である 4,144 法人に平成 26 年度の適用法人数 3,707 法人における中小企業者等 853 法人の割合 23.01%（853 法人÷3,707 法人）を乗じて、954 法人（4,144 法人×23.01%）としている。 また、同様に高水準型の平成 27 年度適用法人数である 130 法人に平成 26 年度の適用法人数 130 法人における中小企業者等 80 法人の割合 61.54%（80 法人÷130 法人）を乗じて、80 法人（130 法人×61.54%）としている。 ※なお、評価書には 131 法人（81 法人）と記載があるが、正しくは 130 法人（80 法人）であり訂正している。</p> <p>② 租税特別措置の適用実態調査によると、平成 26 年度の中小企業技術基盤強化税制活用実績額は 27,264 百万円。 中小企業庁企業アンケートで得られた平成 26 年度の中小企業技術基盤強化税制の中小企業者等における活用実績額は、460 百万円であり、カバー率は 1.69%。（カバー率：460 ÷ 27,264 = 1.69%） 当該カバー率（1.69%）を中小企業庁企業アンケートで得られた、平成 27 年度の中小企業技術基盤強化税制活用実績額の 483 百万円に割り戻して得られた額を、現行制度の平成 27 年度における中小企業技術基盤強化税制の見込み額とした。 （483 百万円 ÷ 1.69% = 28,580 百万円） また、租税特別措置の適用実態調査によると、平成 26 年度の中小企業技術基盤強化税制活用件数は、5,368 件。 中小企業庁企業アンケートで得られた平成 26 年度の中小企業技術基盤強化税制活用件数実績は、54 件であり、カバー率は 1.01%。（カバー率：54 ÷ 5,368 = 1.01%）</p>

当該カバー率（1.01%）を中小企業庁企業アンケートで得られた、平成 27 年度の中小企業技術基盤強化税制活用件数の 61 件に割り戻して得られた件数を、現行制度の平成 27 年度における中小企業技術基盤強化税制の適用見込み件数とした。 （61 件 ÷ 1.01% = 6,040 件）
【点検結果】
①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

③ 僅少・偏りの状況

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【経済産業省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

④ 将来の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【経済産業省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

⑤ 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	<p>① 過去の減収額（平成 27 年度の総額型）について、その算定に用いた法人税における減収額が 56 億円と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。</p> <p>② 将来の減収額（平成 27 年度の中小企業技術基盤強化税制）について、その算定に用いた法人税の減収額が「316 億円」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。</p> <p>③ 将来の減収額（平成 27 年度の高水準型）について、その算定に用いた法人税における減収額が「1.7 億円」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。</p> <p>④ 過去の減収額（平成 25 年度から 27 年度までの中小企業技術基盤強化税制及び高水準型）について、地方税法に基づき把握される適用額を用いて把握されていない。</p>
【経済産業省の補足説明】	<p>① 平成 27 年度の総額型の中小企業者等における減収額については、平成 26 年度の減収額全体における中小企業者等の割合を平成 27 年度の減収額全体に乗じて推計している。 具体的には、平成 27 年度の減収額全体である 5,702 億円に平成 26 年度の減収額全体 5,281 億円における中小企業者等 51 億円の割合 0.97%（51 億円 ÷ 5,281 億円）を乗じて、55 億円（5,702 億円 × 0.97%）としている。 ※なお、評価書に 56 億円と記載があるが、正しくは 55 億円であり訂正するとともに、平成 27 年度の中小企業者等減収額の算出方法について追記している。</p> <p>② 平成 27 年度の中小企業技術基盤強化税制の減収額については、中小企業者における減収額と中小企業者以外における減収額を推計し、足し合わせて算出している。 中小企業者における減収額は、本結果表②過去の適用数等における補足説明②に記載のとおり、28,580 百万円。 中小企業者以外における減収額は、平成 27 年度の中小企業技術基盤強化税制における</p>

中小企業者の減収額 28,580 百万円に、平成 25 年度及び平成 26 年度の中小企業者等の減収額 51,236 百万円（平成 25 年度 23,972 百万円＋平成 26 年度 27,264 百万円）における平成 25 年度及び平成 26 年度の中小企業者以外の減収額 274 百万円（平成 25 年度 151 百万円＋平成 26 年度 123 百万円）の割合 0.535%（274 百万円÷51,236 百万円）を乗じて、153 百万円（28,580 百万円×0.535%）を算出する。

中小企業者における減収額 28,580 百万円と中小企業者以外における減収額 153 百万円を足し合わせ、28,733 百万（287 億円）と試算した。

※なお、評価書に 316 億円と記載があるが、正しくは 287 億円であり訂正している。

③ 平成 27 年度の高水準型の中小企業者等における減収額については、平成 26 年度の減収額全体における中小企業者等の割合を平成 27 年度の減収額全体に乘じて推計している。

具体的には、平成 27 年度の減収額全体である 91 億円に平成 26 年度の減収額全体 55 億円における中小企業者等 1 億円の割合 1.82%（1 億円÷55 億円）を乗じて、1.7 億円（91 億円×1.82%）としている。

※なお、評価書に平成 27 年度の中小企業者等減収額の算出方法について追記している。

④ 過去の減収額（平成 24 年度から平成 26 年度までの中小企業技術基盤強化税制及び高水準型）については、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」から算出したものに訂正している。

【点検結果】

①～④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑥ 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の減収額（平成 28 年度及び 29 年度の総額型）について、その算定に用いた法人税における減収額が 56 億円等と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。

② 将来の減収額（平成 28 年度及び 29 年度の中小企業技術基盤強化税制）について、その算定に用いた法人税における減収額が 316 億円等と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。

③ 将来の減収額（平成 28 年度及び 29 年度の高水準型）について、その算定に用いた法人税における減収額が 1.7 億円等と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】

① 平成 27 年度の総額型の中小企業者等における減収額については、平成 26 年度の減収額全体における中小企業者等の割合を平成 27 年度の減収額全体に乘じて推計している。

具体的には、平成 27 年度の減収額全体である 5,702 億円に平成 26 年度の減収額全体 5,281 億円における中小企業者等 51 億円の割合 0.97%（51 億円÷5,281 億円）を乗じて、55 億円（5,702 億円×0.97%）としている。

平成 28 年度の総額型の中小企業者等における減収額については、現時点において増減させる要素が明確でないことから平成 27 年度推計値と同数としている。

※なお、評価書に 56 億円と記載があるが、正しくは 55 億円であり訂正するとともに、平成 27 年度の中小企業者等減収額の算出方法について追記している。

② 平成 27 年度の中小企業技術基盤強化税制の減収額については、中小企業者等における減収額と大企業における減収額を推計し、足し合わせて算出している。

中小企業者等における減収額は、本結果表②過去の適用数等における補足説明②に記載のとおり、28,580 百万円。

大企業における減収額は、平成 27 年度の中小企業技術基盤強化税制における中小企業者等の減収額 28,580 百万円に平成 25 年度及び平成 26 年度の中小企業者等の減収額 51,236 百万円（平成 25 年度 23,972 百万円＋平成 26 年度 27,264 百万円）における平成 25 年度及び平成 26 年度の大企業の減収額 274 百万円（平成 25 年度 151 百万円＋平成 26 年度 123 百万円）の割合 0.535%（274 百万円÷51,236 百万円）を乗じて、153 百万円（28,580 百万円×0.535%）。

中小企業者等における減収額 28,580 百万円と大企業における減収額 153 百万円を足し

合わせ、28,733 百万（287 億円）。

※なお、評価書に 316 億円と記載があるが、正しくは 287 億円であり訂正している。

③ 平成 27 年度の高水準型の中小企業者等における減収額については、平成 26 年度の減収額全体における中小企業者等の割合を平成 27 年度の減収額全体に乘じて推計している。

具体的には、平成 27 年度の減収額全体である 91 億円に平成 26 年度の減収額全体 55 億円における中小企業者等 1 億円の割合 1.82%（1 億円÷55 億円）を乗じて、1.7 億円（91 億円×1.82%）としている。

平成 28 年度の高水準型の中小企業者等における減収額については、現時点において増減させる要素が明確でないことから平成 27 年度推計値と同数としている。

※なお、評価書に平成 27 年度の中小企業者等減収額の算出方法について追記している。

【点検結果】

①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑦ 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 過去の効果（平成 27 年度）が把握されていない。

② 過去の効果について、平成 26 年度における対 GDP 民間研究開発投資比率 2.77%等と説明されているが、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。

③ 達成目標（民間研究開発投資を 2020 年度までに対 GDP 比 3%以上とする）に対する効果（民間企業の研究開発投資の拡大）の寄与について、対 GDP 民間研究開発投資比率の増加への寄与が不明であり、当該効果によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。

④ 過去の効果について、中小企業技術基盤強化税制及び高水準型が明らかにされていない。

⑤ 過去の効果について、総額型は、控除額に対し民間研究開発投資を約 2.33 倍押し上げる効果があるとして、控除額に 2.33 を乗ずることにより民間研究開発投資押し上げ額を算出しているが、引用元の「研究論文（kasahara et al. (2011)）」では、総額型の研究税制が導入されたことによる平成 14 年度から 15 年度にかけての研究開発投資額の増加について、研究開発投資額の実効税額控除率弾力性が 2.33 であるとしており、これは実効税額控除率の変化と研究開発投資額の変化率の関係について言及しているものであつて、研究開発投資額と控除額の水準の関係について言及しているものではないため、控除額に 2.33 を乗ずることにより民間研究開発投資押し上げ額を算出する根拠が明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】

① については、リーマンショック後の民間研究開発投資の対 GDP 比率の大幅な落ち込みからは回復基調にあるが、研究開発投資の伸び率は主要国と比して低調な状況が続き、我が国の成長力・国際競争力の壊滅的な低下が懸念される。

② 過去の直接的な効果については、上記①のとおり補足説明のとおり。加えて、平成 28 年度経済産業省アンケート調査では、約 71%の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識しており、大多数の企業が研究開発税制によって研究開発投資を押し上げていると回答している。

③ については、安倍政権が「新 3本の矢」の 1つとして掲げた「2020 年頃に名目 GDP 600 兆円達成」の目標の達成や、日本再興戦略 2016（閣議決定）等を背景として、今後 5 年間で民間企業の研究開発投資を対 GDP 比 3%とするためには、民間企業の研究開発投資を年平均 4.8%増加し続けることが必要であると考えている。また、税収減を是認する効果に記載のとおり、研究開発税制は研究開発投資を誘発する効果があることから、当該効果によって、達成目標が達成することが見込まれる。

④ 研究開発税制については、総額型を基礎とした上で、O I 型や上乗せ措置（高水準型等）のそれぞれの仕組みが相互に作用し、我が国民間企業による研究開発投資の維持・増加を目指すものである。

一方、御指摘の点について回答するとすれば以下のとおり。

○中小企業技術基盤強化税制については、27年度は適用件数6,040件、適用金額287億円を見込んでおり、制度として民間企業の研究開発投資に増加に貢献していると考えている。

○高水準型については、27年度は適用件数130件、適用金額91億円を見込んでおり、制度として民間企業の研究開発投資に増加に貢献していると考えている。

○特別試験研究費税額控除制度（オープンイノベーション型）については、27年度は適用件数508件、37億円を見込んでおり、制度として民間企業の研究開発投資に増加に貢献していると考えている。

⑤ 引用元の「研究論文(kasahara et al. (2011))」については、研究開発投資額の実効税額控除率弾力性が2.33であることを示されていることに加えて、研究開発税制による研究開発投資押し上げ額に関する計算式も示されており、そこから研究開発税制による研究開発投資押し上げ額は弾性値に税額控除額を乗じた値と等しくなることが確認することができる（点検結果表の別紙【経済産業省の考え方】参照）ため、指摘のあった控除額に2.33倍を乗じた値をもって民間研究開発投資押し上げ額とすることは説明できると考えている。

【点検結果】

- ①～③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「制度として民間企業の研究開発投資に増加に貢献していると考えている」との説明では、過去の効果について、定量的に把握されていないため、この点を課題とする。
- ⑤ 補足説明において、控除額に2.33を乗ずることにより民間研究開発投資押し上げ額を算出する根拠が示されたことから、分析・説明の内容が不十分である点が解消された。

⑧ 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将来の効果について、対GDP民間研究開発投資比率3%以上を達成することができる」と説明されているが、定量的に予測されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ② 将来の効果について、総額型、中小企業技術基盤強化税制及び高水準型について、民間研究開発投資押し上げ効果があると説明されているが、定量的に予測されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ③ 将来の効果について、要望内容によれば、イノベーションにつながる中長期及び革新的な民間研究開発投資を促す仕組みとするために、試験研究費にサービス開発を追加したり、総額型に4段階の控除率を設定したりするなどの見直しを行っているが、それらを踏まえた効果が定量的に予測されておらず、本特例措置によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】

- ① については、安倍政権が「新3本の矢」の1つとして掲げた「2020年頃に名目GDP600兆円達成」の目標の達成や、日本再興戦略2016（閣議決定）等を背景として、今後5年間で民間企業の研究開発投資を対GDP比3%とするためには、民間企業の研究開発投資を年平均4.8%増加し続けることが必要であると考えている。また、研究開発税制は研究開発投資を誘発する効果があると試算しており、当該効果によって、将来的に達成目標に向け、研究開発投資の増加が期待できる。
- ② については、制度全体の経済波及効果として、平成29年度～平成38年度までの10年間に及ぼす効果として、①GDP押し上げ効果：6,845億円、②雇用創出効果：約83万人、③税収効果：約1,298億円の効果が見込まれる旨、記載している。なお、本制度は、総額型、特別試験研究費税額控除制度（オープンイノベーション型）、中小企業技術基盤強化税制及び高水準型が一体とした措置として活用されているものであり、個別措置の民間研究開発投資押し上げ効果の定量的予測は困難であるが、総額型については試験研究費の増減に応じた控除率の設定に変更することにより、研究開発投資の増加が期待できる。特別試験研究費税額控除制度については、企業の自前主義・自己完結主義からの脱却を図り、効率的な研究開発を促進することに有効であり、

もって企業の積極的な研究開発投資の変革に寄与することが期待できる。中小企業技術基盤強化税制については、試験研究費を維持・増加させた場合の控除率を高く設定することで中小企業者等の継続的かつ積極的な研究開発投資の促進が期待できる。高水準型については、通常よりも売上高に占める研究開発投資比率が高い企業の研究開発投資水準を維持・拡大に有効な制度であり、今後も高い研究開発投資水準を確保することが期待できる。

- ③ については、今般の要望内容による減収額・適用事業数の推計は事前評価書の別紙2で示すとともに、事前評価書「9.有効性等」の将来推計において示している。また、今般の要望を踏まえた効果については、「9.有効性等」中の税収減を是認する効果中に分析している。

【点検結果】

- ①～③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑨ 過去の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。

【経済産業省の補足説明】

- いずれの指摘についても丁寧に説明を補足したいので、不足があれば御指摘いただきたい。

【点検結果】

- ① 点検項目⑤過去の減収額に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目⑦過去の効果に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑩ 将来の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。

【経済産業省の補足説明】

- いずれの指摘についても丁寧に説明を補足したいので、不足があれば御指摘いただきたい。

【点検結果】

- ① 点検項目⑥将来の減収額に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目⑧将来の効果に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目⑦、⑧、⑨及び⑩に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

（注）【経済産業省の補足説明】欄には、経済産業省から送付された文書を引用している。

【経済産業省の考え方】

Kasahara et.al(2011)

<http://www.rieti.go.jp/publications/dp/11e072.pdf>

のp.6に研究開発税制による実効税額控除率 τ の定義があります。

それによると、 $\tau = X / RD \dots \textcircled{1}$

です。

研究開発税制による研究開発投資押し上げ額はp.14の式(6)で与えられています。

これを τ で微分すると、

$$\Delta \ln(RD) = \beta \times \Delta \tau \dots \textcircled{2} \quad (\Rightarrow Y \text{ は } \tau \text{ とは独立。 } \tau \text{ で微分すると } Y \text{ は消える。})$$

で表されます。

$$\Delta \ln(RD) = (\Delta RD / RD) \Rightarrow \text{極限值で考えているので、この式は誤りではない。}$$

なので、 $\textcircled{2}$ 式は

$$\Delta RD = \beta \times \Delta \tau \times RD \dots \textcircled{3}$$

の形に書きかえられます。

ここで、 $\Delta \tau \times RD$ は、 $\textcircled{1}$ より ΔX と等しいので、これを $\textcircled{3}$ に代入して、

$$\Delta RD = \beta \times \Delta X$$

となります。

つまり、研究開発税制による研究開発投資押し上げ額 ΔRD は、弾性値 β に税額控除額 X を乗じた値と等しくなります。

よって、控除額に2.33倍を乗じた値をもって民間研究開発投資押し上げ額とすることとしています。

X : 研究開発税制による税額控除額 (約 5,281 億円)
RD : 民間研究開発投資額 (約 135,864 億円)
ΔRD : 研究開発税制による研究開発投資押し上げ額
τ : 研究開発税制による実効税額控除率 ($= X / RD \approx 0.0388446$)
β : 実効税額控除率に関する研究開発投資の弾性値 (semi-elasticity of R&D investments with respect to the effective tax credit rate=2.33)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充・延長
2	対象税目	(法人住民税・義)(地方税21) 【新設・ 拡充 ・ 延長 】
3	租税特別措置等の内容	《制度概要》 法人住民税法人税割の課税標準となる法人税額は、原則として税額控除を行う前の法人税額を用いることとされているが、中小企業者の試験研究費の税額控除については、これらの税額控除後の法人税額を法人住民税の課税標準として用いることとされている。(大企業は税額控除前の法人税額が課税標準となる。) 《要望内容》 我が国の国際競争力を支える民間研究開発の維持・拡大を図るため、イノベーションに繋がる中長期・革新的な民間研究開発投資を促す仕組みとする。 そのため、第4次産業革命を強力に推進するため、第4次産業革命型の高付加価値サービスの開発を新たに支援対象に追加する(定義の見直し)。 また、ビジネスモデルが大きく変貌し、経営の不確実性が高まる中、研究開発投資をしっかりと押し、対GDP比4%等の目標の着実な実現を図るため、研究開発投資の増減に応じて支援にメリハリをつける仕組みを導入するとともに、中小企業向け支援を強化する等の充実を図る。 一試験研究費の定義の見直し(サービス開発の追加) 一総額型について、試験研究費の増減に応じた控除率の設定(6%、8%、10%、25%の4段階(中小企業等については、12%、25%の2段階)) 一高水準型の適用期限の延長(3年間延長(31年度末まで)) 一特別試験研究費税額控除制度(以下、オープンイノベーション型という。)の運用改善 《関係条項》 地方税法第23条第1項第4号、同法第72条の23第1項、同法第292条第1項4号
4	担当部局	中小企業庁 経営支援部 技術・経営革新課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成25年度～平成31年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和60年度 創設(税額控除率6%) 昭和63年度 2年間延長 平成2年度 3年間延長 平成5年度 2年間延長 平成7年度 2年間延長 平成9年度 1年間延長

		<p>平成10年度 税額控除率の拡充(6%→10%)</p> <p>平成11年度 1年間延長</p> <p>平成12年度 1年間延長</p> <p>平成13年度 1年間延長</p> <p>平成14年度 1年間延長</p> <p>平成15年度 税額控除率の拡充(12%の恒久化)</p> <p>税額控除率の3%上乘せ措置の拡充(12%→15%)</p> <p>平成18年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)の拡充</p> <p>税額控除率3%上乘せ措置の廃止(15%→12%)</p> <p>平成20年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)または売上高の10%超過に係る税額控除の選択制の追加</p> <p>平成21年度 試験研究費の総額に係る税額控除制度等について</p> <p>①平成21、22年度において税額控除限度額を、当期の法人税額の20%から30%へ引上げるとともに</p> <p>②平成21、22年度に生じる税額控除超過額について、平成23、24年度において税額控除の対象とすることを可能にする。</p> <p>平成22年度 2年間延長(上乘せ措置)</p> <p>平成24年度 2年間延長(同上)</p> <p>平成25年度 総額型の控除上限を20%から30%に引き上げ(2年間の時限措置)</p> <p>平成26年度 上乘せ措置(増加型・高水準型)を3年間延長するとともに、増加型を、試験研究費の増加割合に応じて税額控除割合が高くなる仕組み(最大30%まで)に改組。</p> <p>平成27年度 総額型とオープンイノベーション型を合わせ、控除上限を30%(総額型25%、特別試験研究費税額控除制度5%)にするとともに、両制度を恒久措置に改組。</p> <p>オープンイノベーション型について、①控除率を12%から20%又は30%へ引き上げるとともに、②対象費用(中小企業者等からの知財権の使用料)を拡大。</p> <p>繰越控除制度の廃止。</p>
7	適用又は延長期間	<p>○ 試験研究費の定義の見直し(サービス開発の追加)</p> <p>○ 増加型の廃止に伴い、総額型の控除率について、試験研究費の増減に応じたものに見直し(6%、8%、10%、25%)(中小企業者等については、12%、25%)</p> <p>○ オープンイノベーション型の運用改善(以上、恒久措置)</p> <p>○ 高水準型の適用期限の延長(3年間延長(31年度末まで))</p>
8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>我が国の研究開発投資総額(平成26年度:19.0兆円)の約7割(同:13.6兆円)を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションに繋がる中長期・革新的な研究開発等の加速を通じた我が国企業の競争力を強化する。</p> <p>具体的には、民間研究開発投資を2020年度までに対GDP比で3%以上とする。</p>

		<p>《政策目的の根拠》</p> <p>○第5期科学技術基本計画(平成28年～32年度)[平成28年1月22日閣議決定]</p> <p>第7章 科学技術イノベーションの推進の強化</p> <p>(5)未来に向けた研究開発投資の確保</p> <p>第5期基本計画においても、これまでの科学技術振興の努力を継続していく観点から～(中略)～政府研究開発投資に関する具体的な目標を引き続き設定し、政府研究開発投資を拡充していくことが求められる。</p> <p>このため、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上とすることを目標とするとともに、(以下略)</p> <p>○成長戦略(日本再興戦略改訂2016)[平成28年6月2日閣議決定]</p> <p>Ⅲ イノベーション・ベンチャー創出力の強化、チャレンジ精神にあふれる人材の創出等</p> <p>1. イノベーション・ベンチャー創出力の強化</p> <p>(2)新たに講ずべき具体的施策</p> <p>i)イノベーション・ナショナルシステム構築の仕上げ</p> <p>研究開発投資の目標については、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上とすることを目標とするとともに、(以下略)。</p> <p>また、この目標の実現に向けては、企業におけるイノベーションにつながる中長期・革新的な研究開発への積極的な投資や「イノベーション経営」のための意識・行動改革を最大限後押しするための環境も整備する。</p> <p>○科学技術イノベーション総合戦略2016[平成28年5月24日閣議決定]</p> <p>第4章 イノベーション創出に向けた人材、知、資金の好循環システムの構築</p> <p>(1)オープンイノベーションを推進する仕組みの強化</p> <p>研究開発税制等によって、民間企業が、大学や公的研究機関、他企業等とも連携しつつ、中長期的な視点を踏まえた研究開発投資を積極的に行うことを促進する。</p> <p>○経済財政運営と改革の基本的方針2016(骨太の方針)[平成28年6月2日閣議決定]</p> <p>第2章 成長と分配の好循環の実現</p> <p>2 成長戦略の加速等</p> <p>(1)生産性革命に向けた取組の加速</p> <p>③ 研究開発投資の促進</p> <p>～(略)～民間における研究開発投資の促進を図る。これにより、2020年(平成32年)までに官民合わせた研究開発投資を対GDP比4%以上とすることを目標とするとともに、(以下略)。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>1. 経済産業</p> <p>1-3 イノベーション</p> <p>○第5期科学技術基本計画(平成28年～32年度)[平成28年1月22日閣議決定]</p> <p>第7章 科学技術イノベーションの推進の強化</p> <p>(5)未来に向けた研究開発投資の確保</p>

	<p>第5期基本計画においても、これまでの科学技術振興の努力を継続していく観点から～(中略)～政府研究開発投資に関する具体的な目標を引き続き設定し、政府研究開発投資を拡充していくことが求められる。 このため、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上とすることを目標とするとともに、(以下略)</p> <p>○成長戦略(日本再興戦略改訂2016)[平成28年6月2日閣議決定] Ⅲ イノベーション・ベンチャー創出力の強化、チャレンジ精神にあふれる人材の創出等 1. イノベーション・ベンチャー創出力の強化 (2)新たに講ずべき具体的施策 i)イノベーション・ナショナルシステム構築の仕上げ 研究開発投資の目標については、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上とすることを目標とするとともに、(以下略)。 また、この目標の実現に向けては、企業におけるイノベーションにつながる中長期・革新的な研究開発への積極的な投資や「イノベーション経営」のための意識・行動改革を最大限後押しするための環境も整備する。</p> <p>○科学技術イノベーション総合戦略2016[平成28年5月24日閣議決定] 第4章 イノベーション創出に向けた人材、知、資金の好循環システムの構築 (1)オープンイノベーションを創出する仕組みの強化 研究開発税制等によって、民間企業が、大学や公的研究機関、他企業等とも連携しつつ、中長期的な視点を踏まえた研究開発投資を積極的に行うことを促進する。</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針2016(骨太の方針)[平成28年6月2日閣議決定] 第2章 成長と分配の好循環の実現 2 成長戦略の加速等 (1)生産性革命に向けた取組の加速 ③ 研究開発投資の促進 ～(略)～民間における研究開発投資の促進を図る。これにより、2020年(平成32年)までに官民合わせた研究開発投資を対GDP比4%以上とすることを目標とするとともに、(以下略)</p>
<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資を2020年度までに対GDP比3%以上とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることにより、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高め、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化することに大きく寄与することが可能。 なお、研究論文(Kasahara et al(2011))によれば、研究開発税制(総額型)は、控除額に対し民間研究開発投資を約2.33倍押し上げる効果がある。また、平成28年度経済産業省(中小企業庁)アンケート調査では約65%の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。</p>

<p>9 有効性等</p>	<p>① 適用数等</p>	<p>国税及び地方税における中小企業者等利用実績 平成24年度 5,528 法人 平成25年度 6,067 法人 平成26年度 6,221 法人 平成27年度 6,994 法人(見込み) 平成28年度 6,994 法人(見込み) 平成29年度 6,994 法人(見込み) 平成30年度 6,994 法人(見込み) 平成31年度 6,994 法人(見込み)</p> <p>※平成24～26年度は「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」により把握。 ※平成27年度は、「平成28年度経産省アンケート調査結果(大企業)」及び「平成28年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査」の結果において、研究開発税制を活用した、または活用する見込みと回答した企業数を抽出し、「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」の数字で割り戻した数値で補正し算出した法人数における(以下(参考)に記載の法人数)、総額型及び中小企業技術基盤強化税制の中小企業者等における適用法人数を合計した数値としている。 ※適用件数については、現時点において増減させる要素が明確でないことから平成28年度、平成29年度、平成30年度、平成31年度は、平成27年度推計値と同数とした。</p> <p>(参考) ○国税利用実績(うち、税法上の中小企業者等分(資本金1億円以下)) ○適用事業者(法人)数 <総額型(拡充)> 平成24年度 3,297 法人(842 法人) 平成25年度 3,733 法人(886 法人) 平成26年度 3,707 法人(853 法人) 平成27年度 4,144 法人(954 法人)(見込み) 平成28年度 4,144 法人(954 法人)(見込み) <中小企業技術基盤強化税制(拡充)> 平成24年度 4,706 法人(4,686 法人) 平成25年度 5,197 法人(5,181 法人) 平成26年度 5,380 法人(5,368 法人) 平成27年度 6,056 法人(6,040 法人)(見込み) 平成28年度 6,056 法人(6,040 法人)(見込み) <高水準型(延長)> 平成24年度 131 法人(81 法人) 平成25年度 125 法人(76 法人) 平成26年度 130 法人(80 法人) 平成27年度 130 法人(80 法人)(見込み) 平成28年度 130 法人(80 法人)(見込み)</p> <p>※適用法人数の計算方法については別紙1参照。 ※平成27年度の中小企業者等適用法人数については、平成26年度の適用法人数全体における中小企業者等の割合を平成27年度の適用法人数全体に乗じて推計している。 平成28年度については、現時点において増減させる要素が明確でないこと</p>
---------------	---------------	---

から平成 27 年度推計値と同数とした。

○業種別適用件数(実績)

業種別に適用件数をみると、総額型、中小企業技術基盤強化税制、高水準型ともに下記のとおり幅広い業種の企業で適用されている。

○平成 26 年度総額型適用件数

業種名	適用企業数	(うち中小企業者等)
総計	3,707	853
製造業	2,623	524
化学工業	509	78
機械製造業	328	64
電気機械	320	71
食料品	245	57
輸送用機械	242	27
金属製品	169	40
その他製造業	810	187
サービス業	368	124
卸売業	329	110
建設業	202	54
その他	185	41

(出典:H26 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○平成 26 年度中小企業技術基盤強化税制適用件数

業種名	適用企業数	(うち中小企業者等)
総計	5,380	5,368
製造業	3,415	3,412
化学工業	458	458
機械製造業	450	450
電気機械	419	419
食料品	345	343
輸送用機械	139	139
金属製品	398	398
その他製造業	1,206	1,205
サービス業	680	680
卸売業	827	826
建設業	186	186
その他	272	264

(出典:H26 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○平成 26 年度高水準型適用件数

業種名	適用企業数	(うち中小企業者等)
-----	-------	------------

総計	130	80
製造業	73	37
化学工業	22	6
機械製造業	6	3
電気機械	13	7
食料品	2	2
輸送用機械	3	1
金属製品	5	4
その他製造業	22	14
サービス業	40	31
卸売業	9	6
建設業	2	1
その他	6	5

(出典:H26 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

② 減収額

【地方税における減収額】

○総額型における減収額

平成 24 年度 7.2 億円
 平成 25 年度 8.5 億円
 平成 26 年度 8.8 億円
 平成 27 年度 7.2 億円(見込み)
 平成 28 年度 7.2 億円(見込み)
 平成 29 年度 8.6 億円(見込み)
 平成 30 年度 9.0 億円(見込み)
 平成 31 年度 9.4 億円(見込み)

○中小企業強化基盤税制における減収額実績

平成 24 年度 37 億円
 平成 25 年度 42 億円
 平成 26 年度 47 億円
 平成 27 年度 37 億円(見込み)
 平成 28 年度 37 億円(見込み)
 平成 29 年度 44 億円(見込み)
 平成 30 年度 47 億円(見込み)
 平成 31 年度 49 億円(見込み)

○高水準型における減収額

平成 24 年度 1.2 億円
 平成 25 年度 1.4 億円
 平成 26 年度 0.1 億円
 平成 27 年度 0.2 億円(見込み)
 平成 28 年度 0.2 億円(見込み)
 平成 29 年度 0.2 億円(見込み)
 平成 30 年度 0.2 億円(見込み)
 平成 31 年度 0.2 億円(見込み)

(減収額の算出方法)

○平成 24 年度から平成 26 年度については、総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」より算出。

○平成 27 年度から平成 31 年度

平成 28 年度経済産業省アンケート、中小企業庁アンケートより試算した以下(参考)の減収額に対し、法人住民税法人税割の税率 12.9%を乗じて地方税にかかる減収額を試算した。

(参考)国税における減収額(中小企業者等)

<総額型>

- 平成 24 年度 3,017 億円(42 億円)
- 平成 25 年度 4,796 億円(49 億円)
- 平成 26 年度 5,281 億円(51 億円)
- 平成 27 年度 5,702 億円(55 億円)(見込み)
- 平成 28 年度 5,702 億円(55 億円)(見込み)
- 平成 29 年度 6,784 億円(66 億円)(見込み)
- 平成 30 年度 7,109 億円(69 億円)(見込み)
- 平成 31 年度 7,451 億円(72 億円)(見込み)

<中小企業技術基盤強化税制>

- 平成 24 年度 212 億円(209 億円)
- 平成 25 年度 241 億円(240 億円)
- 平成 26 年度 274 億円(273 億円)
- 平成 27 年度 287 億円(286 億円)(見込み)
- 平成 28 年度 287 億円(286 億円)(見込み)
- 平成 29 年度 345 億円(344 億円)(見込み)
- 平成 30 年度 362 億円(360 億円)(見込み)
- 平成 31 年度 379 億円(378 億円)(見込み)

<高水準型>

- 平成 24 年度 93 億円(0.5 億円)
- 平成 25 年度 110 億円(1.4 億円)
- 平成 26 年度 55 億円(1.0 億円)
- 平成 27 年度 91 億円(1.7 億円)(見込み)
- 平成 28 年度 91 億円(1.7 億円)(見込み)
- 平成 29 年度 99 億円(1.8 億円)(見込み)
- 平成 30 年度 99 億円(1.8 億円)(見込み)
- 平成 31 年度 99 億円(1.8 億円)(見込み)

※平成 24 年度から平成 26 年度の実績額は財務省「租税特別措置の適用実態調査」より算出。

※平成 27 年度は別紙1参照。

なお、総額型・高水準型の中小企業者等の実績額については、平成 26 年度の実績額全体における中小企業者等の割合を平成 27 年度の適用額全体に乗じて推計している。

平成 28 年度については、現時点において増減させる要素が明確でないことから平成 27 年度推計値と同数とした。

※総額型及び中小企業技術基盤強化税制の減収額における将来推計については、「2020 年頃に名目 GDP600 兆円達成」及び「民間研究開発投資を対 GDP 比 3%以上」という目標を達成するためには、民間研究開発投資を毎年 4.8%増加させる必要があることから、平成 29 年度については、平成 29 年度税制改正要望内容に伴う減収額の 104.8%に相当する額を平成 29 年度推計値

に、平成 29 年度推計値の 104.8%に相当する額を平成 30 年度推計値に、また平成 31 年度推計値の 104.8%に相当する額を平成 31 年度推計値とした。高水準型の減収額将来推計については、平成 29 年度は、平成 29 年度税制改正要望内容に伴う減収額とし、平成 30 年度、平成 31 年度については、現時点において増減させる要素が明確でないことから平成 29 年度推計値と同数とした。

(平成 28 年度経済産業省アンケート調査結果による試算)

○業種別減収金額(実績)

業種別の適用金額では、総額型(輸送用機械)及び高水準型(化学工業)の割合が高くなっている。

総額型については、輸送用機械が全産業の研究開発費に占める割合が 19.7%と非常に高いこと、また、高水準型については、全産業の売上高に占める化学工業の割合が 1.8%であることに対して、全産業の研究開発費に占める化学工業の割合が 11.3%と非常に高く、対売上高研究開発費の割合が高いためと考えられる。

○平成 26 年度総額型適用金額 (単位:百万円)

業種名	適用金額	(うち中小企業者等)
総計	528,147	5,436
製造業	463,307	3,197
化学工業	88,986	1,104
機械製造業	50,276	196
電気機械	50,873	337
食料品	8,465	226
輸送用機械	179,720	161
金属製品	3,915	141
その他製造業	81,072	1,032
サービス業	7,779	1,289
卸売業	8,724	523
建設業	4,051	58
その他	44,286	369

(出典:H26 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○平成 26 年度中小企業技術基盤強化税制適用金額(単位:百万円)

業種名	適用金額	(うち中小企業者等)
総計	27,387	27,264
製造業	20,068	20,061
化学工業	5,532	5,532
機械製造業	1,935	1,935
電気機械	2,840	2,840
食料品	1,564	1,557
輸送用機械	701	701

		金属製品	1,291	1,291						
		その他製造業	6,205	6,205						
		サービス業	1,238	1,238						
		卸売業	2,965	2,964						
		建設業	393	393						
		その他	2,723	2,608						
		(出典:H26 租税特別措置の適用実態調査(財務省))								
		○平成 26 年度高水準型適用金額 (単位:百万円)								
		業種名	適用金額	(うち中小企業者等)						
		総計	5,531	104						
		製造業	5,102	77						
		化学工業	3,375	3						
		機械製造業	4	3						
		電気機械	105	5						
		食料品	1	1						
		輸送用機械	459	0						
		金属製品	2	1						
		その他製造業	1,156	64						
		サービス業	417	16						
		卸売業	10	9						
		建設業	0	0						
		その他	2	2						
		(出典:H26 租税特別措置の適用実態調査(財務省))								
		※なお、総務省「科学技術研究調査」平成 27 年度調査結果(平成 26 年度実績)によれば、民間研究開発投資額(13.6 兆円)の業種別研究開発投資構成比の上位業種としては、「輸送用機械器具製造業(20.9%)」、「情報通信機械器具製造業(12.0%)」、「医療品製造業(11.0%)」、「電気機械器具製造業(8.2%)」、「化学工業(5.5%)」となっているほか、「その他製造業(21.0%)」、「非製造業(13.5%)」となっている。								
③	効果・税収減是認効果	《効果》 ○達成目標の実現状況及び所期の目標の達成状況 低下していた我が国の研究開発費の対GDP比率は回復基調にあり、2014 年はピーク時である 2008 年を上回る研究開発費の対 GDP 比率となっている。しかし、その伸び率は低調な水準に留まっており、未だ「官民合わせた研究開発投資を対GDP比の 4%以上」及び「民間研究開発投資を対 GDP 比の 3%以上」という目標を達成できていない。 対 GDP 研究開発投資比率の推移								
			2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014

研究開発投資総額	3.69%	3.84%	3.64%	3.56%	3.67%	3.65%	3.76%	3.87%
民間研究開発投資額	2.70%	2.79%	2.53%	2.50%	2.59%	2.58%	2.63%	2.77%
(出典:科学技術研究調査(総務省))								
そのため、引き続き本制度において、企業におけるイノベーションに繋がる中長期・革新的な研究開発への積極的な投資やイノベーション経営に向けた企業の意識・行動改革を最大限後押しすることにより、「官民合わせた研究開発費の対GDP比 4%以上」及び「民間研究開発投資費の対 GDP 比 3%以上」を達成することができるものと考えられる。								
○租税特別措置等による直接的な効果 リーマンショック後の民間研究開発投資の対 GDP 比率の大幅な落ち込みからは回復基調にあるが、研究開発投資の伸び率は主要国と比して低調な状況が続き、我が国の成長力・国際競争力の壊滅的な低下が懸念される。 なお、今般の要望を踏まえた、研究開発税制の経済波及効果としては、平成 29 年度～平成 38 年度までの 10 年間に及ぼす効果として、①GDP 押し上げ効果:6,845 億円、②雇用創出効果:約 83 万人、③税収効果:約 1,298 億円の効果が見込まれる。(詳細は後述)								
《税収減を是認するような効果の有無》 第 5 期科学技術基本計画の当面の目標「官民合わせた研究開発投資を対 GDP 比の 4%以上とする」の達成に向け、過去及び将来において、以下の効果が期待される。 なお、研究論文(kasahara et al.(2011))によれば、研究開発税制(総額型)は、控除額に対し民間兼研究開発投資を約 2.33 倍押し上げる効果がある。平成 28 年度経済産業省アンケート調査でも、約 71%の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。 上記で示した総額型の押し上げ倍率(2.33 倍)及び「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」の実績から、平成 26 年度における民間研究開発投資押し上げ額は 12,306 億円(528,147 百万円 × 2.33 倍 = 1,230,583 百万円)。 また、平成 26 年度の民間研究開発投資額 135,864 億円(実績)に対しては、約 9.1%の押し上げ効果があり、対 GDP 民間研究開発投資比率の増加に貢献したといえる。								
○試験研究費の増減に応じた控除率の設定(6%、8%、10%、25%の 4 段階(中小企業者等について 12%、25%の 2 段階)) 現行の総額型は、民間研究開発投資を維持させる方策として有効であるが、試験研究費の増減に応じた控除率を設定することで、民間研究開発投資をより安定的に維持・拡大させることが期待でき、第 5 期科学技術基本計画に明示された 2020 年までの間における官民合わせた研究開発投資を対GDP比の 4%以上の目標に向け、研究開発投資の増加が期待できる。								
○試験研究費の定義の見直し(サービス開発の追加) 試験研究費の定義を見直す(サービス開発の追加)ことにより、ビックデータ等を活用した高付加価値サービスの開発など、真にイノベーションの創出に資する研究開発への積極的な投資が期待できる。								

		<p>○高水準型の適用期限の延長(3年間)</p> <p>現行の高水準型は、通常よりも売上高に占める研究開発投資比率が高い企業の研究開発投資水準を維持・拡大に有効な制度であり、本制度を延長することは、今後も高い研究開発投資水準を確保することが期待でき、第5期科学技術基本計画に明示された2020年までの間における研究開発投資の増加が期待できる。</p> <p>○オープンイノベーション型の運用改善</p> <p>我が国企業におけるオープンイノベーションの取組は国際的に遅れており、これが国際競争力において他国に劣後する大きな要因となっている。オープンイノベーション型は、企業の自前主義・自己完結主義からの脱却を図り、効率的な研究開発を促進することに有効であることから、企業活動の実態に合わない手続等の運用面における改善を行うことにより、オープンイノベーションに向けた企業行動の変革に寄与することが期待できる。</p> <p>○経済波及効果等</p> <p>今回の要望による経済波及効果を試算したところ以下のとおり高い効果があると考えられる。</p> <p>(総額型、オープンイノベーション型、高水準型)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度減収見込額 6,609億円 ↓ 研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果(2.33倍) ・平成29年度の減税(6,609億円)が、平成29年度～平成38年度までの10年間に及ぼす①GDP押し上げ効果:6,536億円、②雇用創出効果:約79万人、③税収効果:約1,240億円 <p>(中小企業技術基盤強化税制の税率引上げ等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度減収見込額 315億円 ↓ 研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果(2.33倍) ・平成29年度の減税(315億円)が、平成29年度～平成38年度までの10年間に及ぼす①GDP押し上げ効果:309億円、②雇用創出効果:約4万人、③税収効果:約59億円 <p>さらに、成長戦略や科学技術イノベーション総合戦略2016に記載のある他の施策(オープンイノベーション推進に向けた取組の強化、新規事業に取り組む企業の活性化の促進、知的財産・標準化戦略及び制度の見直しと整備等)の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。</p>
10	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>我が国における研究開発投資の現状については、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①企業等が実施する研究開発投資は、国全体の研究開発投資に占める割合が高い(75.5%、主要国中トップ)。 ②企業等が実施する研究開発投資のほとんどを企業等自身が負担している(98.1%)。 ③企業等の研究開発投資への政府による直接支援は少ない(1.06%、主要国中最低)。 <p>すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を</p>

		<p>促進することが成長力・国際競争力の観点から極めて重要である。</p> <p>特に予算による措置の場合は、各事業は国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指すものとなることから、研究開発テーマに中立的かつ公平に支援を行う税制支援の方が民間活力による研究開発投資を幅広く支援する制度として適切である。</p> <p>また、研究開発投資にはスピルオーバー効果(負の外部経済性)があり、研究開発主体が研究開発成果を独占できないことから、社会的に望ましい水準よりも過小投資となるとの指摘もあることから、政府による支援が必要であり、その基盤となる研究開発税制の維持・拡充が重要である。</p> <p>特に、第5期科学技術基本計画に掲げられた「官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上とする」という目標を達成するためには、2020年までに研究開発投資を大幅に増加させる必要があり、研究開発投資の維持・拡大効果の高い総額型の措置を中心に本制度を拡充・延長をすることが必要かつ効果的である。</p> <p>なお、研究開発に対する税制優遇措置は世界各国で導入されており、かつ、近隣の競争国である韓国を始め、近年、主要国では積極的に拡充されている。</p>																									
		<p>主要国の研究開発税制の動向</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td>総額型・永久上乗付付・期間租税特例措置法</td> <td>2014 繰前課税の控除率について、増加率に応じて大きく変わる(最大30%) 制度に改題(改正前は、一律5%) 2015 繰前課税の控除率を上げ、控除率を引き上げ(20%→25%)、G11 控除率率の大規模拡充(12%→20%または30%) 見込</td> <td>法人実効税率 28.97%(2016fy) 28.74%(2018fy)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>永久措置 内産輸入法</td> <td>2015 従前の措置だった研究開発税制を永久化(2016年より措置)</td> <td>法人実効税率 39.00%※</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>永久措置 法人税法</td> <td>2008 大企業向け追加損金控除割合を引上げ(25%→30%) 2008～2012 中小企業向け追加損金控除割合を引上げ(50%→75%:08fy→100%:11fy→125%:12fy) 2013 大企業向けの税額控除制度の導入</td> <td>法人実効税率 21.00%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>永久措置 フランス税法</td> <td>2013 従前の措置に加え、中小企業が研究開発活動に課した一定の支出に対して20%の控除控除の措置 2015 20%を40%に引上げ</td> <td>法人実効税率 33.33%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>永久措置 ※重点分野は 租税特例措置法</td> <td>2008 重点分野(高成長産業及び重要先端研究開発)に 対する控除控除を設け、優遇控除率を適用 (以前は、大企業と同率) 2013 中堅企業の課税を設け、優遇控除率を適用</td> <td>法人実効税率 24.20%</td> </tr> </table>			総額型・永久上乗付付・期間租税特例措置法	2014 繰前課税の控除率について、増加率に応じて大きく変わる(最大30%) 制度に改題(改正前は、一律5%) 2015 繰前課税の控除率を上げ、控除率を引き上げ(20%→25%)、G11 控除率率の大規模拡充(12%→20%または30%) 見込	法人実効税率 28.97%(2016fy) 28.74%(2018fy)			永久措置 内産輸入法	2015 従前の措置だった研究開発税制を永久化(2016年より措置)	法人実効税率 39.00%※			永久措置 法人税法	2008 大企業向け追加損金控除割合を引上げ(25%→30%) 2008～2012 中小企業向け追加損金控除割合を引上げ(50%→75%:08fy→100%:11fy→125%:12fy) 2013 大企業向けの税額控除制度の導入	法人実効税率 21.00%			永久措置 フランス税法	2013 従前の措置に加え、中小企業が研究開発活動に課した一定の支出に対して20%の控除控除の措置 2015 20%を40%に引上げ	法人実効税率 33.33%			永久措置 ※重点分野は 租税特例措置法	2008 重点分野(高成長産業及び重要先端研究開発)に 対する控除控除を設け、優遇控除率を適用 (以前は、大企業と同率) 2013 中堅企業の課税を設け、優遇控除率を適用	法人実効税率 24.20%
		総額型・永久上乗付付・期間租税特例措置法	2014 繰前課税の控除率について、増加率に応じて大きく変わる(最大30%) 制度に改題(改正前は、一律5%) 2015 繰前課税の控除率を上げ、控除率を引き上げ(20%→25%)、G11 控除率率の大規模拡充(12%→20%または30%) 見込	法人実効税率 28.97%(2016fy) 28.74%(2018fy)																							
		永久措置 内産輸入法	2015 従前の措置だった研究開発税制を永久化(2016年より措置)	法人実効税率 39.00%※																							
		永久措置 法人税法	2008 大企業向け追加損金控除割合を引上げ(25%→30%) 2008～2012 中小企業向け追加損金控除割合を引上げ(50%→75%:08fy→100%:11fy→125%:12fy) 2013 大企業向けの税額控除制度の導入	法人実効税率 21.00%																							
		永久措置 フランス税法	2013 従前の措置に加え、中小企業が研究開発活動に課した一定の支出に対して20%の控除控除の措置 2015 20%を40%に引上げ	法人実効税率 33.33%																							
		永久措置 ※重点分野は 租税特例措置法	2008 重点分野(高成長産業及び重要先端研究開発)に 対する控除控除を設け、優遇控除率を適用 (以前は、大企業と同率) 2013 中堅企業の課税を設け、優遇控除率を適用	法人実効税率 24.20%																							
	②	<p>他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発投資段階において成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。OECD ペーパーにおいても、「研究開発税制は産業、地域及び企業に対して中立的」な特徴を持つと評価されており、企業の創意工夫を可能とする研究開発税制と特定分野等に誘導する補助金を組み合わせることが効果的であることを示唆している。また、成長戦略や科学技術イノベーション総合戦略2016に記載のある他</p>																									

平成 27 年度、平成 28 年度の適用数等推計の考え方

			の施策(オープンイノベーション推進に向けた取組の強化、新規事業に取り組む企業の活性化の促進、知的財産・標準化戦略及び制度の見直しと整備等)の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	地方税法第 23 条第 1 項第 4 号において、法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準とすることとされている。その中で、中小企業者等においては、地方税法附則第 8 条により、試験研究費税額控除後の法人税額を課税標準とすることが定められている。
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 26 年 8 月(H26 経産 34)	

○租税特別措置法の適用実態調査(財務省:平成 26 年度実績)

- ・総額型:
 - 適用件数: 3,707 (うち中小企業: 843)
 - 適用総額: 528,147 百万円 (うち中小企業: 5,138 百万円)
- ・中小企業技術基盤強化税制:
 - 適用件数: 5,380 (うち中小企業: 5,368)
 - 適用総額: 27,387 百万円 (うち中小企業: 27,264 百万円)
- ・高水準:
 - 適用件数: 130 (うち中小企業: 80)
 - 適用総額: 5,531 百万円 (うち中小企業: 104 百万円)

[総額型]

○平成 28 年度経済産業省アンケート調査(大企業)(平成 26 年度実績)

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、平成 26 年度の総額型の活用実績は、528,147 百万円。
2. 経済産業省企業アンケートで得られた平成 26 年度の総額型活用実績は、239,126 百万円であり、カバー率は、約 45.3%。
(カバー率: $239,126/528,147=45.3\%$)
3. 当該カバー率(45.3%)を経済産業省平成 28 年度企業アンケートで得られた、平成 27 年度の総額型活用実績の 258,169 百万円に割り戻して得られた額を、現行制度の平成 27 年度における総額型の見込み額とした。
($258,169 \text{ 百万円} \div 45.3\% = 570,208 \text{ 百万円}$)
4. 適用件数は、経済産業省企業アンケートで得られた平成 26 年度の総額型適用件数は、356 件であり、カバー率は、9.6%。
5. 当該カバー率(9.6%)を経済産業省企業アンケートで得られた、平成 27 年度の総額型適用件数の 398 件に割り戻して得られた件数を、現行制度の平成 27 年度における総額型の適用見込み件数とした。
(平成 27 年度推計件数: $398 \div 9.6\% = 4,144 \text{ 件}$)

[中小企業技術基盤強化税制]

○平成 28 年度中小企業アンケート調査(平成 26 年度実績)

【中小企業者等】

1. 中小企業庁企業アンケートにより得られた中小企業技術基盤強化税制活用実績及び租税特別措置適用実態調査を用い、上記 1~3 と同様の手法により得られた 28,580 百万円を現行制度の平成 27 年度における中小企業技術基盤強化税制の見込み額とした。
2. 適用見込み件数についても、上記 4~5 と同様の手法により得られた 6,040 件を適用見込み件数とした。

【大企業】

大企業の実績については、アンケート等により把握できていないため、以下のとおり試算した。

【減収額・適用事業者数の推計の考え方】

- 平成27年度適用件数
大企業：6,040 × (16+12/5, 181+5, 368) = 16件
※試算方法：中小企業者等のH27実績 × (H25大企業実績+H26大企業実績/ H25中小企業者等実績+H26中小企業者等実績)

- 平成27年度適用金額
大企業：28,580 × (151+123/23, 972+27, 264) = 153百万円
※試算方法：中小企業者等のH27実績 × (H25大企業実績+H26大企業実績/ H25中小企業者等実績+H26中小企業者等実績)

[高水準型]

○平成28年度経済産業省アンケート調査（大企業）（平成26年度実績）

- 平成26年度集計結果
適用件数：9（租税特別措置法の適用実態調査に対するカバー率：6.9%）
適用総額：2,303百万円（カバー率：41.6%）

- 平成27年度集計結果 適用件数：9
適用総額：3,803百万円

- 平成27年度推計件数：9 ÷ 6.9% = 130
推計総額：3,803百万円 ÷ 41.6% = 9,133百万円

総額型 減収見込額・適用見込事業者数について

【減収見込額】

(総額型)

- 租税特別措置の適用実態調査によると、平成26年度の総額型の活用実績は、528,147百万円。
- 経済産業省企業アンケートで得られた平成26年度の総額型活用実績は、239,126百万円であり、カバー率は、約45.3%。
(カバー率：239,126/528,147=45.3%)
- 当該カバー率(45.3%)を経済産業省平成28年度企業アンケートで得られた、平成27年度の総額型活用実績の258,169百万円に割り戻して得られた額を、現行制度の平成29年度における総額型の見込額とした。
(258,169百万円 ÷ 45.3% = 570,208百万円)
- 加えて、平成29年度税制改正要望において、①総額型の仕組みの変更に伴う活用見込額を、経済産業省企業アンケートの試験研究費の増減等を踏まえ643,069百万円の見込額とした。また、②試験研究の定義見直し(サービス開発の追加)に伴い新たに活用を受ける見込額を、非製造業の試験研究の控除率を製造業と同水準にすることと設定し、4,230百万円の見込額とした。
- 総額型の仕組み変更に伴う増減額としては、▲72,861百万円の改正減収見込額とし、試験研究の定義見直し(サービス開発の追加)に伴う増減額としては、▲4,230百万円の改正減収見込額とした。

(中小企業技術基盤強化税制)

- 中小企業庁企業アンケートにより得られた中小企業技術基盤強化税制活用実績及び租税特別措置適用実態調査を用い、上記1~3と同様の手法により得られた①中小企業技術基盤強化税制の仕組みの変更に伴う減収見込額は、▲2,918百万円。
- また、上記4と同様の試算にて②試験研究の定義見直し(サービス開発の追加)に伴う減収見込額は▲1,316百万円とした。

【適用見込事業者数】

(総額型)

- 適用見込事業者数について、要望書提出時点においては、企業アンケートによる平成29年度の見込数字等を有していないことから、財務省「租税特別措置の適用実態調査」における平成27年度の適用事業者数を平成29年度の総額型適用見込事業者数(4,144社)とした。

(中小企業技術基盤強化税制)

- 総額型と同様に、適用見込事業者数については要望書提出時点において、企業アンケートによる平成29年度の見込数字等を有していないことから、財務省「租税特別措置の適用実態調査」における平成27年度の適用事業者数を平成29年度の総額型適用見込事業者数(6,040社)とした。

高水準型 減収見込額・適用見込事業者数について

【減収見込額】

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、平成26年度の高水準の活用実績は、5,531百万円。
2. 経済産業省企業アンケートで得られた平成26年度の高水準型の実績は、2,303百万円であり、カバー率は、約41.6%。
(カバー率：2,303/5,531=41.6%)
3. 当該カバー率(41.6%)を経済産業省平成28年度企業アンケートで得られた、平成27年度の高水準活用実績の3,803百万円に割り戻して得られた額を、現行制度の平成29年度における高水準型の見込額とした。
(3,803百万円÷41.6%=9,133百万円)
4. 加えて、平成29年度税制改正要望において、増加型を廃止することに伴い、これまで増加型を活用し高水準を活用していなかったものが、新たに高水準型の適用を受ける額を、経済産業省企業アンケートから781百万円の見込額とした。
5. 増加型の改正に伴う増減額は、▲781百万円の改正減収見込額とした。

【適用見込事業者数】

- ・同様の手法により、平成29年度の適用見込事業者数(260社)とした。

オープンイノベーション型 減収見込額・適用見込事業者数について

【減収見込額】

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、平成26年度のオープンイノベーション型の活用実績は、306百万円。
2. 経済産業省企業アンケートで得られた平成26年度のオープンイノベーション型の実績は、177百万円であり、カバー率は、約57.8%。
(カバー率：177/306=57.8%)
3. 当該カバー率(57.8%)を経済産業省平成28年度企業アンケートで得られた、平成27年度のオープンイノベーション型活用実績の2,128百万円に割り戻して得られた額を、平成29年度におけるオープンイノベーション型の減収見込額とした。
(2,128百万円÷57.8%=3,681百万円)

【適用見込事業者数】

1. 同様の手法により、平成29年度の適用見込事業者数(508社)とした。

増加型 減収見込額・適用見込事業者数について 【廃止措置】

【減収見込額】

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、平成26年度の増加型の活用実績は、103,493百万円。
2. 経済産業省企業アンケートで得られた平成26年度の増加型の実績は、55,521百万円であり、カバー率は、約53.6%。
(カバー率：103,493/55,521=53.6%)
3. 当該カバー率(53.6%)を経済産業省平成28年度企業アンケートで得られた、平成27年度の増加型活用実績の46,187百万円に割り戻して得られた額を、平成29年度の廃止に伴う増減額の見込額とした。
(46,187百万円÷53.6%=86,095百万円)

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	新事業開拓事業者投資損失準備金制度の拡充
税目	法人税、法人住民税、事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

① 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（成長するベンチャー企業の育成・新事業の創出を目指す）について、達成すべき水準が定量的に示されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>御指摘を踏まえ、下記のとおり目標を設定する。</p> <p>なお、本制度について、新たな「特定新事業開拓投資事業計画」（＝ファンド事業の計画）の認定が可能な期間が、本年度末に終了するところ、現在、認定可能期間の延長等に係る税制改正要望を行っている。</p> <p>そのため、本稿では要望が実現した場合（認定期間の2年延長、地方のファンドについてファンド規模要件を10億円に引下げ等）における事前評価を以下のとおり行うこととする。</p> <p>制度開始後、本制度を活用した累計投資額（平成34年度まで）：376億円</p> <p>※ 目標の設定について、平成28年度7月末時点で既に認定を行ったファンド6件については、実際の組成額をベースに試算。また、当該時点以降については、平成28年度中に20億円規模のファンドを2件、平成29年度中に20億円規模のファンドを4件、10億円規模のファンドを3件、平成30年度中に20億円規模のファンドを4件、10億円規模のファンドを3件新たに認定すると仮定し、試算。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

② 過去の適用数等

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用額が把握されていない。</p> <p>② 過去の適用数及び適用額について、「実績を元に推計」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。</p>						
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>①②</p> <p>御指摘いただいた、「過去の適用額」とは、本制度においては「過去の損金算入額」を指すと考えられるところ、下記のとおり。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td></td> <td>平成26年度末時点</td> <td>平成27年度末時点</td> </tr> <tr> <td>損金算入額（百万円）</td> <td>0</td> <td>(371)</td> </tr> </table> <p>■ 損金算入額の試算について</p> <p>なお、「損金算入額」については、推計による数値となっている。その理由として、産業競争力強化法及び租税特別措置法上、本制度の適用（＝損金算入）の有無及び適用割合については、制度利用主体である有限責任組合員（LP）の裁量に委ねられており、また、両法において、これらの事実を把握する権限を経済産業省には付与されていない。そのため、「損金算入額」、すなわち「適用額」について、現状、推計による試算以外の方法により把握</p>		平成26年度末時点	平成27年度末時点	損金算入額（百万円）	0	(371)
	平成26年度末時点	平成27年度末時点				
損金算入額（百万円）	0	(371)				

握することは困難である。なお、「損金算入額」（＝適用額）の算定根拠は下記のとおりである。

＜損金算入額（年度）の算定根拠＞

$$\frac{\text{投資実績額} \times 90\% (\text{全LPのうち、利益法人等、本税制の利用が可能となる法人の割合}) \times 80\% (\text{損金算入が可能となる割合の上限})}{}$$

なお、本税制においては、投資事業有限責任組合（LPS、ファンド）を構成するLPに課税されること、本優遇制度は、LPによるLPSへの出資額を損金に計上することで益金と相殺することのできるものである。よって、減収額の試算にあたっては、当該LPが以下の3点を満たすことが前提となる。

- (1) 法人であること
- (2) 法人税課税対象法人であること
- (3) 利益を出している法人であること

この点、LPにおける利益に関する報告は産業競争力強化法等の関係法令により義務が課されていないところであるが、上場企業については、有価証券報告書により当期純利益を確認したところ、全てのLP企業が利益法人であった。一方、非上場企業については、確認する方法及び権限がないことから、確認ができていない。

平成27年度末時点で、既に産業競争力強化法の認定を受け、本制度を利用することができるLPSにおけるLPのうち、独立行政法人等の非課税法人及び個人が約7%を占めていることから、本制度の約93%のLPが利用することができること、試算上9割として計算している。

また、損金計上の割合については、租税特別措置法第55の2において、上限を8割と記されているが、出資額のうち何割を損金計上するかはLPの裁量であり、かつ、その実態を把握する権限を有しないため、実際の損金計上額を把握することはできないものの、上限割合未満の計上を行う合理性が想定しがたいことから、制度上の上限である8割を損金として計上すると仮定し、試算している。

また、産業競争力強化法において、無限責任組合員（GP）に対し、「LP（出資社/者）数」「投資件数」「投資額」に関する報告書の提出を義務付けている。過去の損金算入額については、当該報告書の数値を元に試算している。試算にあたって使用した各項目の実績値は以下のとおり。

〈平成27年度末時点における、延べ認定ファンド数について〉
6件

〈平成27年度末時点における、制度利用延べLP数について〉
47LP

〈平成27年度末時点における、認定ファンドによる投資を受けたベンチャー企業の類型数について〉
14社

〈平成27年度末時点における、認定ファンドによる投資実績額について〉
5.16億円

以上を前提に、行った試算結果は下記の表のとおり。

				実績	
				平成 26 年度	平成 27 年度
		組成額	当初投資可能額		
平成 26 年度	認定1号ファンド	16 億円	12.8 億円	0.0 億円	1.3 億円
平成 27 年度	認定2号ファンド	75 億円	60 億円		3.8 億円
	認定3号ファンド	62 億円	49.6 億円		0.06 億円
当期投資実績額(億円) (ア)				0.00 億円	5.16 億円
当期準備金積立限度額(億円) (イ) (= (ア) × 80%)				0.00 億円	4.12 億円
当期準備金積立額(億円) (ウ) (= (イ) × 90%)				0.00 億円	3.71 億円
減収額(①+②+③)				0.00 億円	1.76 億円
①法人税				0.00 億円	0.88 億円
②法人住民税				0.00 億円	0.11 億円
③法人事業税(④+⑤)				0.00 億円	0.77 億円
④法人事業税(所得割)				0.00 億円	0.75 億円
⑤法人事業税(均等割)				0.00 億円	0.02 億円
【点検結果】					
①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。					

③ 僅少・偏りの状況

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 租特透明化法に基づき把握される過去の適用数(法人税) 0 件(平成 26 年度)は、10 件未満であるにもかかわらず、想定外に僅少でないことについて説明されていない。
【経済産業省の補足説明】
本制度の場合、LP が LPS に出資したのみでは適用することができず、その後 LPS がベンチャー企業(VB)に出資することによって適用が可能となる。この点、LPS から VB への出資に関しては、LPS を運営する GP の裁量により出資の時期や額は決定されるものである。また、認定 LPS の数は 3 件(平成 27 年度末)であるものの、それを構成する LP の数は 47 社であることから、制度自体としては、一定の効果があるといえる。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

④ 将来の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の適用額が予測されていない。
② 将来の適用数(平成 29 年度及び 30 年度)が予測されていない。
③ 将来の適用数及び適用額について、「実績を元に推計」と説明されているが、算定根拠(算定に用いた数値及びその根拠)が明らかにされていない。
【経済産業省の補足説明】
①②③
本制度について、新たな「特定新事業開拓投資事業計画」(=ファンド事業の計画)の認定が可能な期間が、本年度末に終了するところ、現在、認定可能期間の延長等に係る税制改正要望を行っている。そのため、本要望が実現したという前提のもと、下記の考えのとおり試算。

産業競争力強化法において、GP に対し、「LP(出資社/者)数」「投資件数」「投資額」に関する報告書の提出を義務付けている。過去の実績については、当該報告書の数値を記載するとともに、平成 28 年度見込については、当該報告書に基づく過去の実績値を元に推計している。(平成 29 年度及び平成 30 年度も同様に推計) 各項目の推計方法は以下のとおり。

〈新規認定ファンド数について〉

- 平成 28 年度
平成 28 年 7 月末時点で既に認定を行ったファンド数(3 件)及び実際に相談を受け平成 28 年度内の認定が見込まれるファンド数(2 件)の合計を記載
- 平成 29 年度及び平成 30 年度
新規認定ファンド数 7 件については、①達成目標欄の仮定を参照されたい。

〈延べ認定ファンド数について〉

- 平成 28 年度
平成 28 年度 7 月末時点で既に認定を行ったファンド数(6 件)及び実際に相談を受け平成 28 年度内の認定が見込まれるファンド数(2 件)の合計を記載。
- 平成 29 年度及び平成 30 年度
前年度までの延べ認定ファンド数と各年度の新規認定ファンド数との合計を記載。

〈制度利用延べ LP 数について〉

- 平成 28 年度
過去の実績として、1 ファンドあたり 15.6 社の LP で構成されている(平成 27 年度実績を参考に算出。47LP/3 ファンド=15.6 社/ファンド)ことから、上述の延べ認定ファンド数 8 に 15.6 を掛けて算出。15.6 社×8 ファンド=125 社(124.8 を四捨五入)
- 平成 29 年度及び平成 30 年度
平成 28 年度の算出方法と同様に算出。15.6 社×15 ファンド(平成 29 年度の延べ認定ファンド数見込)=234 社、15.6 社×22 ファンド(平成 30 年度の延べ認定ファンド数見込)=343 社(343.2 を四捨五入)

〈投資を受けたベンチャー企業数について〉

- 平成 28 年度
平成 27 年度の実績では、3 ファンドで 14 社へ投資していることから、1 ファンド年間で 4.6 社投資していることになるため、平成 28 年度の認定ファンドが 8 ファンドであると仮定すると 4.6 社×8 ファンド=37 社(36.8 を四捨五入)となる。

- 平成 29 年度及び平成 30 年度
平成 28 年度と同様に算出。4.6 社×15 ファンド=69 社、4.6 社×22 ファンド=101 社(101.2 を四捨五入)

〈投資実績額について〉

- 「毎年同額ずつ、5 年間投資を行う」と仮定
(ベンチャー投資は組合の存続期間を 10 年とするのが一般的であり、各ファンドについて「前半 5 年間で投資を実施し、後半 5 年間で回収を図る」というスタンダードな投資モデルを採用すると仮定し、投資可能額を 5 で割った額が年間の投資額となると仮定)
- 「ファンド組成額の 80%が投資可能額」と仮定
(一般的に、ファンド組成金額の 2%が GP の年間管理報酬となることから、ファンド運営期間を 10 年として想定している当該制度の認定ファンドにおいては、組成額の 80%が投資可能額であるといえる)

以上の考え方を前提に、「平成 28 年度 7 月末時点で既に認定を行ったファンド」(6 件)の投資実績額見込みについては、実際のファンド規模や投資実績を踏まえて試算を行った。

また、「実際に相談を受け平成 28 年度内の認定が見込まれるファンド」(2 件)の投資実績見込みについては、ファンド規模を 20 億 (認定基準としているファンド規模)として、試算を行った。

試算結果は下記の表のとおり。

年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
新規認定ファンド数	1	2	(5)	(7)	(7)
延べ認定ファンド数	1	3	(8)	(15)	(22)
延べLP数	7	47	(125)	(234)	(343)
投資を受けたベンチャー企業(社)	0	14	(37)	(69)	(101)
投資実績額(百万円)	0	516	(4,726)	(6,486)	(8,246)

※ () は推計

年度	認定番号	組成額	実績					
			当初投資可能額	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
平成 26 年度	認定1号ファンド	16 億円	12.8 億円	0.0 億円	1.3 億円	3.8 億円	3.8 億円	3.8 億円
平成 27 年度	認定2号ファンド	75 億円	60 億円		3.8 億円	11.2 億円	11.2 億円	11.2 億円
	認定3号ファンド	62 億円	49.6 億円		0.06 億円	16.5 億円	16.5 億円	16.5 億円
平成 28 年度	認定4号ファンド	20 億円	16 億円			3.2 億円	3.2 億円	3.2 億円
	認定5号ファンド	18 億円	14.4 億円			2.9 億円	2.9 億円	2.9 億円
	認定6号ファンド	20 億円	16 億円			3.2 億円	3.2 億円	3.2 億円
平成 28 年度	認定7号ファンド	20 億円	16 億円			3.2 億円	3.2 億円	3.2 億円
(見込み)	認定8号ファンド	20 億円	16 億円			3.2 億円	3.2 億円	3.2 億円
平成 29 年度	認定9号ファンド	20 億円	16 億円			3.2 億円	3.2 億円	3.2 億円
	(見込み)	認定10号ファンド	20 億円	16 億円			3.2 億円	3.2 億円
	認定11号ファンド	20 億円	16 億円			3.2 億円	3.2 億円	3.2 億円
	認定12号ファンド	20 億円	16 億円			3.2 億円	3.2 億円	3.2 億円
	認定13号ファンド	10 億円	8 億円			1.6 億円	1.6 億円	1.6 億円
	認定14号ファンド	10 億円	8 億円			1.6 億円	1.6 億円	1.6 億円
	認定15号ファンド	10 億円	8 億円			1.6 億円	1.6 億円	1.6 億円
平成 30 年度	認定16号ファンド	20 億円	16 億円					3.2 億円
	(見込み)	認定17号ファンド	20 億円	16 億円				3.2 億円
	認定18号ファンド	20 億円	16 億円					3.2 億円
	認定19号ファンド	20 億円	16 億円					3.2 億円
	認定20号ファンド	10 億円	8 億円					1.6 億円
	認定21号ファンド	10 億円	8 億円					1.6 億円

認定22号ファンド	10 億円	8 億円					1.6 億円
当期投資実績額(億円) (ア)	0.00 億円	5.16 億円	47.26 億円	64.86 億円	82.46 億円		
当期準備金積立限度額(億円) (イ) (= (ア) × 80%)	0.00 億円	4.12 億円	37.80 億円	51.88 億円	65.96 億円		
当期準備金積立額(億円) (ウ) (= (イ) × 90%)	0.00 億円	3.71 億円	34.02 億円	46.69 億円	59.27 億円		
減収額 (①)×②×③	0.00 億円	1.76 億円	16.34 億円	22.43 億円	28.51 億円		
①法人税	0.00 億円	0.88 億円	8.13 億円	11.15 億円	14.18 億円		
②法人住民税	0.00 億円	0.11 億円	1.05 億円	1.44 億円	1.83 億円		
③法人事業税(④+⑤)	0.00 億円	0.77 億円	7.17 億円	9.84 億円	12.51 億円		
④法人事業税(所得割)	0.00 億円	0.75 億円	6.94 億円	9.53 億円	12.11 億円		
⑤法人事業税(均等割)	0.00 億円	0.02 億円	0.23 億円	0.31 億円	0.40 億円		

<上記表の試算に関する補足>

* 補足 1 : 既認定ファンドのうち、投資実績のあるファンドについて (認定 1~3 号ファンド)

例えば認定 1 号ファンド (平成 26 年度認定、組成額 16 億円、投資可能額 12.8 億円) の場合、平成 27 年度末終了時点で 1.3 億円投資しており、平成 28 年度当初時点における残りの投資可能額は 11.5 億円、残りの投資期間は 3 年であることから、11.5 億円 / 3 年 = 3.8 億円 (3.83 を四捨五入) が平成 28 年度以降の投資見込額として試算。認定 2 号ファンド及び認定 3 号ファンドについても同様の考え方により試算。

* 補足 2 : 既認定ファンドのうち、投資実績のないファンドについて (認定 4~6 号ファンド) 例えば認定 4 号ファンド (平成 28 年度認定、組成額 20 億円、投資可能額 16 億円) の場合、平成 28 年度以降 5 年間、3.2 億円ずつ投資すると試算。認定 5 号ファンド及び認定 6 号ファンドについても同様の考え方により試算。

* 補足 3 : 本年度認定が見込まれるファンドについて (認定 7 号ファンド及び認定 8 号ファンド) ファンド組成額 20 億円 (投資可能額 16 億円) と仮定し、平成 28 年度以降 5 年間、3.2 億円ずつ投資すると試算。

【点検結果】

①~③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑤ 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 過去の減収額が税目ごとに把握されていない。

② 過去の減収額について、「利益法人等本税制利用可能法人割合を 9 割、損金計上割合を 8 割と仮定した場合を推計」と説明されているが、算定根拠 (算定に用いた数値、計算式及びその根拠) が明らかとされていない。

【経済産業省の補足説明】

① 税目ごとの過去の減収額について、下記のとおり。

	平成 26 年度	平成 27 年度
認定ファンド数(件)	1	2
認定ファンド投資額(百万円)	0	516
減収額(百万円)	0	(176)
うち法人税(百万円)	0	(88)
うち法人住民税(百万円)	0	(11)
うち法人事業税(百万円)	0	(77)

I 法人税の減収額（国税）
 法人税の減収額①＝特例による所得の減収額×法人税率
 ＝3.71億円×23.9%
 ＝0.88669億円
 ≒0.88億円（小数第三位以下切り捨て）

II 法人住民税の減収額（地方税）
 法人住民税の減収額＝法人税の減収額①×法人住民税率
 ＝0.88億円×12.9%
 ＝0.11352
 ≒0.11億円（小数第三位以下切り捨て）

III 法人事業税の減収額（地方税）
 III-1 所得割（収入割）
 法人事業税所得割（収入割）の減収額④＝特例による所得（収入）の減収額②×税率※1
 ＝3.71億円×5.7%
 ＝0.21147億円
 ≒0.21億円（少数第三位以下切り捨て）

※1：地方法人特別税を含まない法人事業税率における外形及び外形外法人に適用する率

地方法人特別税の減収額の減収額＝④×税率※2
 ＝0.21億円×358.1%
 ＝0.75201億円
 ≒0.75億円（小数第三位以下切り捨て）

※2：地方法人特別税の税率における外形及び外形外法人に適用する率

法人事業税所得割（収入割）の減収額（特別税を含む）③＝0.75億円

III-2 付加価値割
 法人事業税（付加価値割）の減収額⑤＝特例による所得の減収額②×税率※3
 ＝3.71億円×0.67%
 ＝0.024857億円
 ≒0.02億円（小数第三位以下切り捨て）

※3：法人事業税（付加価値割）の減収額における外形及び外形外法人に適用する率

よって、法人事業税は③+⑤で求められる。
 法人事業税＝0.75億円+0.02億円
 ＝0.77億円

② 本税制においては、LPSを構成するLPに課税されること、本優遇制度は、LPによるLPSへの出資額を損金に計上することで益金と相殺することのできるものである。よって、減収額の試算にあたっては、当該LPが以下の3点を満たすことが前提となる。

(1) 法人であること
 (2) 法人税課税対象法人であること
 (3) 利益を出している法人であること

この点、LPにおける利益に関する報告は産業競争力強化法等の関係法令により義務が課されていないところであるが、上場企業については、有価証券報告書により当期純利益を確認したところ、全てのLP企業が利益法人であった。一方、非上場企業については、確認する方法及び権限がないことから、確認ができていない。

平成27年度末時点で、既に産業競争力強化法の認定を受け、本制度を利用することができるLPSにおけるLPのうち、独立行政法人等の非課税法人及び個人が約7%を占めていることから、本制度の約93%のLPが利用することができること、試算上9割として計算している。

また、損金計上の割合については、租税特別措置法第55の2において、上限を8割と記されているが、出資額のうち何割を損金計上するかはLPの裁量であり、かつ、その実態を把握する権限を有しないため、実際の損金計上額を把握することはできないものの、上限割合未満の計上を行う合理性が想定しがたいことから、制度上の上限である8割を損金として計上すると仮定し、試算している。

【点検結果】
 ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑥ 将来の減収額

- 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
 ① 将来の減収額（平成29年度及び30年度）が予測されていない。
 ② 将来の減収額（平成28年度）について、「利益法人等本税制利用可能法人割合を9割、損金計上割合を8割と仮定した場合を推計」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】
 ① 本制度について、新たな「特定新事業開拓投資事業計画」（＝ファンド事業の計画）の認定が可能な期間が、本年度末に終了するところ、現在、認定可能期間の延長等に係る税制改正要望を行っている。
 そのため、本要望が実現したという前提のもと、下記のとおり試算。

		実績		（見込）			
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
平成26年度	認定1号ファンド	16億円	128億円	0.0億円	1.3億円	3.8億円	3.8億円
	認定2号ファンド	75億円	60億円		3.8億円	11.2億円	11.2億円
平成27年度	認定3号ファンド	62億円	49.6億円		0.06億円	16.5億円	16.5億円
	認定4号ファンド	20億円	16億円			3.2億円	3.2億円
平成28年度	認定5号ファンド	18億円	14.4億円			2.9億円	2.9億円
	認定6号ファンド	20億円	16億円			3.2億円	3.2億円
平成28年度	認定7号ファンド	20億円	16億円			3.2億円	3.2億円
（見込み）	認定8号ファンド	20億円	16億円			3.2億円	3.2億円
平成29年度	認定9号ファンド	20億円	16億円				3.2億円
	認定10号ファンド	20億円	16億円				3.2億円
（見込み）	認定11号ファンド	20億円	16億円				3.2億円
	認定12号ファンド	20億円	16億円				3.2億円
	認定13号ファンド	10億円	8億円				1.6億円
	認定14号ファンド	10億円	8億円				1.6億円
	認定15号ファンド	10億円	8億円				1.6億円
平成30年度	認定16号ファンド	20億円	16億円				3.2億円
	認定17号ファンド	20億円	16億円				3.2億円
	認定18号ファンド	20億円	16億円				3.2億円

認定19号ファンド	20億円	16億円					3.2億円
認定20号ファンド	10億円	8億円					1.6億円
認定21号ファンド	10億円	8億円					1.6億円
認定22号ファンド	10億円	8億円					1.6億円
当期投資実績額(億円)(ア)			0.00億円	5.16億円	47.26億円	64.86億円	82.46億円
当期準備金積立限度額(億円)(イ)(=(ア)×80%)			0.00億円	4.12億円	37.80億円	51.88億円	65.96億円
当期準備金積立額(億円)(ウ)(=(イ)×90%)			0.00億円	3.71億円	34.02億円	46.69億円	59.37億円
減収額(①+②+③)			0.00億円	1.76億円	16.34億円	22.43億円	28.51億円
①法人税			0.00億円	0.88億円	8.13億円	11.15億円	14.18億円
②法人住民税			0.00億円	0.11億円	1.05億円	1.44億円	1.83億円
③法人事業税(④+⑤)			0.00億円	0.77億円	7.17億円	9.84億円	12.51億円
④法人事業税(所得割)			0.00億円	0.75億円	6.94億円	9.53億円	12.11億円
⑤法人事業税(均等割)			0.00億円	0.02億円	0.23億円	0.31億円	0.40億円

② 本税制においては、LPSを構成するLPに課税されること、本優遇制度は、LPによるLPSへの出資額を損金に計上することで益金と相殺することできるものである。よって、減収額の試算にあたっては、当該LPが以下の3点を満たすことが前提となる。

- (1) 法人であること
- (2) 法人税課税対象法人であること
- (3) 利益を出している法人であること

この点、LPにおける利益に関する報告は産業競争力強化法等の関係法令により義務が課されていないところであるが、上場企業については、有価証券報告書により当期純利益を確認したところ、全てのLP企業が利益法人であった。一方、非上場企業については、確認する方法及び権限がないことから、確認ができていない。

平成27年度末時点で、既に産業競争力強化法の認定を受け、本制度を利用することができるLPSにおけるLPのうち、独立行政法人等の非課税法人及び個人が約7%を占めていることから、本制度の約93%のLPが利用することができることと、試算上9割として計算している。

また、損金計上の割合については、租税特別措置法第55の2において、上限を8割と記されているが、出資額のうち何割を損金計上するかはLPの裁量であり、かつ、その実態を把握する権限を有しないため、実際の損金計上額を把握することはできないものの、上限割合未満の計上を行う合理性が想定しがたいことから、制度上の上限である8割を損金として計上すると仮定し、試算している。

【点検結果】

- ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑦ 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の効果について、平成27年度におけるファンド組成金額1,932億円等と説明されているが、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。
- ② 達成目標（成長するベンチャー企業の育成・新事業の創出を目指す）に対する効果の寄与について、株式を取得した場合に、帳簿価額の80%を準備金として積み立てること、当該効果によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】

- ① ファンド総組成金額（億円）はVEC「2015年度ベンチャーキャピタル等投資動向調査年度速報」から引用している。これによれば、平成27年度に我が国において新たに組成されたファンドの総額は1,932億円である。また、同年度に本税制に係る認定を受けた新設されたファンドの総額は137億円である。これにより、平成27年度に新設されたファンドの総額のうち、約7%が本制度を活用して組成されたファンドによるものであり、本制度にはファンド組成を促す一定の効果があることを示していると思料する。
- ※ なお、先に提出した事前評価書において、平成27年度に新設されたファンドの総額を「911億円」と記していたところ、これは、「1,932億円」の誤りであったため、当該数値を修正のうえ、再試算している。

(修正版)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度(見込)
認定ファンド数(件)	1	2	(5)
認定ファンド組成金額(億円)	16	137	(98)
ファンド総組成金額(億円)	911	1,932	(1,199)

(出所) VEC「2015年度ベンチャーキャピタル等投資動向調査年度速報」

- ② ベンチャー企業の育成や、成長するベンチャー企業による新事業の創出にあたって、いわゆるリスクマネー供給の強化が一つの課題であるところ、株式を取得した場合に、帳簿価額の80%を準備金として積み立てることを出資企業のインセンティブとして設けることで、特に成長ステージにあるベンチャー企業への投資を促進することが本税制の目的である。この点、上述のとおり、本税制には、ファンド組成を促す一定の効果があるといえ、結果として、ベンチャー企業の育成や、成長するベンチャー企業による新事業の創出に寄与しているといえる。

【点検結果】

- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ② 新たに示された達成目標（平成34年度までに本制度を活用した累計投資額を376億円とする）に対する効果（平成27年度における国内認定ファンド年間投資額5.16億円）の寄与の割合は、1.37%程度であり、当該効果によって達成目標が達成されることが明らかにされていないことから、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑧ 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将来の効果（平成30年度）が予測されていない。
- ② 将来の効果について、平成28年度におけるファンド組成金額1,199億円等と説明されているが、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が予測されず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。
- ③ 達成目標（成長するベンチャー企業の育成・新事業の創出を目指す）に対する効果の寄与について、株式を取得した場合に、帳簿価額の80%を準備金として積み立てること、当該効果によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】

- ① 本制度について、新たな「特定新事業開拓投資事業計画」（＝ファンド事業の計画）の認定が可能な期間が、本年度末に終了するところ、現在、認定可能期間の延長等に係る税制改正要望を行っている。そのため、本要望が実現したという前提のもと、下記のとおり試算。

(1) ファンド組成金額

	平成26年度	平成27年度	平成28年度(見込)	平成29年度(見込)	平成30年度(見込)
認定ファンド数(件)	1	2	(5)	(7)	(7)
認定ファンド組成金額(億円)	16	137	(98)	(110)	(110)
ファンド総組成金額(億円)	911	1,932	(1,199)	(1,200)	(1,232)

(出所) VEC「2015年度ベンチャーキャピタル等投資動向調査年度速報」

※()内は推計値

※平成28年度認定ファンド数(件)：既認定及び実際に相談を受けている件数を記載

※平成29年度～30年度の認定ファンド数(件)：税制改正要望が実現したという前提で①達成目標欄の仮定を参照

※平成28年度認定ファンドの組成金額：未認定ファンド(2件)については20億円と仮定

※平成29年度～30年度の認定ファンド組成金額：全国向けファンド20億円、地方向けファンド10億円と仮定

※平成28年度ファンドの総組成金額：過去5年間(平成23年度～平成27年度)のファンド組成平均金額を記載

※平成29年度～30年度ファンドの総組成金額：過去5年間のファンド組成平均金額を記載

(2) ファンド数

	平成26年度	平成27年度	平成28年度(見込)	平成29年度(見込)	平成30年度(見込)
認定ファンド数(件)	1	2	(5)	(7)	(7)
認定対象ファンド数(件)	9	4	(8)	(7)	(8)

(出所) VEC「ベンチャー白書2015」を参考に経済産業省にて作成

※()内は推計値

※28年認定ファンド数(件)：既認定及び実際に相談を受けている件数を記載

※認定対象ファンド数(件)：ベンチャー白書2015を参考に、認定対象ファンドが属する規模層(10億円～100億円規模)の合計値を算出

※各年度の認定対象ファンド数：過去5年間の10億円～100億円規模のファンド平均数(件)を記載

(3) 年間投資金額(国内)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度(見込)	平成29年度(見込)	平成30年度(見込)
認定ファンド数(件)	1	2	(5)	(7)	(7)
認定ファンド投資額(億円)	0	5.16	(47.26)	(64.86)	(82.46)
国内向け投資金額(億円)	740	874	(666)	(698)	(739)

(出所) VEC「2015年度ベンチャーキャピタル等投資動向調査年度速報」

※()内は推計値

※平成28年度～30年出国内向け投資金額：過去5年間の国内向け投資金額の平均金額を記載

② ファンド総組成金額(億円)はVEC「2015年度ベンチャーキャピタル等投資動向調査年度速報」から引用しているが、平成28年度に我が国において新たに組成されたファンドの総額は現在集計中とのことであった。この点、平成23年度～平成27年度の5カ年度における、年間に新設されたファンドの総額の平均額を求めたところ、1,199億円であった。また、平成28年度に、本税制に係る認定を受けて新設されるファンドの総額見込は98億円である。

これらより、平成28年度に新設されるファンドの総額見込のうち、本制度には、ファンド組成を促す一定の効果があることを示していると思料する。

③ ベンチャー企業の育成や、成長するベンチャー企業による新事業の創出にあたって、いわゆるリスクマネー供給の強化が一つの課題であるところ、株式を取得した場合に、帳簿価額の80%を準備金として積み立てることを出資企業のインセンティブとして設けることで、特に成長ステージにあるベンチャー企業への投資を促進することが本税制の目的である。この点、上述のとおり、本税制には、ファンド組成を促す一定の効果があるといえ、結果として、ベンチャー企業の育成や、成長するベンチャー企業による新事業の創出に寄与しているといえる。

【点検結果】

- ①・③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、平成30年度における国内認定ファンド年間投資額82.46億円との説明では、算定根拠(算定に用いた数値)が明らかにされておらず、新たに示された達成目標に寄与するのかが明らかにされていないため、この点を課題とする。
- ② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑨ 過去の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。

【経済産業省の補足説明】

点検項目⑤及び⑦の補足説明を参照されたい。

【点検結果】

- ① 点検項目⑤過去の減収額に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目⑦過去の効果に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑩ 将来の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。

【経済産業省の補足説明】

点検項目⑥及び⑧の補足説明を参照されたい。

【点検結果】

- ① 点検項目⑥将来の減収額に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目⑧将来の効果に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検結果③、⑦、⑧、⑨及び⑩に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【経済産業省の補足説明】欄には、経済産業省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	新事業開拓事業者投資損失準備金制度の拡充
2	対象税目	(国税2、地方税9(自動連動))(法人税:義、法人住民税:義、事業税:義)【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》 本税制措置は、青色申告書を提出する法人(以下「法人投資家」という。)が、産業競争力強化法第17条に規定する特定新事業開拓投資事業計画について、平成29年3月31日までに経済産業大臣の認定を受けた投資事業有限責任組合(以下「認定組合」という。)に出資をし、同組合が同法第2条第5項に規定する新事業開拓事業者(いわゆるベンチャー企業)の株式を取得した場合において、各事業年度終了時における帳簿価額の80%以下の金額を損失準備金として積み立てて、その積み立てた額を損金算入することができるものである。</p> <p>《関係条項》 租税特別措置法第55条の2、第68条の43の2 租税特別措置法施行令第32条の3 租税特別措置法施行規則第21条の2</p>
4	担当部局	経済産業政策局 新規産業室
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成26年度～平成27年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成26年度 創設
7	適用又は延長期間	<p>【現状】 租税特別措置法施行後平成29年3月31日までの間に認定を受けたベンチャーファンドを通じて、当該認定後行われた法人投資家による出資については、本税制措置の適用を受けることができる。</p> <p>【延長】 平成31年3月31日までの間に認定を受けたベンチャーファンドを通じて、当該認定後行われた法人投資家による出資については、本税制措置の適用を受けることができることとしたい。</p>
8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ベンチャーファンドに出資する法人に税制優遇措置を講じ、ベンチャーファンドを通じたベンチャー企業への資金供給の円滑化を図ること で、我が国における新事業の創出を図る。 産業競争力強化に向けた施策として「日本再興戦略」改訂2015(平成27年6月30日閣議決定)においても、「経済にインパクトのある新陳代謝を引き起こすには、ベンチャー企業による新産業の創出が極めて重要」とされている。また、「ベンチャー・チャレンジ2020」(平成28年4月19日 日本経済再生本部決定)においても、「イノベーション・ベンチャーの創出に向けた既存プレーヤーからのヒト・モノ・カネ等の積極的な投資を実現し、民間による自立的なイノベーションエコシステムの構築を進めていく」とされている。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○日本再興戦略改訂2015(平成27年6月30日閣議決定) 一. 日本産業再興プラン 1. 産業の新陳代謝の促進</p>

		<p>iii) ベンチャー支援</p> <p>○ベンチャー・チャレンジ2020 (平成28年4月19日 日本経済再生本部決定) 3. 我が国ベンチャーを巡る課題と今度の対応の方向性 (2) 民間による自立的なイノベーションエコシステムの構築支援 4. 新たな目標設定とPDCAサイクルの構築 ※ベンチャー企業へのVC投資額の対名目GDP比を2022年までに倍増とすることを旨とする (現状:0.028%(2012-14年の3年平均)(内閣府「国民経済計算」、VEC「ベンチャー白書」より)</p> <p>○日本再興戦略2016(平成28年6月2日閣議決定) Ⅲイノベーション・ベンチャー創出力の強化、チャレンジ精神にあふれる人材の創出等 1. イノベーション・ベンチャー創出力の強化 (2) 新たに講ずべき具体的施策 Ⅳ「ベンチャー・チャレンジ2020」の実現</p>																				
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>1. 経済産業 1-2 新陳代謝</p>																				
	③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 法人投資家からベンチャーファンドへの資金供給を促すことにより、ベンチャー企業への投資を活性化させ、成長するベンチャー企業の育成・新事業の創出を目指す。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本税制措置により、事業会社・金融機関等の法人がベンチャーファンドを通じてベンチャー企業へ出資することは、事業拡張期にあるベンチャー企業の市場の獲得、製品・サービスの量産体制の確立、販路の拡大をもたらす、我が国におけるベンチャー企業の育成に寄与する。</p>																				
9	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>※適用数等は、実績を元に推計 ※()内は推計値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度(見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延べ認定ファンド数(件)</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>(8)</td> </tr> <tr> <td>制度利用延べLP数(社)</td> <td>0</td> <td>47</td> <td>(125)</td> </tr> <tr> <td>投資を受けたベンチャー企業(社)</td> <td>0</td> <td>14</td> <td>(37)</td> </tr> <tr> <td>投資実績額(百万円)</td> <td>0</td> <td>516</td> <td>(4,726)</td> </tr> </tbody> </table>	年度	26年度	27年度	28年度(見込)	延べ認定ファンド数(件)	1	3	(8)	制度利用延べLP数(社)	0	47	(125)	投資を受けたベンチャー企業(社)	0	14	(37)	投資実績額(百万円)	0	516	(4,726)
年度	26年度	27年度	28年度(見込)																			
延べ認定ファンド数(件)	1	3	(8)																			
制度利用延べLP数(社)	0	47	(125)																			
投資を受けたベンチャー企業(社)	0	14	(37)																			
投資実績額(百万円)	0	516	(4,726)																			

② 減収額	<p>※減収額は利益法人等本税制利用可能法人割合を9割、損金計上割合を8割と仮定した場合を推計 ※()内は推計値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>26年度末時点</th> <th>27年度末時点</th> <th>28年度末時点(見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延べ認定ファンド数</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>(8)</td> </tr> <tr> <td>適用事業者数(社)</td> <td>7</td> <td>47</td> <td>(125)</td> </tr> <tr> <td>減収額(百万円)</td> <td>0</td> <td>(88)</td> <td>(813)</td> </tr> <tr> <td>損金算入額(百万円)</td> <td>0</td> <td>(371)</td> <td>(3,402)</td> </tr> </tbody> </table>		26年度末時点	27年度末時点	28年度末時点(見込)	延べ認定ファンド数	1	3	(8)	適用事業者数(社)	7	47	(125)	減収額(百万円)	0	(88)	(813)	損金算入額(百万円)	0	(371)	(3,402)																								
	26年度末時点	27年度末時点	28年度末時点(見込)																																										
延べ認定ファンド数	1	3	(8)																																										
適用事業者数(社)	7	47	(125)																																										
減収額(百万円)	0	(88)	(813)																																										
損金算入額(百万円)	0	(371)	(3,402)																																										
③ 効果・税収減是認効果	<p>《効果》 本税制措置には、以下の3つ効果が見られ、ベンチャーファンドへの資金供給を促すことに一定の効果をもっていると推測できる。</p> <p>(1) ファンド組成金額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度(見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定ファンド数(件)</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>(5)</td> </tr> <tr> <td>認定ファンド組成金額(億円)</td> <td>16</td> <td>137</td> <td>(98)</td> </tr> <tr> <td>ファンド総組成金額(億円)</td> <td>921</td> <td>911</td> <td>(1,199)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出所) VEC「2015年度ベンチャーキャピタル等投資動向調査年度速報」 ※()内は推計値 ※28年度認定ファンド数(件)：既認定及び実際に相談を受けている件数を記載 ※28年度認定ファンドの組成金額：未認定ファンド(2件)については20億円と仮定 ※28年度ファンドの総組成金額：過去5年間(平成23年度～平成27年度)のファンド組成平均金額を記載</p> <p>(2) ファンド数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>26年</th> <th>27年</th> <th>28年(見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定ファンド数(件)</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>(5)</td> </tr> <tr> <td>認定対象ファンド数(件)</td> <td>9</td> <td>4</td> <td>(8)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出所) VEC「ベンチャー白書2015」を参考に経済産業省にて作成 ※()内は推計値 ※28年度認定ファンド数(件)：既認定及び実際に相談を受けている件数を記載 ※認定対象ファンド数(件)：ベンチャー白書2015を参考に、認定対象ファンドが属する規模層(10億円～100億円規模)の合計値を算出 ※28年度認定対象ファンド数：過去5年間(平成23年度～平成27年度)の10億円～100億円規模のファンド平均数(件)を記載</p> <p>(3) 年間投資金額(国内)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度(見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定ファンド数(件)</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>(5)</td> </tr> <tr> <td>認定ファンド投資額(億円)</td> <td>0</td> <td>5.16</td> <td>(47.26)</td> </tr> <tr> <td>国内向け投資金額(億円)</td> <td>718</td> <td>740</td> <td>(874)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出所) VEC「2015年度ベンチャーキャピタル等投資動向調査年度速報」 ※()内は推計値</p>		26年度	27年度	28年度(見込)	認定ファンド数(件)	1	2	(5)	認定ファンド組成金額(億円)	16	137	(98)	ファンド総組成金額(億円)	921	911	(1,199)		26年	27年	28年(見込)	認定ファンド数(件)	1	2	(5)	認定対象ファンド数(件)	9	4	(8)		26年度	27年度	28年度(見込)	認定ファンド数(件)	1	2	(5)	認定ファンド投資額(億円)	0	5.16	(47.26)	国内向け投資金額(億円)	718	740	(874)
	26年度	27年度	28年度(見込)																																										
認定ファンド数(件)	1	2	(5)																																										
認定ファンド組成金額(億円)	16	137	(98)																																										
ファンド総組成金額(億円)	921	911	(1,199)																																										
	26年	27年	28年(見込)																																										
認定ファンド数(件)	1	2	(5)																																										
認定対象ファンド数(件)	9	4	(8)																																										
	26年度	27年度	28年度(見込)																																										
認定ファンド数(件)	1	2	(5)																																										
認定ファンド投資額(億円)	0	5.16	(47.26)																																										
国内向け投資金額(億円)	718	740	(874)																																										

10 相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>※28年度国内向け投資金額：過去5年間(平成23年度～平成27年度)の国内向け投資金額の平均金額を記載</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 本税制措置により、法人投資家からベンチャー企業への投資を促進することは、ベンチャー企業によるイノベーションの創出につながり、税収減を是認する効果が十分にあると考えられる。 なお、本税制に係る各年度の減収額及び投資実績は下表のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度(見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定ファンド数(件)</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>(5)</td> </tr> <tr> <td>認定ファンド投資額(百万円)</td> <td>0</td> <td>516</td> <td>(4,726)</td> </tr> <tr> <td>減収額(百万円)</td> <td>0</td> <td>(88)</td> <td>(813)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※()内は推計値</p> <p>法人投資家によるベンチャー投資の促進は、その性質上予算措置で個別に手当てすべきものではない。地域経済の実情を考慮する法律の認定を受けたベンチャーファンドに対する投資に限定した上で、投資家を限定することなく租税特別措置によって実施することは妥当である。</p> <p>エンジェル税制 個人投資家を対象とする現行のエンジェル税制は、創業後初期のベンチャー企業に対する投資を想定しているものであるが、本税制措置は、主に事業拡張期にあるベンチャー企業に対する、事業会社からベンチャーファンドを通じた投資を促進するもの。</p> <p>本税制措置の対象税目には地方税も含まれるが、ベンチャー企業が事業を拡大させ成長を遂げることは、地域経済の活性化に繋がるため、地方公共団体が協力することは妥当である。</p>		26年度	27年度	28年度(見込)	認定ファンド数(件)	1	2	(5)	認定ファンド投資額(百万円)	0	516	(4,726)	減収額(百万円)	0	(88)	(813)
	26年度	27年度	28年度(見込)															
認定ファンド数(件)	1	2	(5)															
認定ファンド投資額(百万円)	0	516	(4,726)															
減収額(百万円)	0	(88)	(813)															
11 有識者の見解		特になし。																
12 前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成25年8月																

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	特定事業再編投資損失準備金制度の延長
税 目	法人税、法人住民税、事業税
区 分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

① 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（生産性の向上を図る）について、達成すべき水準が定量的に示されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
【経済産業省の補足説明】
日本再興戦略-JAPAN is BACK-『5.「成長への道筋」に沿った主要施策例』において、産業競争力強化法を活用し、3年間でリーマンショック前の設備投資水準(70兆円/年(昨年度63兆円))を回復することが成果目標とされている。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

② 過去の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の適用数及び適用額（平成27年度）について、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。
【経済産業省の補足説明】
別紙の減収額試算を参照されたい。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

③ 僅少・偏りの状況

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 租特透明化法に基づき把握される過去の適用数（法人数）6件（平成26年度）は、10件未満であるにもかかわらず、想定外に僅少でないことについて説明されていない。
【経済産業省の補足説明】
特定事業再編とは事業再編のうち特に一定の要件（※）を満たすものであり、1社で行う場合に比べて一般的に難易度が高い複数企業による事業再編を対象としている。加えてその計画認定は主務大臣が行うこととされ、生産性の著しい向上等の要件が課されていることから、必ずしも適用可能な法人は多くはない。他方、適用法人における準備金の平均積立額は450億円にも上り、生産性の向上に向けた大きな投資を促進している。 ※複数の企業による事業再編であって、①自社単独では十分に経営資源を振り向けられないが、潜在的には飛躍的な成長を期待することができる事業を切り出し、他社の事業と再編・統合し、②再編後の新事業を行う共同子会社等の統合会社に対し両社で経営支援を行うことにより競争力を付け、グローバル市場に打って出る、又は、国内で新たな価値を創造する、といった事業活動を指すものとされる。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

④ 将来の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の適用数及び適用額（平成29年度及び30年度）が予測されていない。
【経済産業省の補足説明】
別紙の減収額試算を参照されたい。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑤ 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の減収額について、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。
② 過去の減収額について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される適用額を用いて把握されていない。
【経済産業省の補足説明】
①については、別紙の減収額試算を参照されたい。
②につき、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第190回国会提出）」における法人税関係特別措置の適用実態調査結果（平成26年度）を基に試算したもの。適用実態調査については、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成22年3月成立）」の規定により法人が提出する適用額明細書に基づいているが、適用額明細書の記載上、明らかとならない金額があること等により、以下のような一定の前提をおいた試算を行っている。 ア. 所得金額がゼロまたはマイナスとなっている法人（欠損法人）については、特別措置の適用によって減収になった額が不明であるため減収額の試算を行っていない。 イ. 準備金（引当金）関係の特別措置については、取崩しによる益金算入額が不明であるため、準備金（引当金）の積立（繰入れ）による損金算入額（繰入限度額）を用いて試算している。
【点検結果】
①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑥ 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の減収額について、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。
【経済産業省の補足説明】
別紙の減収額試算を参照されたい。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑦ 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の効果が把握されておらず、本特例措置によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。
【経済産業省の補足説明】
現時点で計画終了したものが1件あるが、その生産性の向上について、受注高（※）を用いて有形固定資産回転率を算出すればその値は13%の向上となり、産業競争力強化法の定める10%向上という目標を達成している。 ※案件納期が長期のものが多いため。

<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、生産性が13%向上するとの説明では、過去の効果（平成26年度）が把握されていないこと、効果の算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていないこと、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていないこと、また、達成目標に対する効果の寄与について、当該効果によって達成目標が達成されることが明らかにされていないことから、これらの点を課題とする。</p>

われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目①、③、⑦、⑧、⑨及び⑩に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【経済産業省の補足説明】欄には、経済産業省から送付された文書を引用している。

⑧ 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の効果について、「生産性の向上を実現することができる」と説明されているが、定量的に予測されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標（生産性の向上を図る）に対する効果の寄与について、株式の取得をした場合に、取得価額の70%を準備金として積み立てることにより、達成目標が達成されることが明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>①につき、本制度を通じて特定事業再編計画の認定を促すことで、認定要件に定める定量目標を通じて生産性の向上を実現することが可能である。</p> <p>なお、特定事業再編計画の認定における生産性の向上に関する要件としては、計画開始から3年以内に労働生産性を12%向上することないしそれに相当する生産性の向上が求められる。</p> <p>②につき、準備金の積立率（7割）については、経済産業省アンケート調査の数値を基に、統合会社の減損・貸倒れの発生率、またその際の累積損失額等を見積もり、これらを用いて試算した結果である。大きな経済環境の変化がなければ、アンケート調査時の状況が現在及び将来にわたって継続すると考えられるため、7割という積立率であれば、達成目標の達成につながるものと見込んでいる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑨ 過去の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>別紙の減収額試算を参照されたい。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 点検項目⑤過去の減収額に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目⑦過去の効果に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑩ 将来の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>別紙の減収額試算を参照されたい。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 点検項目⑥将来の減収額に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目⑧将来の効果に関して、分析・説明の内容が不十分であると思</p>

別紙

特定事業再編投資損失準備金における減収見込額試算(国税)

減収見込額試算の方法

適用実態調査等を基に、今後の積立見込数、1件あたり準備金積立額、準備金取崩見込額を試算し、法人税率を乗じて減収見込額を試算する。

【国税(法人税)】

○平成26年度(18億円)

適用実態調査を基に導出すると、1,819百万円¹。

○平成27年度(0億円)

準備金積立が1件あるが、その金額は0.24億円²であり、法人税率を乗算した額は6百万円と僅少。

○平成28年度(0億円)

準備金取崩しにより増収となる。

(積立見込数(2件)×1件あたり準備金積立額(39,008百万円)－準備金取崩見込額(88,346百万円))×法人税率(23.9%)×利益法人割合(50%)³＝▲1,234百万円<0

(1) 積立見込数試算

これまで準備金を積立てた件数は7件⁴。

制度運用から31ヶ月⁵で試算すると、本年(残余8ヶ月間)の適用見込み(件/年)は以下の通り。

$$\cdot 7(\text{件}) \div (31/12)(\text{年}) \times (8/12)(\text{年}) = 1.81 \div 2(\text{件/年})$$

¹ 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第190回国会提出)」における法人税関係特別措置の適用実態調査結果(平成26年度)を基に試算。適用実態調査については、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律(平成22年3月成立)」の規定により法人が提出する適用額明細書に基づいているが、適用額明細書の記載上、明らかとならない金額があること等により、以下のような一定の前提をおいた試算を行っている。

ア. 所得金額がゼロまたはマイナスとなっている法人(欠損法人)については、特別措置の適用によって減収になった額が不明であるため減収額の試算を行っていない。

イ. 準備金(引当金)関係の特別措置については、取崩しによる益金算入額が不明であるため、準備金(引当金)の積立(繰入れ)による損金算入額(繰入限度額)を用いて試算している。

² 経済産業省調べ

³ 平成26年度適用実態調査より導出

⁴ 平成26年度6件(適用実態調査)、平成27年度1件(経済産業省調べ)

⁵ 租法第55条の3、第68条の43の3に定める指定期間開始から平成28年7月末まで

(2) 1件あたり準備金積立額試算

これまでの準備金積立は7件で、総額は273,058百万円⁶であることから試算すると、以下の通り。

$$\cdot 273,058(\text{百万円}) \div 7(\text{件}) = 39,008(\text{百万円/件})$$

(3) 準備金取崩見込額試算

平成28年度より3年にわたり準備金の取り崩しが見込まれている件数が2件あり、その金額は以下の通り。

$$\cdot 265,037(\text{百万円})^7 \div 3(\text{年}) = 88,346(\text{百万円/年})$$

○平成29・平成30年度(各11億円)

延長期間(平成29・平成30年度)分の減収額を算出し、按分する。

(積立見込数(5件)×1件あたり準備金積立額(39,008百万円)－準備金取崩見込額(176,691百万円))×法人税率(23.3%)⁸×利益法人割合(50%)÷2(年)＝1,069百万円

(1) 積立見込数試算

これまで準備金を積立てた件数は7件。

制度運用から31ヶ月で試算すると、今後の適用見込み(件/年)は以下の通り。

$$\cdot 7(\text{件}) \div (31/12)(\text{年}) \times 2(\text{年}) = 5.42 \div 5(\text{件/2年})$$

(2) 1件あたり準備金積立額試算

平成28年度に同じ。

(3) 準備金取崩見込額試算

平成28年度より3年にわたり準備金の取り崩しが見込まれている件数が2件あり、その金額は以下の通り。

$$\cdot 265,037(\text{百万円}) \div 3(\text{年}) \times 2(\text{年}) = 176,691(\text{百万円/2年})$$

⁶ 平成26年度273,034百万円(同年度適用実態調査)、平成27年度24百万円(経済産業省調べ)

⁷ 当該2社の準備金積立額(平成26年度適用実態調査より推察)

⁸ 平成29年度(23.4%)と平成30年度(23.2%)の平均

特定事業再編投資損失準備金における減収見込額試算(地方税)

減収見込額試算の方法

国税の試算結果を基礎に試算。

【地方税】

1. 法人住民税の減収額

○平成26年度 (2億円)

法人税の減収額 (1,819百万円) × 税率 (12.9%) = 235百万円

○平成27年度 (0億円)

法人税の減収額の減収額が6百万円と僅少

○平成28年度 (0億円)

法人税の減収額は生じていない

○平成29・30年度 (各1億円)

法人税の減収額 (1,069百万円) × 税率 (12.9%) = 138百万円

2. 法人事業税の減収額

○平成26年度 (19億円)

所得割の減収額 (1,863百万円) + 付加価値割の減収額 (48百万円) = 1,911百万円

(1) 所得割(収入割)の減収額

法人事業税所得割(収入割)の減収額 (407百万円) + 地方法人特別税の減収額 (1,456百万円) = 1,863百万円

①法人事業税の所得割(収入割)の減収額

(特例による所得(収入)の減収額 (7,135百万円※1) × 税率 (5.7%※2) = 407百万円

②地方法人特別税の減収額

法人事業税所得割(収入割)の減収額 (407百万円) × 税率 (358.1%※2) = 1,456百万円

(2) 付加価値割の減収額

特例による所得の減収額 (7,135百万円※1) × 税率 (0.67%※2) = 48百万円

※1 法人税額を法人税率で割り戻して算定した

※2 外形及び外形外法人に適用する場合の税率

○平成27年度 (0億円)

法人税の減収額の減収額が6百万円と僅少

○平成28年度 (0億円)

法人税の減収額は生じていない

○平成29・30年度 (各12億円)

所得割の減収額 (1,198百万円) + 付加価値割の減収額 (31百万円) = 1,229百万円

(1) 所得割(収入割)の減収額

法人事業税所得割(収入割)の減収額 (262百万円) + 地方法人特別税の減収額 (936百万円) = 1,198百万円

①法人事業税の所得割(収入割)の減収額

(特例による所得(収入)の減収額 (4,588百万円※1) × 税率 (5.7%※2) = 262百万円

②地方法人特別税の減収額

法人事業税所得割(収入割)の減収額 (262百万円) × 税率 (358.1%※2) = 936百万円

(2) 付加価値割の減収額

特例による所得の減収額 (4,588百万円※1) × 税率 (0.67%※2) = 31百万円

※1 法人税額を法人税率で割り戻して算定した

※2 外形及び外形外法人に適用する場合の税率

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定事業再編投資損失準備金制度の延長
2	対象税目	(法人税:義)(国税3) (法人住民税:義、事業税:義)(地方税10) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 平成26年度税制改正において、産業競争力強化法の認定を受けて、事業部門の分離・統合により設置される統合会社の成長に必要な資金負担を行う会社について、その財務負担を軽減する税制措置(特定事業再編投資損失準備金)が講じられている。 当該措置は、平成29年3月31日までに特定事業再編計画の認定を受けたものが対象とされているため、第4次産業革命に対応し、企業の機動的な事業再編を促進するため、これを2年間延長する。 《関係条項》 租税特別措置法第55条の3、第68条の43の3等
4	担当部局	経済産業省 経済産業政策局 産業組織課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成26年度~30年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成26年度創設
7	適用又は延長期間	2年間(平成29年4月1日~平成31年3月31日)
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 第4次産業革命に向け迅速かつ柔軟な産業構造転換の実現が必要となる中、自社事業部門の分離や他社事業部門との統合など、大胆な事業再編を促進する税制措置を講ずることで、潜在力のある事業を成長事業に転換するとともに、グローバル市場での企業競争力の強化を実現し、我が国企業・経済の更なる成長を図る。 《政策目的の根拠》 産業競争力強化法第26条
		② 政策体系における政策目的の位置付け 1.経済産業 1-2 新陳代謝

	③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 我が国企業の事業再編の円滑化を通じ、生産性の向上を図る。																											
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 潜在力のある事業を成長事業に転換するとともに、グローバル市場での企業競争力の強化を実現し、我が国企業・経済の更なる成長を図る。 なお、平成28年7月末時点で終了している計画は1件である。 http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/pdf/mh.pdf																											
9	有効性等	① 適用数等 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数(件)</td> <td>6</td> <td>1</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>適用額(百万円)</td> <td>273.034</td> <td>24</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成26年度:租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省) 平成27年度、平成28年度(7月末時点):実績見込み 業種:機械製造業、産業用電気機械器具製造業、非鉄金属製造業、鉄鋼業、食料品製造業、その他の製造業等</p>		平成26年度	平成27年度	平成28年度	件数(件)	6	1	-	適用額(百万円)	273.034	24	-															
			平成26年度	平成27年度	平成28年度																								
件数(件)	6	1	-																										
適用額(百万円)	273.034	24	-																										
② 減収額 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="5">年度</th> </tr> <tr> <th>26</th> <th>27</th> <th>28(見込)</th> <th>29(見込)</th> <th>30(見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>18</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>11</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>19</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>12</td> <td>12</td> </tr> </tbody> </table> <p>(単位:億円)</p>	区分	年度					26	27	28(見込)	29(見込)	30(見込)	法人税	18	0	0	11	11	法人住民税	2	0	0	1	1	法人事業税	19	0	0	12	12
区分		年度																											
	26	27	28(見込)	29(見込)	30(見込)																								
法人税	18	0	0	11	11																								
法人住民税	2	0	0	1	1																								
法人事業税	19	0	0	12	12																								
	③ 効果・税収減是認効果	《効果》 本措置により、事業部門の分離・統合が増加し、企業における潜在力ある事業の成長事業化や国際競争力強化の後押しとなることが見込まれる。これにより、産業競争力強化法において計画認定指標としている生産性の向上を実現することができると見込まれる。 なお、平成28年7月末時点で終了している計画は1件である。 http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/pdf/mh.pdf 《税収減を是認するような効果の有無》 平成28年7月末時点において9社(5計画)の認定実績があり、準備金積立が7件あることから、一定以上の効果を実現している。																											

10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>特定事業再編を行う企業においては、概して大きな財務負担が発生することから、これが事業再編の障害の一つとなることが多い。こうした問題を解決し、政策目標達成のためには、課税負担の軽減措置を講ずることが適切である。</p> <p>この点において本措置は、一定の基準を満たす特定事業再編計画を主務大臣が認定した場合に限って認められるものであり、政策手段としての確である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 25 年 8 月

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	特定都市再生建築物等の割増償却制度の延長
税 目	法人税、所得税
区 分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

① 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（中心市街地活性化基本計画に定めた期間が終了した自治体の自己評価について、全体の目標達成率が50%を超えること）について、目標達成時期が示されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>目標達成時期は、平成30年度末である。</p> <p>本特例措置が適用される特定民間中心市街地経済活力向上事業を実施する自治体においては、平成31年3月31日までに取組の進捗状況及び目標達成の見通し等を自己評価する定期フォローアップ（毎年実施）又は当該日付までに基本計画の計画期間が終了している場合は最終フォローアップを実施する予定であり、それによって目標達成率の確認が可能となる見込みである。従って、平成30年度末時点において、これらの自治体における目標達成率が全体として50%を超えることを目標としたい。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

② 過去の適用数等

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

③ 僅少・偏りの状況

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 租特透明化法に基づき把握される過去の適用数（法人税）0件（平成26年度）は、10件未満であるにもかかわらず、想定外に僅少でないことについて説明されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>平成26年度の適用数は10件を見込んでいたが、措置の対象となる特定民間中心市街地経済活力向上事業（平成26年7月創設）の事業認定が、基本方針の改訂（閣議決定）や記載マニュアルの制定等に時間を要した関係で遅延したことや、事業者が特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の検討・策定に長期間を要したことなどにより、措置の適用数が0件となった。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明において、当初見込んでいた適用数10件（平成26年度）が、想定外の事情により0件となったことについて説明されており、また、分析・説明の内容が不十分であると思われる点も解消されていないため、この点を課題とする。</p>

④ 将来の適用数等

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用額が予測されていない。</p> <p>② 将来の適用数について、「本税制措置の適用見込数については、既存認定事業者・申請予定者への利用意向調査を踏まえ、事業認定を受けた事業の3割程度が本措置を利用すると仮定」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 別添参照。</p> <p>② 既存認定事業8件のうち2件については、既に措置を受けるための証明書を発行済み。また、利用意向調査の結果、今年度事業申請見込みである事業者12件のうち4件について措置の適用が見込まれたため、今後も認定事業の3割程度（(2+4件) ÷ (8+12件)）で利用が見込めるものと仮定した。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

⑤ 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

⑥ 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（平成28年度の法人税）について、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>別添参照。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

⑦ 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（中心市街地活性化基本計画に定めた期間が終了した自治体の自己評価について、全体の目標達成率が50%を超えること）に対する効果の寄与について、過去の適用数は0件であり、本特例措置によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 現時点では効果が把握出来ないため、達成目標に対する効果の寄与も、把握することが困難。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑧ 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の効果について、意欲的な目標を掲げた民間投資の喚起を通じて中心市街地の魅力を高め、中心市街地全体が活性化すると説明されているが、定量的に予測されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標（中心市街地活性化基本計画に定めた期間が終了した自治体の自己評価について、全体の目標達成率が50%を超えること）に対する効果の寄与について、本特例措置によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>本措置の効果・達成目標とした中心市街地の活性化を測定する具体的な達成目標値については、自治体が策定する中心市街地活性化基本計画の中心市街地における通行量、居住人口、販売額等を設定しているが、特定民間中心市街地経済活力向上事業の実施により、これらのうち、経済活力向上に係る指標（販売額等指標全体の1/5）については目標を達成し、他の指標（指標全体の4/5）については、過去の実績値（29%）と同等の目標達成率であると仮定。これにより、</p> $(1/5 \times 100\%) + (4/5 \times 29\%) = 43.2\%$ <p>これに、経済活力系以外の指標への波及効果も含め、達成目標の実現状況の将来推計について、特定民間中心市街地経済活力向上事業を実施する自治体の基本計画の目標達成率が50%を超えると予測する。</p> <p>これは、特定民間中心市街地経済活力向上事業が中心市街地活性化法第7条第13項に定めるとおり、「中心市街地への来訪者又は中心市街地の就業者若しくは小売業の売上高を相当程度増加させることを目指した」ものであるため、経済活力向上に係る指標について目標達成が可能とした。</p> <p>また、経済情勢等、他の要因の影響を除く本措置の直接的な効果については、今後自治体向けにアンケートを実施し、本特例措置以外に指標に影響を与えた要因の有無等を把握し、中心市街地活性化の基本計画における目標達成の寄与度を分析することとする。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「経済活力系以外の指標への波及効果も含め、達成目標の実現状況の将来推計について、特定民間中心市街地経済活力向上事業を実施する自治体の基本計画の目標達成率が50%を超えると予測する」との説明では、将来の効果について、算定根拠（算定に用いた数値及び計算式）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑨ 過去の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑦過去の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>⑦記載のとおり、過去の実績については、本措置の適用がなく税収減もなかったことから、税収減を是正するような効果については確認していない。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑩ 将来の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>本措置の対象となる特定民間中心市街地経済活力向上事業の実施によって、固定資産税</p>

<p>の増収効果が見込める。その増収効果は、建物にかかる課税標準額を④で示した減収資産額で示した建物の取得価額と同額であると仮定すると、初年度にかかる固定資産税の増収だけでも、合計8,428万円（約4,214万円/年）</p> <p>さらに、当該事業の実施によって中心市街地に経済波及効果が生まれ、自治体の基本計画の目標達成率も押し上げられると考える。</p> <p>（参考）</p> <p>平成30年度：4億3,000万円×1.4%×6件≒3,612万円</p> <p>平成31年度：4億3,000万円×1.4%×8件≒4,816万円</p> <p>※ 竣工年度の翌年度に固定資産税が課税されると仮定</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 点検項目⑥将来の減収額に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目⑧将来の効果に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目③、⑦、⑧、⑨及び⑩に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

（注）【経済産業省の補足説明】欄には、経済産業省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定都市再生建築物等の割増償却制度の延長
2	対象税目	国税8 法人税:義、所得税:外 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づいて行われる特定民間中心市街地経済活力向上事業により整備される建築物及び構築物の取得に対する割増償却(5年間 割増率30%)の適用期限(平成29年3月31日)を2年間延長する。 《関係条項》 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第14条の2第2項第2号、第47条の2第3項第2号、第68条の35第3項第2号
4	担当部局	経済産業省地域経済産業グループ中心市街地活性化室
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成26年度～30年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成26年度 創設、平成27年度 延長措置
7	適用又は延長期間	2年間(平成29年4月～平成31年3月)
8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 改正中心市街地活性化法により創設された特定民間中心市街地経済活力向上事業のもと、地元住民や自治体の強いコミットメントがあり、かつ経済効果の高い民間プロジェクトに絞り込んで、従来より厚い支援を重点的に行うことにより、民間投資の喚起を通じた中心市街地の活性化を図る。 《政策目的の根拠》 中心市街地の活性化については、平成10年に中心市街地活性化法を制定し、平成18年にまちなか居住や都市機能整備も含め総合的な対策を講じるため同法の見直しを行ってきたが、平成18年度から平成26年度末までに市町村が策定する中心市街地活性化の基本計画期間が終了した44中心市街地において、各市が自己評価を実施したところ、目標達成率が約3割となっており、中心市街地が十分に活性化しているとは言えない状況であり、この要因の一つとして、中心市街地活性化に対する民間投資が不十分であったことが挙げられる。 こうした状況を踏まえ、民間投資を喚起するため、民間事業者の事業採算性を向上させ、事業実施を決断させるインセンティブを与える必要がある。そのため、建物等の取得時における割増償却制度を活用することにより、ランニングコストの低減化を図り、魅力ある商業施設の整備を強力に促し、中心市街地の活性化につなげるための本租税特別措置を延長する必要がある。</p> <p>② 政策体系における政策目的</p> <p>4. 中小・地域 4-1 経営革新・創業促進</p>

<別添資料>

以下は、本租税特別措置による減収額の算定根拠。特定民間中心市街地経済活力向上事業の事例から、下記<注>のとおり算定した建物等の取得価格、償却率、割増率、法人税率及び見込み件数により減収額を算定した。

年度	部位	税率分類	取得価額(円)	定額法の償却率	割増率	④①将来の適用額		⑥①将来の減収額	
						割増償却額(円)	法人税率	件数	税減収額(円)
H28	建物	大企業	430,000,000	0.031	0.3	3,999,000	0.234	2	1,871,532
	建物附属設備	大企業	230,000,000	0.077	0.3	5,313,000	0.234	2	2,486,484
	構築物	大企業	40,000,000	0.059	0.3	708,000	0.234	2	331,344
合計									
H29	建物	大企業	430,000,000	0.031	0.3	3,999,000	0.234	6	5,614,596
	建物附属設備	大企業	230,000,000	0.077	0.3	5,313,000	0.234	6	7,459,452
	構築物	大企業	40,000,000	0.059	0.3	708,000	0.234	6	994,032
合計									
H30	建物	大企業	430,000,000	0.031	0.3	3,999,000	0.234	8	7,486,128
	建物附属設備	大企業	230,000,000	0.077	0.3	5,313,000	0.234	8	9,945,936
	構築物	大企業	40,000,000	0.059	0.3	708,000	0.234	8	1,325,376
合計									

④①将来の適用額(百万円)		⑥①将来の減収額(百万円)	
H28年度	H28年度	H29年度	H29年度
8.0	1.9	24.0	5.6
10.6	2.5	31.9	7.5
1.4	0.3	4.2	1.0
合計	20.0	合計	47.1

④①将来の適用額(百万円)		⑥①将来の減収額(百万円)	
H29年度	H29年度	H30年度	H30年度
24.0	5.6	32.0	7.5
31.9	7.5	42.5	9.9
4.2	1.0	5.7	1.3
合計	60.1	合計	18.7

<注>過去事例における建物・建物附属設備・構築物の取得価格及び耐用年数

	A事業者		B事業者		平均取得価格(百万円)	平均耐用年数(年)
	取得価格(百万円)	耐用年数(年)	取得価格(百万円)	耐用年数(年)		
建物	203	27	683	39	430	33
建物附属設備	188	13	262	13	230	13
構築物	28	17	50	17	40	17

	の位置付け																										
③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>本措置の適用対象となる特定民間中心市街地経済活力向上事業は、中心市街地の就業者又は小売業の売上高を相当程度増加させることを目指すものである。本事業の認定に際しては、来訪者、就業者、売上高のいずれかについて高い数値目標を達成する取組を行うことが要件となるが、本事業の実施によって自治体が策定する中心市街地活性化基本計画における目標達成率も押し上げると想定される。</p> <p>中心市街地の活性化を測定する具体的な達成目標値については、自治体が策定する中心市街地活性化基本計画において中心市街地における通行量、居住人口、販売額等を設定しているが、当該測定指標は自治体毎に異なる。また、目標達成時期については、自治体が策定する中心市街地活性化基本計画において設定する計画期間であり、概ね5年以内とされているものの、自治体毎にその期間は異なる。</p> <p>このため、達成目標値及び達成時期については、個別に自治体の状況を調査する必要があり、制度上、内閣府が自治体毎に中心市街地活性化基本計画の計画期間終了時期及び中間フォローアップのタイミングで調査している。本措置による達成目標の達成状況は、当該調査結果によって把握できる。</p> <p>なお、平成26年度末までに基本計画の計画期間を満了した96中心市街地において、各市が自己評価（フォローアップ）を実施した結果、その目標達成率は約27%となっている。</p> <p>他方、本措置の適用対象となる特定民間中心市街地経済活力向上事業を実施する自治体においては、当該目標達成率が引き上げられる効果が見込まれる。経済活力の向上に資する目標については目標を確実に達成するとともに、経済活力向上系以外の目標への波及効果も見込み、全体として目標達成率が50%を超えることを目標とする。</p> <p>【資料】：平成18年度から平成26年度末までに基本計画の計画期間を満了した96中心市街地の自己評価結果</p> <table border="1" data-bbox="407 903 1003 1007"> <thead> <tr> <th></th> <th>通行量</th> <th>居住人口等</th> <th>販売額等</th> <th>空き店舗等</th> <th>施設入込数等</th> <th>公共交通機関</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標達成率</td> <td>26%</td> <td>18%</td> <td>11%</td> <td>29%</td> <td>37%</td> <td>33%</td> <td>50%</td> <td>27%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【資料】：平成18年度から平成26年度末までに基本計画の計画期間を満了した96中心市街地の自己評価結果の項目のまとめ</p> <table border="1" data-bbox="434 1094 965 1171"> <thead> <tr> <th>経済活力向上系指標</th> <th>53項目(約20%)</th> <th rowspan="2">合計 291項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>それ以外の指標</td> <td>238項目(約80%)</td> </tr> <tr> <td>経済活力向上系指標を除く、238項目の目標達成率</td> <td></td> <td>29%</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：内閣府地方創生推進室ホームページ公表資料より経済産業省作成</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>中心市街地活性化法における施策は、「日本再興戦略」に掲げられている居住や都市機能の「ローカル・アベノミクスの推進」を目指す上で、これまで蓄積されてきた生活機能やインフラがある中心市街地を第一候補として位置付け、超高齢化・人口減少社会における持続可能な都市・地域の拠点形成するもの。都市機能立地の緩やかなコントロールを図る「都市再生特別措置法」</p>		通行量	居住人口等	販売額等	空き店舗等	施設入込数等	公共交通機関	その他	合計	目標達成率	26%	18%	11%	29%	37%	33%	50%	27%	経済活力向上系指標	53項目(約20%)	合計 291項目	それ以外の指標	238項目(約80%)	経済活力向上系指標を除く、238項目の目標達成率		29%
	通行量	居住人口等	販売額等	空き店舗等	施設入込数等	公共交通機関	その他	合計																			
目標達成率	26%	18%	11%	29%	37%	33%	50%	27%																			
経済活力向上系指標	53項目(約20%)	合計 291項目																									
それ以外の指標	238項目(約80%)																										
経済活力向上系指標を除く、238項目の目標達成率		29%																									

		<p>及び持続可能な地域公共交通ネットワークの形成を目指す「地域公共交通活性化再生法」と一体となって、アベノミクスを地域に浸透させることとしている。</p> <p>中でも、中心市街地活性化法に基づき経済産業大臣が認定する「特定民間中心市街地経済活力向上事業」は、民間投資を一層喚起するために、来訪者・売上高・就業者を相当程度増加させるなど効果が高く、かつ地元住民や自治体の強いコミットメントがある民間プロジェクトに限って重点支援を実施するもの。当該プロジェクトの実施及び継続を中心市街地活性化の起爆剤として民間投資を喚起し、周辺地域の経済活力を向上させる波及効果をもたらす拠点形成を目標としている。</p> <p>当該事業は、当該市町村に居住する住民だけでなく、近隣市町村に居住する住民の利用や、それ以外の地域から出かけてくる人々の利用も視野に入れた高度な機能を有する施設を整備するような取組に対して大胆かつ集中的に、予算、税、融資等の優遇措置を講じて支援し、中心市街地全体に波及する効果を生み出すものである。民間投資によって街並みの連続性が再生し、個店の魅力が向上することで、中心市街地全体が活性化し、地域の個性を生かした魅力ある中心市街地の形成の実現に寄与する。</p> <p>本租税特別措置等は、建物等取得後のランニングコストを低減することで、当該事業の採算性を向上させ、事業実施を決断するインセンティブを与えるための措置である。高い目標の達成というハードルを超える可能性を高めるために必要な投資負担を軽減することで、事業実施予定者に投資回収の算段を付けさせ、担い手を呼び込むことを目的としている。</p> <p>事業立ち上げ段階では予算、低利融資、規制緩和等による支援を実施することとなるが、波及効果をもたらす上で事業継続が不可欠となり、こうしたランニングコストを低減することで採算性を向上させることとなるため、担い手を呼び込む効果が期待される。</p>
9 有効性等	① 適用数等	<p>(適用件数)</p> <p>平成26年度 :0件(実績)</p> <p>平成27年度 :0件(実績)</p> <p>平成28年度 :2件</p> <p>平成29年度 :6件</p> <p>平成30年度 :8件</p> <p>(平成28年度以降は経済産業省推計)</p> <p>※法人税の適用件数。所得税の適用数はいずれも0件。</p>
	② 減収額	<p>(減収額)</p> <p>平成26年度 :0百万円</p> <p>平成27年度 :0百万円</p> <p>平成28年度 :4.7百万円</p> <p>平成29年度 :14.1百万円</p> <p>平成30年度 :18.7百万円</p> <p>(平成28年度以降は経済産業省推計)</p> <p>※法人税の減収額。所得税の減収額はいずれもゼロ。</p>

		③ 効果・税収減是認効果	<p>《効果》</p> <p>中心市街地活性化基本計画に定めた期間が終了した自治体の自己評価したところによれば、目標達成率は約3割となっており、特に、経済活力系(販売額、空き店舗数)の目標達成率は約1割と衰退傾向に歯止めがかかっていない状況にある。</p> <p>平成26年7月に施行された改正中心市街地活性化法により、地元住民や自治体等による強いコミットメントを前提に、実効性のある計画を立てることができ、政策資源を選択・集中させる特定民間中心市街地経済活力向上事業として認定し、本租税特別措置の適用により、意欲的な目標を掲げた民間投資の喚起を通じて中心市街地の魅力を高め、中心市街地全体が活性化し、地域の個性を生かした魅力ある中心市街地の形成が期待される。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>減収額の将来推計は、平成29年度以降、約10～20百万円/年と推計される。</p> <p>平成26年度中心市街地活性化法改正において創設された、特定民間中心市街地経済活力向上事業は、地元住民や自治体の強いコミットメントがあり、かつ経済効果の高い民間プロジェクトに絞りこんで重点支援を行うことで、民間投資の喚起を通じて中心市街地の活性化を図るものである。本租税特別措置等も当該事業の認定により適用される。</p> <p>中心市街地への民間投資は依然として低迷し、空き店舗・未利用地の活用は進まない状況にあり、地域経済を牽引する中心市街地について、当該市町村に居住する住民だけでなく、近隣市町村に居住する住民の利用や、それ以外の地域から出かけてくる人々の利用も視野に入れた高度な機能を有する施設を整備するような民間プロジェクトに対して大胆かつ集中的に、予算、税、融資等の優遇措置を講じて支援することで、中心市街地ひいては地域経済全体に波及する効果が期待される。</p>
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>意欲的な数値目標(来訪者、売上高、就業者のいずれかで評価)を達成できる魅力ある商業施設等を整備しやすくなるための措置の一つとして、予算や融資面からは、インシャルコストの軽減を図り、税制面からは、ランニングコストの軽減を図っていくものである。</p> <p>民間投資を喚起するために実施する事業者への措置の中で、予算、低利融資、規制緩和等は事業立ち上げ段階の支援措置となるが、事業の波及効果をもたらす上では事業継続が不可欠となり、事業の採算性を向上させるには本税制措置が有効であると考えられる。</p> <p>また、中心市街地のプロジェクト全てを対象とするのではなく、地元の強いコミットメントがあり、経済効果が高い民間プロジェクトに絞り込んでいるため、民間投資の喚起を通じて中心市街地の活性化を図るうえで、必要最小限の特例措置となっている。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等	<p>特定民間中心市街地経済活力向上事業に関するその他の措置として、以下の措置が存在する。</p> <p>予算、低利融資、登録免許税の減免措置等は、事業立ち上げ段階の支援</p>

		との役割分担	<p>措置だが、本措置は事業のランニングコストを低減させるものであり、異なる役割を担っている。</p> <p><税制></p> <p>魅力ある商業施設等を整備する事業者にインセンティブを与え、増加している空き店舗・未利用地の活用を促進させる。</p> <p>(措置名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき不動産を取得した場合の所有権の移転登記等の税率の軽減(租税特別措置法第81条の2/登録免許税/平成26年度創設、平成27年度延長措置、平成28年度2年間延長措置) <p><予算></p> <p>近隣市町村の住民や観光客等のニーズに対応できる高度な商業等の機能の整備を支援する。</p> <p>(措置名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商店街・まちなかインバウンド促進支援事業 ・地域・まちなか商業活性化支援事業 <p><融資></p> <p>財政基盤が脆弱かつ経営資源に乏しい中小小売業者や特定会社等に対して資金提供を円滑にし、経営基盤の安定・強化を図る。</p> <p>(措置名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業活力強化貸付(中小・国民)
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
11	有識者の見解		<p>(参考)</p> <p>中心市街地の再活性化にむけて(提言)(平成25年6月4日、産業構造審議会中心市街地活性化部会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地が活性化していないのは、民間投資が不十分であることが要因であると考えられるため、投資がより活性化するよう、施策を再構築する必要がある。 ・地権者や空き店舗・未利用地の利用者・取得者に対して、税制上の措置等の支援策を講じ、不動産の流動化を図ることを検討すべき。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成26年8月(H26経産03)

特定都市再生建築物等の割増償却制度の減収額試算根拠

※以下は法人税に関する試算。所得税は実績が無く、現状では適用が見込まれる事業も存在しないため、今後の適用見込件数及び減収額をゼロと見込んでいる。

(計算方法)

[取得価額] × [定額法の償却率] × [30%割増償却] × [法人税率] × [適用件数]

①平成 29 年度に実施される事業

【建物】

430 百万円 × 0.031 (定額法) × 30% × 23.4% × 6 件 = 5.6 百万円

【建物附属設備】

230 百万円 × 0.077 (定額法) × 30% × 23.4% × 6 件 = 7.5 百万円

【構築物】

40 百万円 × 0.059 (定額法) × 30% × 23.4% × 6 件 = 1.0 百万円

②平成 30 年度に実施される事業

【建物】

430 百万円 × 0.031 (定額法) × 30% × 23.4% × 8 件 = 7.5 百万円

【建物附属設備】

230 百万円 × 0.077 (定額法) × 30% × 23.4% × 8 件 = 9.9 百万円

【構築物】

40 百万円 × 0.059 (定額法) × 30% × 23.4% × 8 件 = 1.3 百万円

(①②合計)

平成 29 年度に実施される事業 : 14.1 百万円

平成 30 年度に実施される事業 : 18.7 百万円

(試算の基礎)

- ・ 特定民間中心市街地経済活力向上事業の認定数は、平成 26 年度 : 1 件 (実績)、平成 27 年度 : 7 件 (実績)、平成 28 年度 : 12 件 (申請予定数) と増加傾向にあることに鑑み、平成 29 年度 18 件、平成 30 年度 22 件と仮定した。
- ・ 本税制措置の適用見込数については、既存認定事業者・申請予定者への利用意向調査を踏まえ、事業認定を受けた事業の 3 割程度が本措置を利用すると仮定し、平成 29 年度 : 6 件、平成 30 年度 : 8 件とした。
 - ・ 各年度の建物・建物附属設備・構築物の取得価額は、特定民間中心市街地経済活力向上事業を見据えて、中心市街地再興戦略事業費補助金を活用予定である 2 事業の取得金額の平均値とした。また、耐用年数も 2 事業の平均値を用いた (詳細は注 1 を参照)。

<注 1> 中心市街地再興戦略事業費補助金を活用した 2 事業における建物・建物附属設備・構築物の取得価額及び耐用年数

	A事業者		B事業者		平均取得 価格(百万円)	平均耐用 年数(年)
	取得価格(百万円)	耐用年数(年)	取得価格(百万円)	耐用年数(年)		
建物	203	27	663	39	430	33
建物附属設備	188	13	262	13	230	13
構築物	28	17	50	17	40	17

以 上

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	所得拡大促進税制の見直し
税目	法人税、所得税、法人住民税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長

① 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（個人の所得水準の改善を通じた消費拡大及びそれに伴う景気的好循環の実現）について、達成すべき水準が定量的に示されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 達成目標について以下のとおり修正。</p> <p>GDP 名目成長率3%（政府目標）に合わせた賃上げの推進</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

② 過去の適用数等

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（所得税）が把握されていない。</p> <p>② 過去の適用数（平成25年度及び27年度の法人税）が把握されていない。</p> <p>③ 過去の適用数（平成26年度の法人税）について、「78,261件」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値の根拠）が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 以下のとおり。</p> <p><所得税></p> <p>平成26年度適用者数：10,186人</p> <p>※平成26年は国税庁「申告所得税標本調査」による。実績額は精査中。</p> <p>※平成27・28・29年度は精査中。</p> <p>② 以下のとおり。</p> <p><法人税></p> <p>平成25年度適用実績：10,874件 (内訳) 大企業：1,009件 中小企業：9,865件</p> <p>平成26年度適用実績：78,261件 (内訳) 大企業：4,075件 中小企業：74,186件</p> <p>平成27年度適用実績：110,104件（未公表のため推計値） (内訳) 大企業：8,542件 中小企業：101,562件</p> <p><地方税></p> <p>※法人住民税について精査中。</p>
<p>③ 平成25年度、平成26年度は財務省「適用実態調査報告書」における実績値。</p>

平成27年度は当該報告書未公表のため推計値。
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、過去の適用数（平成25年度及び27年度の所得税）が把握されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、過去の適用数（平成27年度の法人税）について、「推計値は会社標本調査×税制利用企業割合（アンケート）により算出」との説明では、算定根拠（算定に用いた数値）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

③ 僅少・偏りの状況

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

④ 将来の適用数等

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数及び適用額が予測されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 以下のとおり。</p> <p>平成28年度適用見込：118,133件（推計値）</p> <p>※平成28年度は当該報告書未公表のため推計値。</p> <p>※平成29年度は精査中。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、将来の適用数（所得税）並びに将来の適用数及び適用額（平成29年度の法人税）が予測されていないため、この点を課題とする。また、将来の適用数（平成28年度の法人税）について、「推計値は会社標本調査×税制利用企業割合（アンケート）により算出」との説明では、算定根拠（算定に用いた数値）が明らかにされていないため、この点についても課題とする。</p>

⑤ 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額が税目ごとに把握されていない。</p> <p>② 過去の減収額（平成25年度及び27年度）が把握されていない。</p> <p>③ 過去の減収額（平成26年度の法人税）について、「2,478億円」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値の根拠）が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 以下のとおり。</p> <p><所得税></p> <p>※精査中。</p> <p><地方税></p> <p>○法人住民税（中小企業者等にはのみ適用）</p> <p>平成25年度適用実績：23億円</p>

<p>平成 26 年度適用実績：137 億円</p> <p>② 以下のとおり。</p> <p>平成 25 年度法人税適用実績額：420 億円 (内訳) 大企業：288 億円 中小企業：132 億円</p> <p>平成 26 年度法人税適用実績額：2,478 億円 (内訳) 大企業：1,688 億円 中小企業：790 億円</p> <p>平成 27 年度減収額実績：2,517 億円（未公表のため推計値） (内訳) 大企業：2,064 億円 中小企業：452 億円</p> <p>※平成 25・26 年度は財務省「適用実態調査報告書」による実績値、平成 27 年度は当該報告書未公表のため推計値。</p> <p>③ 平成 25 年度、平成 26 年度は財務省「適用実態調査報告書」における実績値。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明によっても、過去の減収額（所得税）が把握されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、過去の減収額（平成 27 年度の法人税）について、「推計値は 1 社当たり雇用者給与等支給増加額×10%（中小企業は 20%）×税額控除実施法人数により算出」との説明では、算定根拠（算定に用いた数値及びその根拠）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

⑥ 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>平成 28 年度適用見込：2,842 億円</p> <p>※平成 28 年度は当該報告書未公表のため推計値。 ※平成 29 年度は精査中。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、将来の減収額（所得税）及び将来の減収額（平成 29 年度の法人税）が予測されていないため、この点を課題とする。また、将来の減収額（平成 28 年度の法人税）について、「推計値は 1 社当たり雇用者給与等支給増加額×10%（中小企業は 20%）×税額控除実施法人数により算出」との説明では、算定根拠（算定に用いた数値及びその根拠）が明らかにされていないため、この点についても課題とする。</p>
--

⑦ 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の効果について、「多くの企業において、平成 26 年以降 3 年連続で高水準の賃上げが行われている」と説明されているが、定量的に把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標（個人の所得水準の改善を通じた消費拡大及びそれに伴う景気的好循環の実現）に対する効果の寄与について、本特例措置によって雇用者給付等支給額が増加し、達成目標が達成されることが明らかにされていないため、本特例措置を利用した企業の雇用者の所得水準の推移、全国の所得水準の上昇に対する寄与度等、より適切な測定指</p>

<p>標を用いて説明する必要がある。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 多くの企業において、平成 26 年以降 3 年連続で高水準の賃上げが行われている。 ◇春季生活闘争による賃上げ率（日本労働組合総連合会（連合）調査） 平成 26 年 2.07%（中小企業 1.76%） 平成 27 年 2.20%（中小企業 1.88%） 平成 28 年 2.00%（中小企業 1.81%） ※賃上げ率には景気等様々な要素が影響するため、本税制のみによる効果を測定するものではない。</p> <p>② 過去の効果について、賃上げには様々な要素が影響するため、本税制措置のみによるものではなく、直接的効果を測ることは難しいものの、上記調査からも確認出来るとおり、多くの企業において、平成 26 年以降 3 年連続で高水準の賃上げが行われており、達成目標である「賃金・最低賃金の引上げのための環境整備」の一助になることが期待される。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「賃上げ率には景気等様々な要素が影響するため、本税制のみによる効果を測定するものではない」との説明では、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑧ 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の効果について、「多くの企業において、平成 26 年以降 3 年連続で高水準の賃上げが行われている」と説明されているが、定量的に予測されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標（個人の所得水準の改善を通じた消費拡大及びそれに伴う景気的好循環の実現）に対する効果の寄与について、本特例措置によって雇用者給付等支給額が増加し、達成目標が達成されることが明らかにされていないため、本特例措置を利用した企業の雇用者の所得水準の推移、全国の所得水準の上昇に対する寄与度等、より適切な測定指標を用いて説明する必要がある。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 多くの企業において、平成 26 年以降 3 年連続で高水準の賃上げが行われている。 ◇春季生活闘争による賃上げ率（日本労働組合総連合会（連合）調査） 平成 26 年 2.07%（中小企業 1.76%） 平成 27 年 2.20%（中小企業 1.88%） 平成 28 年 2.00%（中小企業 1.81%） ※賃上げ率には景気等様々な要素が影響するため、本税制のみによる効果を測定するものではないが、賃上げは将来にわたり長期継続的に対処していく課題であると言えるため、引き続き本税制によって賃上げを後押ししていく必要がある。</p> <p>② 将来の効果については、本税制改正要望によって、更なる賃上げが促進されることが期待される。具体的には、労働分配率の推移について、大企業と比較して、中堅・中小企業では高い水準の状況が続いており、賃上げ余力に乏しい。このため、本税制改正要望によって、中堅・中小企業の支援措置を深掘りすることによって、更なる賃上げが促進されることが期待できる。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、将来の効果（平成 29 年度）が予測されていないため、この点を課題とする。また、「賃上げ率には景気等様々な要素が影響するため、本税制のみによる効果を測定するものではない」との説明では、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑨ 過去の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。
【経済産業省の補足説明】
① ⑤及び⑦について定量的に効果を示す修正を行う。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑩ 将来の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。
【経済産業省の補足説明】
① ⑥及び⑧について定量的に効果を示す修正を行う。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目①、②、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨及び⑩に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

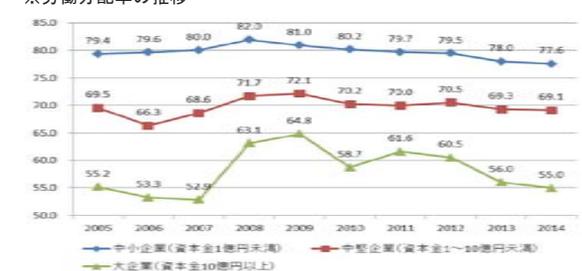
(注) 【経済産業省の補足説明】欄には、経済産業省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	所得拡大促進税制の見直し
2	対象税目	(国税17・地方税5)(法人税:義、所得税:外、法人住民税:義) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>青色申告書を提出する事業者が、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する各事業年度(個人の場合は平成26年から平成30年までの各年)に、国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、その事業者の雇用者給与等支給増加額(雇用者給与等支給額から基準雇用者給与等支給額を控除した金額)の基準雇用者給与等支給額に対する割合が増加促進割合※以上であるとき(次の①及び②の要件を満たす場合に限る。)は、その雇用者給与等支給増加額の10%について法人税・所得税から税額控除ができることとする。ただし、上限を法人税額・所得税額の10%(中小事業者は20%)とする。</p> <p>① 雇用者給与等支給額が前事業年度の雇用者給与等支給額を下回らないこと</p> <p>② 平均給与等支給額が前事業年度の平均給与等支給額を上回ること</p> <p>(注1) 雇用者給与等支給額とは、各事業年度の所得の金額の計算上損金(個人の場合は必要経費)の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいう。</p> <p>(注2) 基準雇用者給与等支給額とは、平成25年4月1日以後に開始する各事業年度のうち最も古い事業年度の直前の事業年度(基準事業年度という。個人の場合は平成25年)の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいう。</p> <p>(注3) ※を満たすのに必要な割合は、適用年度が平成26年度又は平成27年度である場合は2%、平成28年度は3%、平成29年度は4%、平成30年度は5%とする。ただし、中小事業者については適用年度が平成29年度又は平成30年度である場合3%とする。</p> <p><要望内容></p> <p>中堅・中小企業の質上げを強力に後押しし、「成長と分配の好循環」を地域の中堅・中小企業にもたすため、これら企業に対する所得拡大促進税制の支援措置を強化する。</p> <p>(1) 中堅・中小企業の税額控除を拡充</p> <p>中堅・中小企業については、雇用者給与等支給増加額の20%(中堅企業は法人税額の20%、中小企業は40%が上限)を税額控除する</p> <p>(2) 中堅・中小企業に対しては、社会保険料(法定福利費)も対象とする</p>

		<p>中堅・中小企業については、雇用者給与等の算定基礎に社会保険料（法定福利費）も含むこととする。</p> <p>(3)大企業分の見直し</p> <p>大企業については、足下の賃上げ動向を踏まえて所要の見直しを検討する。</p> <p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所得税（租税特別措置法第10条の5の3、租税特別措置法施行令第5条の6の3） ・ 法人税（租税特別措置法第42条の12の4、第68条の15の5、租税特別措置法施行令第27条の12の4、第39条の46） ・ 地方税法第23条第1項第4号、第292条第1項第4号、地方税法附則第8条第9項
4	担当部局	<p>経済産業省経済産業政策局産業人材政策室</p> <p>中小企業庁事業環境部企画課</p>
5	評価実施時期及び分析対象期間	<p>評価実施時期：平成28年8月 分析対象期間：平成25年度～29年度</p>
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成25年度税制改正において新設。</p> <p>平成26年度税制改正において平成29年度末までの延長、雇用者給与等支給増加割合の要件緩和等の改正。</p> <p>平成27年度税制改正において雇用者給与等支給増加割合の要件緩和の改正。</p> <p>平成28年度税制改正において雇用促進税制との併用禁止解除の改正。</p> <p>平成29年度末</p>
7	適用又は延長期間	平成29年度末
8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>少子高齢化の下での日本経済の持続的成長のためには、収益の増加、賃金・雇用の拡大を伴う成長と分配の好循環を地域の中堅・中小企業にもたらすことが重要。雇用と所得を拡大し、好循環を創り出すための税制措置を実施することで、さらなる経済成長を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○日本再興戦略2016（平成28年6月2日閣議決定）（抜粋）</p> <p>持続的な経済成長に向けた賃金・最低賃金の引き上げのための環境整備</p> <p>全ての所得層での賃金上昇と企業収益向上の好循環が持続・拡大されるよう、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援や、取引条件の改善等を図りつつ、引き続き、賃金引上げを推進するとともに、最低賃金について、年率3%程度を目処として、名目GDPの成長率にも配慮しながら引上げに努める。</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針2016（平成28年6月2日閣議決定）（抜粋）</p> <p>近年の労働分配率は低下傾向にあり、こうした流れに歯止めをかける必要がある。平成28年春季労使交渉において、多くの企業において3年連続となる賃金・一時金の引上げを実現し、平成29年以降も企業収益に見合った賃金の引上げの流れが継続することが必要である。</p>

		<p>最低賃金については、年率3%程度を目処として、名目GDPの成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が1000円となることを目指す。</p> <p>これらを実現するため、所得拡大促進税制の活用や、中小企業・小規模事業者の生産性向上の支援などの環境整備を進める。</p> <p>○ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）（抜粋）</p> <p>強い経済、「成長」の果実なくして、「分配」を続けることはできない。成長か分配か、どちらを重視するのかという長年の論争に終止符を打ち、「成長と分配の好循環」を創り上げる。これは、日本が他の先進国に先駆けて示す新たな「日本型モデル」と呼ぶべきメカニズムである。</p> <p>アベノミクスの成果を活用し、子育てや社会保障の基盤を強化する。新たな第二・第三の矢により、子育てや介護をしながら仕事を続けることができるようにすることで労働参加を拡大し、潜在成長率の底上げを図る。賃上げを通じた消費や民間投資を更に拡大し、成長戦略を進化させ、多様な方々の参加による多様性がイノベーションを通じた生産性向上を促し、さらに経済を強くする。（中略）</p> <p>最低賃金については、年率3%程度を目処として、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が1000円となることを目指す。このような最低賃金の引上げに向けて、中小企業、小規模事業者の生産性向上等のための支援や取引条件の改善を図る。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>1. 経済産業</p> <p>1-1 経済基盤</p> <p>○日本再興戦略2016（平成28年6月2日閣議決定）（抜粋）</p> <p>持続的な経済成長に向けた賃金・最低賃金の引き上げのための環境整備</p> <p>全ての所得層での賃金上昇と企業収益向上の好循環が持続・拡大されるよう、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援や、取引条件の改善等を図りつつ、引き続き、賃金引上げを推進するとともに、最低賃金について、年率3%程度を目処として、名目GDPの成長率にも配慮しながら引上げに努める。</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針2016（平成28年6月2日閣議決定）（抜粋）</p> <p>近年の労働分配率は低下傾向にあり、こうした流れに歯止めをかける必要がある。平成28年春季労使交渉において、多くの企業において3年連続となる賃金・一時金の引上げを実現し、平成29年以降も企業収益に見合った賃金の引上げの流れが継続することが必要である。</p> <p>最低賃金については、年率3%程度を目処として、名目GDPの成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が1000円となることを目指す。</p> <p>これらを実現するため、所得拡大促進税制の活用や、中小企業・小規模事業者の生産性向上の支援などの環境整備を進める。</p>

	<p>○ニッポン一億総活躍プラン（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）（抜粋）</p> <p>強い経済、「成長」の果実なくして、「分配」を続けることはできない。成長か分配か、どちらを重視するのかという長年の論争に終止符を打ち、「成長と分配の好循環」を創り上げる。これは、日本が他の先進国に先駆けて示す新たな「日本型モデル」と呼ぶべきメカニズムである。</p> <p>アベノミクスの成果を活用し、子育てや社会保障の基盤を強化する。新たな第二・第三の矢により、子育てや介護をしながら仕事を続けることができるようにすることで労働参加を拡大し、潜在成長率の底上げを図る。賃上げを通じた消費や民間投資を更に拡大し、成長戦略を進化させ、多様な方々の参加による多様性がイノベーションを通じた生産性向上を促し、さらに経済を強くする。（中略）</p> <p>最低賃金については、年率3%程度を目途として、名目 GDP 成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が1000 円となることを目指す。このような最低賃金の引上げに向けて、中小企業、小規模事業者の生産性向上等のための支援や取引条件の改善を図る。</p>																																												
<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 GDP 名目成長率 3%（政府目標）に合わせた賃上げの推進</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 中堅・中小企業の労働分配率は、大企業と比較して、高い水準にあり、賃上げ余力に乏しい状況にある（※）。他方、「日本再興戦略」、「経済財政運営と改革の基本方針」、「ニッポン一億総活躍プラン」において、全ての所得層での賃金・最低賃金の引上げのための環境整備を通じ、消費や民間投資を更に拡大することが重要とされているところ。</p> <p>本税制措置は、企業の労働分配（給与等支給）の増加を促す措置として、給与等支給額を増加させた場合における増加額の一定割合の税額控除を可能とする制度であり、賃金・最低賃金の引上げのための環境整備の一助となることが期待される。</p> <p>※労働分配率の推移</p>  <table border="1"> <caption>労働分配率の推移 (2005-2014)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>中小企業(資本金1億円未満)</th> <th>中堅企業(資本金1～10億円未満)</th> <th>大企業(資本金10億円以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2005</td><td>79.4</td><td>69.5</td><td>55.2</td></tr> <tr><td>2006</td><td>79.6</td><td>66.3</td><td>53.3</td></tr> <tr><td>2007</td><td>80.0</td><td>68.6</td><td>54.9</td></tr> <tr><td>2008</td><td>82.3</td><td>71.7</td><td>63.1</td></tr> <tr><td>2009</td><td>81.0</td><td>72.1</td><td>64.8</td></tr> <tr><td>2010</td><td>80.2</td><td>70.2</td><td>58.7</td></tr> <tr><td>2011</td><td>79.7</td><td>70.0</td><td>61.6</td></tr> <tr><td>2012</td><td>79.5</td><td>70.5</td><td>60.5</td></tr> <tr><td>2013</td><td>78.0</td><td>69.3</td><td>56.0</td></tr> <tr><td>2014</td><td>77.6</td><td>69.1</td><td>55.0</td></tr> </tbody> </table> <p>（出典） 法人企業統計調査（財務省）より次のとおり計算 労働分配率＝人件費÷付加価値額 人件費＝役員給与＋役員賞与＋従業員給与＋従業員賞与＋福利厚生費 付加価値額＝人件費＋支払利息等＋動産・不動産賃借料＋租税公課＋営業純益</p>	年	中小企業(資本金1億円未満)	中堅企業(資本金1～10億円未満)	大企業(資本金10億円以上)	2005	79.4	69.5	55.2	2006	79.6	66.3	53.3	2007	80.0	68.6	54.9	2008	82.3	71.7	63.1	2009	81.0	72.1	64.8	2010	80.2	70.2	58.7	2011	79.7	70.0	61.6	2012	79.5	70.5	60.5	2013	78.0	69.3	56.0	2014	77.6	69.1	55.0
年	中小企業(資本金1億円未満)	中堅企業(資本金1～10億円未満)	大企業(資本金10億円以上)																																										
2005	79.4	69.5	55.2																																										
2006	79.6	66.3	53.3																																										
2007	80.0	68.6	54.9																																										
2008	82.3	71.7	63.1																																										
2009	81.0	72.1	64.8																																										
2010	80.2	70.2	58.7																																										
2011	79.7	70.0	61.6																																										
2012	79.5	70.5	60.5																																										
2013	78.0	69.3	56.0																																										
2014	77.6	69.1	55.0																																										

<p>9 有効性等</p>	<p>① 適用数等</p>	<p><法人税></p> <p>平成 25 年度適用実績：10,874 件 （内訳）大企業：1,009 件 中小企業：9,865 件</p> <p>平成 26 年度適用実績：78,261 件 （内訳）大企業：4,075 件 中小企業：74,186 件</p> <p>平成 27 年度適用実績：110,104 件（未公表のため推計値） （内訳）大企業：8,542 件 中小企業：101,562 件</p> <p>平成 28 年度適用見込：118,133 件（推計値）</p> <p>※平成 25・26 年度は財務省「適用実態調査報告書」による実績値、平成 27・28 年度は当該報告書未公表のため推計値。 ※推計値は 会社標本調査×税制利用企業割合（アンケート）により算出。 ※平成 29 年度は精査中。</p> <p><所得税></p> <p>平成 26 年適用者数：10,186 人 ※平成 26 年は国税庁「申告所得税標本調査」による。実績額は精査中。 ※平成 27・28・29 年度は精査中。</p> <p><地方税></p> <p>※法人住民税・法人事業税について精査中。</p>
	<p>② 減収額</p>	<p><法人税></p> <p>平成 25 年度減収額実績：420 億円 （内訳）大企業：288 億円 中小企業：132 億円</p> <p>平成 26 年度減収額実績：2,478 億円 （内訳）大企業：1,688 億円 中小企業：790 億円</p> <p>平成 27 年度減収額実績：2,517 億円（未公表のため推計値） （内訳）大企業：2,064 億円 中小企業：452 億円</p> <p>平成 28 年度適用見込：2,842 億円（推計値）</p> <p>※平成 25・26 年度は財務省「適用実態調査報告書」による実績値、平成 27・28・29 年度は当該報告書未公表のため推計値。</p>

	<p>※推計値は1社当たり雇用者給与等支給増加額×10%（中小企業は20%）×税額控除実施法人数により算出。 ※平成29年度は精査中。</p> <p><所得税> ※精査中。</p> <p><地方税> ○法人住民税（中小企業者等のみ適用） 平成25年度適用実績：23億円 平成26年度適用実績：137億円</p> <p>○法人事業税 ※精査中。</p>																																												
<p>③ 効果・税収減是認効果</p>	<p>《効果》 過去の効果について、賃上げには様々な要素が影響するため、本税制措置のみによるものではなく、直接的効果を測ることは難しいものの、多くの企業において、平成26年以降3年連続で高水準の賃上げが行われている。</p> <p>◇春季生活闘争による賃上げ率（日本労働組合総連合会（連合）調査） 平成26年 2.07%（中小企業 1.76%） 平成27年 2.20%（中小企業 1.88%） 平成28年 2.00%（中小企業 1.81%）</p> <p>また、将来の効果については、本税制改正要望によって、更なる賃上げが促進されることが期待される。具体的には、労働分配率（※）について、大企業と比較して、中堅・中小企業では高い水準の状況が続いており、賃上げ余力に乏しい。このため、本税制改正要望によって、中堅・中小企業の支援措置を深掘りすることによって、更なる賃上げが促進されることが期待できる。</p> <p>※労働分配率の推移</p> <table border="1"> <caption>労働分配率の推移 (2005-2014)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>中小企業(資本金1億円未満)</th> <th>中堅企業(資本金1～10億円未満)</th> <th>大企業(資本金10億円以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2005</td><td>79.4</td><td>69.5</td><td>55.2</td></tr> <tr><td>2006</td><td>79.6</td><td>66.3</td><td>53.3</td></tr> <tr><td>2007</td><td>80.0</td><td>68.6</td><td>52.9</td></tr> <tr><td>2008</td><td>82.0</td><td>71.7</td><td>63.1</td></tr> <tr><td>2009</td><td>81.0</td><td>72.1</td><td>64.8</td></tr> <tr><td>2010</td><td>80.2</td><td>70.2</td><td>58.7</td></tr> <tr><td>2011</td><td>79.7</td><td>70.0</td><td>61.6</td></tr> <tr><td>2012</td><td>79.5</td><td>70.5</td><td>60.5</td></tr> <tr><td>2013</td><td>78.0</td><td>69.3</td><td>56.0</td></tr> <tr><td>2014</td><td>77.6</td><td>69.1</td><td>55.0</td></tr> </tbody> </table>	年	中小企業(資本金1億円未満)	中堅企業(資本金1～10億円未満)	大企業(資本金10億円以上)	2005	79.4	69.5	55.2	2006	79.6	66.3	53.3	2007	80.0	68.6	52.9	2008	82.0	71.7	63.1	2009	81.0	72.1	64.8	2010	80.2	70.2	58.7	2011	79.7	70.0	61.6	2012	79.5	70.5	60.5	2013	78.0	69.3	56.0	2014	77.6	69.1	55.0
年	中小企業(資本金1億円未満)	中堅企業(資本金1～10億円未満)	大企業(資本金10億円以上)																																										
2005	79.4	69.5	55.2																																										
2006	79.6	66.3	53.3																																										
2007	80.0	68.6	52.9																																										
2008	82.0	71.7	63.1																																										
2009	81.0	72.1	64.8																																										
2010	80.2	70.2	58.7																																										
2011	79.7	70.0	61.6																																										
2012	79.5	70.5	60.5																																										
2013	78.0	69.3	56.0																																										
2014	77.6	69.1	55.0																																										

		<p>(出典) 法人企業統計調査（財務省）より次のとおり計算 労働分配率＝人件費÷付加価値額 人件費＝役員給与＋役員賞与＋従業員給与＋従業員賞与＋福利厚生費 付加価値額＝人件費＋支払利息等＋動産・不動産賃借料＋租税公課＋営業純益</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 平成26年以降3年連続で高水準の賃上げが行われている（連合調査）。賃上げには様々な要素が影響するため、本税制のみによる効果の測定はできるものではないが、賃金・最低賃金の引上げのための環境整備への一定程度の効果は期待される。</p> <p>※春季生活闘争による賃上げ率（日本労働組合総連合会（連合）調査） 平成26年 2.07%（中小企業 1.76%） 平成27年 2.20%（中小企業 1.88%） 平成28年 2.00%（中小企業 1.81%）</p> <p>また、今回の税制改正要望によって、中堅・中小企業の支援措置を深掘りすることによって、更なる賃上げが促進されることが期待でき、税収減を是認する効果があるといえる。</p>
<p>10 相当性</p>	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>「日本再興戦略」、「経済財政運営と改革の基本方針」、「ニッポン一億総活躍プラン」においても、全ての所得層での賃金・最低賃金の引上げのための環境整備を通じ、消費や民間投資を更に拡大することが重要とされているところ。そのため、全国万遍なく全ての企業に政策効果が行き渡る税制措置を講ずることが妥当であり、特定の企業を対象とした補助金やその他の措置では十分な効果を期待できない。</p> <p>雇用と所得の拡大を通じて好循環を創り出すための措置としては、雇用促進税制があるものの、雇用促進税制は、積極的に雇用を創出及びこれら企業における安定的かつ継続的な雇用契約を促進することを目的としているものであり、企業の賃上げの後押しを通じて個人の所得水準の拡大を目的とする本租税特別措置とは役割が異なる。雇用と所得の双方の拡大を通じて好循環に寄与することが期待される。</p> <p>少子高齢化の下での日本経済の持続的成長のためには、収益の増加、賃金・雇用の拡大を伴う成長と分配の好循環を地域の中堅・中小企業にもたらすことが重要。</p> <p>そのため、賃金・最低賃金の引上げのため環境整備は、地域を問わず取り組んでいくべき課題であることから、法人税率に併せて法人住民税についても同様の効果を適用することが相当である。</p>
<p>11 有識者の見解</p>		<p>—</p>
<p>12 前回の事前評価又は事後評価の実施時期</p>		<p>前回の事前評価：平成25年9月（H25 経産50、51）</p>

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	中小企業者等の法人税率の特例の延長
税目	法人税、法人住民税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

① 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（中小企業の経営基盤を強化し、その成長力を高め、雇用の確保等を通じて地域経済の活性化を図る）について、達成すべき水準が定量的に示されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>本租税特別措置は中小企業者等の経営基盤を強化し、その活性化や競争力の向上を通じて、日本経済を成長に繋げるものである。中小企業者等全体の景況感を捉えるために中小企業の業況判断DI及び中小企業の資金繰りDIの数値を用いており、2016年4～6月期の中小企業の業況判断DIは▲19.5%、資金繰りDIは▲13.9%となっており、足下の動向からは先行きの不透明感が感じられる。また、措置の継続の検討には外部要因も考慮する必要があるが、消費税の引上げの延期が予定されるような状況（平成28年8月24日閣議決定）や、中国や新興国経済の海外リスク等の懸念が生じているのが現状であり、外部の経済環境の変化の影響を受けやすい中小企業の実態を踏まえると、定量的な情報のみで判断する事が難しい措置である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

② 過去の適用数等

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用額が把握されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>租特透明化法に基づいて把握される適用額は以下のとおり。</p> <p>平成23年 23,541億円 平成24年 24,979億円 平成25年 27,112億円 平成26年 29,395億円 平成27年 29,395億円※ ※中小企業の業況・経常利益の動向から、平成27年については、平成26年と同程度で推移すると想定。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

③ 僅少・偏りの状況

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

④ 将来の適用数等

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用額が予測されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>平成28年～平成30年 29,395億円※ ※中小企業の業況・経常利益の動向から、平成28年～30年については、平成26年と同程度で推移すると想定。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

⑤ 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額が税目ごとに把握されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>租特透明化法に基づいて把握される減収額は以下のとおり。</p> <p>【法人税】</p> <p>平成23年度 (22%→18%) : 942億円 平成24年度 (19%→15%) : 999億円 平成25年度 (19%→15%) : 1,084億円 平成26年度 (19%→15%) : 1,176億円 平成27年度 (19%→15%) : 1,176億円※</p> <p>【地方住民税】</p> <p>平成23年 162億円 平成24年 172億円 平成25年 187億円 平成26年 203億円 平成27年 203億円※ ※中小企業の業況・経常利益の動向から、平成27年については、平成26年と同程度で推移すると想定。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

⑥ 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が税目ごとに予測されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>【法人税】</p> <p>平成28年～平成30年 : 1,176億円※</p> <p>【地方住民税】</p> <p>平成28年～平成30年 : 203億円※ ※中小企業の業況・経常利益の動向から、平成28年～30年については、平成26年と同程度で推移すると想定。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

⑦ 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の効果について、2016年1-3月期における中小企業の業況判断DIが-18.1ポイントと説明されているが、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>② 達成目標（中小企業の経営基盤を強化し、その成長力を高め、雇用の確保等を通じて地域経済の活性化を図る）に対する効果の寄与について、本特例措置によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 本租税特別措置は中小企業者等の経営基盤を強化し、その活性化や競争力の向上を通じて、日本経済を成長に繋げるものである。中小企業者等全体の景況感を捉えるために中小企業の業況判断DI及び中小企業の資金繰りDIの数値を用いているが、措置の継続の検討には、各種の外部要因による影響も考慮することが必要である。なお、中小企業の業況判断DI及び中小企業の資金繰りDIともに、リーマンショック以降、改善の傾向にあり、一定の効果が生じているものと考えられる。</p> <p>② 本制度により得られる1年あたりの税負担軽減効果は、最大で32万円。大企業に比べて経営基盤が脆弱な中小企業者等の財務基盤を直接的に強化する効果がある。中小企業庁の調査によると、本税制によるCF増加分の使い道としては、雇用関係が約4割、設備投資関係が約3割という結果が出ており、雇用の確保等を通じて、地域経済の活性化に寄与していると考えられる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑧ 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の効果（平成30年度）が予測されていない。</p> <p>② 達成目標（中小企業の経営基盤を強化し、その成長力を高め、雇用の確保等を通じて地域経済の活性化を図る）に対する効果の寄与について、本特例措置によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 本制度により得られる1年あたりの税負担軽減効果は、最大で32万円。中小企業の業況判断DIについて最近の動向を見ると横ばいの傾向にあり、世界経済の下振れリスク等、景気の先行きが不透明な中、本措置により中小企業者等の経営基盤を強化することは、中小企業者等の雇用の確保等を通じて、地域経済の活性化に寄与することが予測される。</p> <p>② 本租税特別措置は中小企業者等の経営基盤を強化し、その活性化や競争力の向上を通じて、日本経済を成長に繋げるものである。中小企業庁の調査によると、本税制によるCF増加分の使い道としては、雇用関係が約4割、設備投資関係が約3割という結果が出ており、雇用の確保等を通じて、地域経済の活性化に寄与するものと考えられる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑨ 過去の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>過去の減収額及び効果については、⑤、⑦に記載のとおり。本制度には中小企業者等の財務基盤を強化する効果があり、中小企業者等のキャッシュフローが増加した結果、雇用の確保等につながる。また、平成26年度は約1200億円の減収額であるが、その結果GDPが約1,500億円押し上げられると試算される。</p>

【点検結果】

① 点検項目⑤過去の減収額に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目⑦過去の効果に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑩ 将来の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>将来の減収額及び効果については、⑥、⑧に記載のとおり。本制度には中小企業者等の財務基盤を強化する効果があり、中小企業者等のキャッシュフローが増加した結果、雇用の確保等につながると想定される。また、経済全体で見てもGDPを一定程度が押し上げることが期待できる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 点検項目⑥将来の減収額に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目⑧将来の効果に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目①、⑦、⑧、⑨及び⑩に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【経済産業省の補足説明】欄には、経済産業省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業者等の法人税率の特例の延長
2	対象税目	(国税19・地方税11(自動連動))(法人税:義、法人住民税:義) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 中小企業者等に係る法人税の軽減税率(租税特別措置15%)について、適用期限を2年間延長する。 《関係条項》 ・租税特別措置法第42条の3の2、第68条の8 ・租税特別措置法施行令第27条の3の2、第39条の38の2 ・地方税法第23条第1項第3号、同法第72条の23第1項、同法第292条第1項第3号
4	担当部局	中小企業庁事業環境部財務課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成25年度～30年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成21年度改正 創設(本則22%・租特18%) 平成23年度改正 拡充(本則22%→19%・租特18%→15%) 平成25年度改正 延長(本則19%・租特15%) 平成27年度改正 延長(本則19%・租特15%)
7	適用又は延長期間	2年間(平成29年度～30年度)
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業は、我が国経済の基盤であり、地域経済の柱として多くの雇用を担う存在であることから、その活性化や競争力の向上を図るため、また、大企業とのイコールフットイングの観点も踏まえ、中小企業者等に係る法人税を軽減し、経営基盤を強化する。 《政策目的の根拠》 中小企業基本法第24条(自己資本の充実)では、「国は、中小企業の自己資本の充実を図り、その経営基盤の強化に資するため、中小企業に対する投資の円滑化のための制度の整備、租税負担の適正化その他の必要な施策を講ずるものとする。」とされている。 「経済財政運営と改革の基本方針2016～600兆円経済への道筋～」 (4)地方創生、中堅・中小企業・小規模事業者支援 ② 中堅・中小企業・小規模事業者支援 中堅・中小企業・小規模事業者が第4次産業革命に対応できるよう、IT専門家の派遣等により、ICT投資やIT人材の育成を支援する。また、中小企業等経営強化法に基づく生産性向上に向けた取組等を推進するとともに、省エネ及び省力化投資への支援、国内外の販路開拓等の支援、経営相談支援体制の強化等を通じた収益力向上等による中小企業・小規模事業者の経営基盤強

		化を図る。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	4. 中小・地域 4-2 事業環境整備
	③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 経済の下振れリスクがなお存在する中、大企業に比べて、外部経済環境の変化の影響を受けやすい中小企業を支援するため、厳しい経営環境の中で必死に利益を上げている中小企業者等を支援するため 軽減税率引下げを含めた中小企業政策を一体的に展開することにより、大企業と比べて経済環境の変化の影響を受けやすい中小企業の経営基盤を強化し、その成長力を高め、雇用の確保等を通じて地域経済の活性化を図り、日本経済の自立的な経済成長に貢献する。 上記目標達成のため、法人税の軽減税率の特例を含めた中小企業関連規制等諸施策を通じて中小企業者等に係るキャッシュフローの改善や経営基盤の強化を図ることを当面の目標とし、その達成度を検討するため、具体的には、「中小企業の業況判断DI」や「中小企業の資金繰り判断DI」(いずれも中小企業景況調査)の数値等を参考にする。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国経済は緩やかな回復基調にあるものの、地域への波及は限定的である。中小企業に対する金融機関の貸出態度は改善傾向にあるものの、金融機関から中小企業への貸出は、大企業ほど伸びておらず、中小企業の経常利益についても、高い水準にあるがコスト削減努力の結果でしかなく、売上高は伸びていない状況にある。 今後も為替相場の変動や世界経済リスク等、経済の下振れリスクが存在しており、本制度により財務基盤の安定・強化を図ることで、中小企業の経営基盤の強化に寄与することが必要。
9	有効性等	① 適用数等 【適用件数】 年800万円以下の所得金額を有する全ての中小企業者等が対象となっており、幅広い業種に利用されている。 ・平成23年度:677,525件 ・平成24年度:704,491件 ・平成25年度:744,488件 ・平成26年度:793,337件 ・平成27年度～平成30年度:793,337件程度※ ※中小企業の業況・経常利益の動向から、平成26年度と同程度で推移すると想定。 (出典:租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書)
	② 減収額	【減収額】 ・平成23年度(22%→18%):942億円 ・平成24年度(19%→15%):999億円 ・平成25年度(19%→15%):1,084億円 ・平成26年度(19%→15%):1,176億円 ・平成27年度～平成30年度:1,176億円程度

		(出典:租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書)
③	効果・税収減是認効果	<p>《効果》 本制度により得られる1年あたりの税負担軽減効果は、最大で32万円。23.4%の法人税率が適用される中小企業者等以外の法人の場合との差額として最大67.2万円が得られ、資金繰りの改善による財務基盤の安定・強化が期待できる。</p> <p>また、本制度により、中小企業者等に係るキャッシュフローが改善され、設備投資や内部留保の増加を促すこととなり、中小企業者等の活性化、競争力の向上が図られる。具多雨的には平成26年において、約1,200億円の減収額に対して、GDPが1,552億円押し上げられるという試算がある(中小企業庁委託調査による試算)。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 我が国経済の緩やかな回復基調にあるものの、地域への波及は限定的である。円高の影響及び世界経済リスク等、先行きの見通しは極めて不透明な状態。こうした状況下においてキャッシュフローの改善や財務基盤の安定を図るためにも、軽減税率の延長が必要。</p>
		<p>中小企業の業況判断DIの推移 前期比(季節調整値)</p>
		<p>中小企業の資金繰りDIの推移 前期比(季節調整値)</p>
		(出所:中小機構「中小企業景況調査」)

10	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本特例は、外部経済環境の変化に特に影響を受けやすい中小企業の資金繰りの圧迫懸念や、大企業とのイコールフットINGの観点を踏まえた、中小企業者等に対する措置である。経済の下振れリスクへの対応や消費率引き上げに向けて広く実態経済を強化が必要であり、本措置により中小企業者等の財務基盤の安定・強化につながることから、措置として妥当である。</p>
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>本特例と同様の政策目的に係る税制上の支援措置は存在しない。</p>
		<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>本特例措置は、地域経済の柱として多くの雇用を担う存在であり、また外部経済環境の変化に特に影響を受けやすい中小企業者等の経営基盤の強化を図るためのものであることから、中小企業者等の法人税率に併せて法人住民税についても同様の効果を適用することが相当である。</p>
11	有識者の見解	
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成26年8月(H26 経産02)

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(中小企業投資促進税制)の拡充・延長
税目	所得税、法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

① 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標(設備投資対キャッシュフロー比率を80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持すること等)について、目標達成時期が示されていない。</p> <p>② 所期の目標(設備投資実施企業割合について、30%以上の水準まで改善させ、当該水準を維持すること)から新たな達成目標(設備投資実施企業割合について、30%以上の水準を維持すること)へ変更する適切な理由が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 目標の達成時期は延長後の期限到来時の平成30年度末である。</p> <p>② 設備投資実施企業割合については、近年、30パーセントの水準に達したことから記載ぶりを変更したものであり、目標を変更したのではない。</p> <p>なお、新たな達成目標については、設備投資対キャッシュフロー比率を高めることによる「①設備投資の規模の向上」、設備投資実施企業割合の向上による「②設備投資を行う企業の母数の拡大」、生産・営業用設備DIの拮抗による「③過不足ない設備導入」という3つの指標を見ることにより、設備投資の質と量を高めることを目標としている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

② 過去の適用数等

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数(所得税)が把握されていない。</p> <p>② 租特透明化法に基づき把握される過去の適用額(法人税)3,486億円(平成26年度)が前回(平成25年度)評価時の将来推計1,818億円より過大であることについて、その原因の分析や本特例措置が依然として必要最小限の特例措置となっていることの説明がされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 申告所得税標本調査(国税庁)によると、平成25年分7276件、平成26年分4730件となっている。なお、本調査は標本調査であり、正確な適用数の把握は困難であると思われる。</p> <p>② 前回(平成25年度)評価時においては、設備投資動向を保守的に捉えて、平成23年度の適用額に平成19年度から平成22年度における設備投資額の平均伸び率を乗じて推計を行っていたが、平成24年以降の設備投資の動向は想定よりもよかったこと及び平成26年度税制改正要望の結果、本措置が対象としている設備のうち、一定の要件(生産性1%向上又は投資利益率5%向上)を満たす設備投資については、これまでの措置に加え、より手厚い優遇(即時償却又は税額控除最大10%)がなされたことから、当初の推計以上の適用があったと考えられる。なお、拡充措置は「民間投資を喚起するための成長戦略」に基づき措置されたものであり、上記の通り一定の要件を満たす生産性向上につながる投資を促していることから必要最低限の措置である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

③ 僅少・偏りの状況

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

④ 将来の適用数等

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数(所得税)が予測されていない。</p> <p>② 将来の適用数(平成29年度から31年度までの法人税)について、適用実態調査から1件当たりの減収額を算出と説明されているが、減収額の特例償却547億円並びに減収額(拡充分)の特例償却217億円及び税額控除85億円の算定根拠(算定に用いた数値及び計算式)が明らかにされていない。</p> <p>③ 将来の適用額(平成29年度から31年度までの法人税)について、「適用実態調査から適用額と減収額の割合を算出し、拡充したときの適用額を算出」と説明されているが、減収額は適用額に税率を乗じて算出するものであり、算定に誤りがある。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 平成27年6003件(平成25年と26年の数字のブレが大きいことから平均値を採用)、平成28年6003件、平成29年8385件、平成30年8385件、平成31年8385件 ※法人分と同様の推移で変動すると想定して計算。</p> <p>② 減収額については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(平成26年度)を基に試算した減収額(実績推計)(財務省)を利用している。算定根拠としては、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(適用実態調査)により、「特定生産性向上設備等(上乗せ措置)」と「それ以外の設備(通常措置)」について把握をした上で、中小企業庁「中小企業実態基本調査」の設備毎の割合を利用して、按分を行った。その上で、「民間投資除却調査」の機械装置と器具備品・建物附属設備の割合を乗じ、経営強化法の認定が要件となる影響等を加味して算出した。</p> <p>③ 中小企業等に課される法人税の税率については、その所得の800万円までが租税特別措置により引き下げられており、適用金額に対して一律の税率を乗じて算出しても必ずしも正確な数値が算出されない(適用額全体に対する正確な税率が算出できないため)。それら特例の税率が加味された後の適用額と減収額の割合を利用して算出したものであり、あり得る推計方法の一つと考えている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑤ 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額(所得税)が把握されていない。</p> <p>② 過去の減収額(平成26年度の法人税)について、「761億円」と説明されているが、算定根拠(算定に用いた数値及び計算式)が明らかにされていない。</p> <p>③ 過去の減収額(法人税)911億円(平成26年度)が前回(平成25年度)評価時の将来推計718億円より過大であることについて、その原因の分析や本特例措置が依然として必要最小限の特例措置となっていることの説明がされていない。</p>
--

<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 申告所得税標本調査（国税庁）によると、平成 25 年分 9.5 億円、平成 26 年分 7.3 億円となっている。なお、本調査は標本調査であり、正確な適用数の把握は困難であると思われる。</p> <p>② 平成 26 年度の減収額については、「「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（平成 26 年度）を基に試算した減収額（実績推計）」（財務省）を記載したもの。</p> <p>③ 過去の減収額である 911 億円は地方税分も含む減収額であるが、前回の推計は、平成 23 年度の国税の減収額 514 億円に、拡充分 204 億円を加えた減収額であり、地方税分が含まれていないことが差異の原因と考えられる。また、平成 26 年度税制改正要望の結果、本措置が対象としている設備のうち、一定の要件（生産性 1%向上又は投資利益率 5%向上）を満たす設備投資については、これまでの措置に加え、より手厚い優遇（即時償却又は税額控除最大 10%）がなされていることも差異の要因と考えられる。なお、拡充措置は「民間投資を喚起するための成長戦略」に基づき措置されたものであり、上記の通り一定の要件を満たす生産性向上につながる投資を促していることから必要最低限の措置である。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

⑥ 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（所得税）が予測されていない。</p> <p>② 将来の減収額（平成 29 年度から 31 年度までの法人税）について、中小企業実態基本調査及び内閣府「民間企業投資・除却調査」を用いて制度を見直した場合の増減収額は 302 億円と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値及び計算式）が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 平成 27 年 8.4 億円（平成 25 年と 26 年の数字のブレが大きいため平均値を採用）、平成 28 年 8.4 億円 平成 29 年 11.7 億円 平成 30 年 11.7 億円 平成 31 年 11.7 億円 ※法人分と同様の推移で変動すると想定して計算。</p> <p>② 算定根拠としては、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（適用実態調査）により、「特定生産性向上設備等（上乗せ措置）」と「それ以外の設備（通常措置）」について把握をした上で、中小企業庁「中小企業実態基本調査」の設備毎の割合を利用して、按分を行った。その上で、「民間投資除却調査」の機械装置と器具備品・建物附属設備の割合を乗じ、経営強化法の認定が要件となる影響等を加味して算出した。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑦ 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の効果について、平成 27 年度における設備投資対キャッシュフロー比率 55.0%等と説明されているが、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>② 達成目標（設備投資対キャッシュフロー比率を 80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持すること等）に対する効果の寄与について、本特例措置があることにより約 6 割の企業の投資判断を後押しすると説明されているが、当該効果によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。</p>

<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>本措置は、約 6 万件に上る適用件数があり、実際に一定以上の設備投資を行った中小企業者が利用しており、その効果は直接的であるため、設備投資対キャッシュフロー等の数値に直接的な効果を上げていると思われる。中小企業庁の調査によると、利用企業の約 6 割について設備投資判断の後押しをしており、また、CF の増加分について約 2 割が設備投資に回ることから、設備投資対キャッシュフロー比率等の水準に効果があるものとかがえらる。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
--

⑧ 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の効果が予測されておらず、本特例措置によって達成目標が達成されることが明らかになっていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 措置により、約 6 割の中小企業の投資判断を後押ししており、今回の拡充・延長がなされれば、その支援対象が我が国の GDP の約 7 割を占めるサービス業が主に投資を行う、器具備品や建物附属設備まで対象設備が広がることとなり、より効果が高まり、目標の達成が見込めることとなる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「支援対象が我が国の GDP の約 7 割を占めるサービス業が主に投資を行う、器具備品や建物附属設備まで対象設備が広がることとなり、より効果が高まり、目標の達成が見込めることとなる」との説明では、将来の効果が定量的に予測されておらず、その適切な理由も明らかにされていないため、この点を課題とする。また、達成目標（設備投資対キャッシュフロー比率を 80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持すること等）に対する効果の寄与について、本特例措置によって達成目標が達成されることが明らかにされていないため、この点についても課題とする。</p>

⑨ 過去の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>過去の減収額及び効果については、⑤、⑦に記載のとおり。また、本措置による減収額は平成 26 年度では、約 761 億円であるが、当該 CF 分により、約 1.3 倍分 GDP を押し上げられると試算される。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 点検項目⑤過去の減収額に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目⑦過去の効果に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑩ 将来の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>将来の減収額及び効果については、⑥、⑧に記載のとおり。また本措置による減収額に対して、約 1.3 倍分 GDP を押し上げることが期待できる。</p>

【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目④、⑥、⑦、⑧、⑨及び⑩に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【経済産業省の補足説明】欄には、経済産業省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(中小企業投資促進税制)の拡充・延長
2	対象税目	(国税25・地方税20(自動運動))(所得税:外、法人税:義、法人住民税:義、法人事業税:義) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 中小企業者等が一定の設備投資を行った場合に、税額控除(7%)又は特別償却(30%)(上乗せ措置については、税額控除(10%)又は即時償却)の選択適用を認めるもの。 本措置の対象設備に器具備品と建物附属設備を追加。上乗せ措置について「中小企業等経営強化法」に基づく措置へと見直し、適用期限を2年間延長する。 《関係条項》 所得税 租税特別措置法第10条の3 租税特別措置法施行令第5条の5 租税特別措置法施行規則第5条の8 法人税 租税特別措置法第42条の6、第52条の2、第68条の11 租税特別措置法施行令第27条の6、第30条、第39条の41 租税特別措置法施行規則第20条の3、第22条の25
4	担当部局	中小企業庁事業環境部財務課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成25年~平成31年
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成10年度 「総合経済対策」(平成10年4月)に伴う措置として創設 平成11年度 1年間の延長及び対象設備等の拡充(普通貨物自動車:車両総重量8t以上→3.5t以上) 平成12年度 1年間の延長(平成13年5月迄の適用期間の延長) 平成13年度 10ヶ月の延長(平成14年3月迄の適用期間の延長) 平成14年度 2年間の延長(平成16年3月迄の適用期間の延長)、対象設備(機械・装置)の取得価額の引き下げ 平成16年度 2年間の延長(平成18年3月迄の適用期間の延長)、対象設備(器具・備品)の取得価額の引き上げ 平成18年度 2年間の延長(平成20年3月迄の適用期間の延長)、一定のソフトウェアの追加、器具・備品の見直し(デジタル複合機の追加) 平成20年度 2年間の延長(平成22年3月迄の適用期間の延長) 平成22年度 2年間の延長(平成24年3月迄の適用期間の延長) 平成24年度 2年間の延長(平成26年3月迄の適用期間の延長)、器具・備品及び工具の見直し(試験又は測定機器、測定工

		具及び検査工具の追加) 平成 26 年度 3年間の延長(平成 29 年 3月迄の適用期間の延長)、上乗せ措置部分の即時償却及び税額控除の拡充
7	適用又は延長期間	平成 30 年度末まで
8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業は地域の経済や雇用を支え、我が国経済全体を発展させる重要な役割を担っている。中小企業の設備投資を促進し、成長の底上げに不可欠な設備やIT化等に対する投資の加速化や生産性の向上を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 中小企業基本法では、「その経営基盤の強化に資するため、中小企業に対する投資の円滑化のための制度の整備、租税負担の適正化その他の必要な施策を講ずるものとする。」「国は、中小企業の情報通信技術の活用を促進するため、情報通信技術の活用に関する情報の提供及び情報通信技術の活用に必要な資金の円滑な供給その他の必要な施策を講ずるものとする」と定めている。</p> <p>また、GDP600 兆円の実現に向けては、産業全体の 7 割超を占めるサービス業の生産性の向上を図り地域経済において好循環を生み出していくことが必要であり、経済財政運営と改革の基本方針 2016 等でもその必要性が記載されている。サービス業は地域経済の雇用を多く担っており、人口減が想定される中で、サービス業において生産性を向上し、雇用の確保や給与水準等を維持することは、地域経済の維持・拡大という側面から不可欠であり、また喫緊の課題である。</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針 2016」 (1)生産性革命に向けた取組の加速 ⑤ サービス産業の生産性向上 雇用、GDPの7割超を占め、生産性向上の潜在可能性が高いサービス産業において、生産性革命を推進し、賃金引上げの環境を整備するとともに、労働力不足の克服を図る。</p> <p>(4)地方創生、中堅・中小企業・小規模事業者支援 ② 中堅・中小企業・小規模事業者支援 中堅・中小企業・小規模事業者が第4次産業革命に対応できるよう、IT専門家の派遣等により、ICT投資やIT人材の育成を支援する。また、中小企業等経営強化法に基づく生産性向上に向けた取組等を推進するとともに、省エネ及び省力化投資への支援、国内外の販路開拓等の支援、経営相談支援体制の強化等を通じた収益力向上等による中小企業・小規模事業者の経営基盤強化を図る。</p> <p>「日本一億総活躍プラン」 2. 一億総活躍社会の実現に向けた横断的課題である働き方改革の方向 (同一労働同一賃金の実現など非正規雇用の待遇改善) また、GDP の7割を占めるサービス産業の賃金を改善していくためには、生産性向上が不可欠である。サービスの質を見える化し、トラック運送、旅館、卸・小売業などの分野で、業種の特性に沿った指針を策定し、法的枠組</p>

		みに基づく税制や金融による支援を集中的に行うことにより、サービス業が適正な価格を課することができる取引慣行を確立する。
		<p>5. 「戦後最大の名目 GDP600 兆円」に向けた取組の方向</p> <p>(1)第4次産業革命 第4次産業革命を我が国全体に普及させる鍵は、中堅・中小企業である。中堅・中小企業のニーズに寄り添い、現場目線で IT やロボットの導入が進められるよう支援する。</p> <p>(7)サービス産業の生産性向上 サービス産業は我が国の GDP の約7割を占め、地域の雇用と経済も支えている。中堅・中小企業も多いサービス産業の生産性の向上無くして、国民一人一人が経済成長と地域社会の活力を実感はできない。トラック、旅館、卸・小売業等7分野等の生産性をデータ・IT の利活用や中小企業支援機関等の支援によって向上させる。</p> <p>(8)中堅・中小企業・小規模事業者の革新 中堅・中小企業・小規模事業者の活性化・生産性向上なしに、地域経済の活性化はない。地域の中核企業となる中堅企業等の世界市場への挑戦を後押しするとともに、中小企業等経営強化法に基づく事業分野別指針を活用して経営力の強化を図りつつ、中小企業支援機関等とも協力しながら、IT 利活用や省力化のための投資の促進など、中小企業・小規模事業者の実態を踏まえた生産性の向上を支援する。</p> <p>「日本再興戦略 2015」 2. 未来投資に向けた制度改革 我が国経済の好循環を確かなものとするためには、民間企業の知恵を最大限いかすことのできる環境を整備するとともに、民間の未来への投資を促すことが重要である。 《KPI》今後3年間(2018 年度まで)のうちに、設備投資を年間 80 兆円程度に拡大させることを目指す。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	4. 中小・地域 4-3 経営安定・取引適正化
	③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業の設備投資の活発化・加速化を支援することにより、生産性の向上等を進め、中小企業の経済活動の活性化を図る。</p> <p>近年の中小企業における設備投資動向を踏まえ、下記の①②③の指標を全て満たすことを目標とする。</p> <p>①設備投資対キャッシュフロー比率の向上 80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。 ②設備投資実施企業割合の向上 30%以上の水準を維持する。 ③生産・営業用設備 DI</p>

		設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DIが±5ポイント程度の水準を維持する。																																																																																																							
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》																																																																																																							
		幅広い機械装置等を対象とした設備投資一般を促進することにより、中小企業の生産性の向上、成長力の底上げ、もって経済の活性化を図ることが出来る。 上記達成目標を設定することで、設備投資が活発に行われているかどうか、一方で、過剰な設備投資が行われていないかを把握することが可能となり、それぞれの指標を満たすことで設備投資を通じた生産性の向上、経済の活性化に寄与するものである。																																																																																																							
9	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>○適用件数及び適用額 (単位：件、億円)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成 25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> <td>29</td> <td>30</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>適用件数</td> <td>50,830</td> <td>61,538</td> <td>61,538</td> <td>61,538</td> <td>85,959</td> <td>85,959</td> <td>85,959</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>2,791</td> <td>3,486</td> <td>3,486</td> <td>3,486</td> <td>4,804</td> <td>4,804</td> <td>4,804</td> </tr> </table> <p>※平成 25 年～平成 26 年 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書 平成 27 年以降の算定根拠については、別紙参照</p> <p>○利用業種</p> <table border="1"> <tr> <td>業種</td> <td>農林水産業</td> <td>鉱業</td> <td>建設業</td> <td>製造業</td> <td>卸売業</td> <td>小売業</td> </tr> <tr> <td>割合(%)</td> <td>2.9%</td> <td>0.7%</td> <td>20.2%</td> <td>32.0%</td> <td>8.9%</td> <td>5.6%</td> </tr> <tr> <td>業種</td> <td>料理飲食旅館業</td> <td>金融保険業</td> <td>不動産業</td> <td>運輸通信公益事業</td> <td>サービス業</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>割合(%)</td> <td>0.6%</td> <td>0.8%</td> <td>0.7%</td> <td>11.1%</td> <td>15.7%</td> <td>0.8%</td> </tr> </table> <p>(出典) 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書</p> <p>② 減収額</p> <p>○減収額 (単位：億円)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成 25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> <td>29</td> <td>30</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>法人税</td> <td>611</td> <td>761</td> <td>761</td> <td>761</td> <td>1,063</td> <td>1,063</td> <td>1,063</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>79</td> <td>98</td> <td>98</td> <td>98</td> <td>137</td> <td>137</td> <td>137</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>44</td> <td>52</td> <td>52</td> <td>52</td> <td>73</td> <td>73</td> <td>73</td> </tr> </table> <p>※平成 25 年～平成 26 年 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書 平成 27 年以降の算定根拠については、別紙参照</p> <p>③ 効果・税収減是認効果</p> <p>《効果》 中小企業の業況は持ち直しつつあるが、直近では弱い動きが見られており、売上高も伸び悩んでいる。また、円高の影響及び世界経済リスク等を背景として、先行きは不透明な状況にあり、マクロベースでの設備投資対キャッシュフロー比率は減少・横ばい傾向で、未だ積極的な設備投資までには至っていない状況。</p> <table border="1"> <tr> <td>年・期</td> <td>設備投資対キャッシュフロー比率</td> <td>設備投資実施企業割合</td> <td>生産・営業用設備判断 DI</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">25 年</td> <td>I 53.7</td> <td rowspan="2">年間 31.4</td> <td rowspan="2">年間 6</td> </tr> <tr> <td>II 55.6</td> <td>年間 5</td> </tr> <tr> <td>III 55.4</td> <td rowspan="2">33.9</td> <td rowspan="2">3</td> </tr> <tr> <td>IV 55.4</td> <td>年間 3.5</td> </tr> <tr> <td></td> <td>55.0</td> <td>33.9</td> <td>0</td> </tr> </table>		平成 25	26	27	28	29	30	31	適用件数	50,830	61,538	61,538	61,538	85,959	85,959	85,959	適用額	2,791	3,486	3,486	3,486	4,804	4,804	4,804	業種	農林水産業	鉱業	建設業	製造業	卸売業	小売業	割合(%)	2.9%	0.7%	20.2%	32.0%	8.9%	5.6%	業種	料理飲食旅館業	金融保険業	不動産業	運輸通信公益事業	サービス業	その他	割合(%)	0.6%	0.8%	0.7%	11.1%	15.7%	0.8%		平成 25	26	27	28	29	30	31	法人税	611	761	761	761	1,063	1,063	1,063	法人住民税	79	98	98	98	137	137	137	法人事業税	44	52	52	52	73	73	73	年・期	設備投資対キャッシュフロー比率	設備投資実施企業割合	生産・営業用設備判断 DI	25 年	I 53.7	年間 31.4	年間 6	II 55.6	年間 5	III 55.4	33.9	3	IV 55.4	年間 3.5		55.0	33.9	0
	平成 25	26	27	28	29	30	31																																																																																																		
適用件数	50,830	61,538	61,538	61,538	85,959	85,959	85,959																																																																																																		
適用額	2,791	3,486	3,486	3,486	4,804	4,804	4,804																																																																																																		
業種	農林水産業	鉱業	建設業	製造業	卸売業	小売業																																																																																																			
割合(%)	2.9%	0.7%	20.2%	32.0%	8.9%	5.6%																																																																																																			
業種	料理飲食旅館業	金融保険業	不動産業	運輸通信公益事業	サービス業	その他																																																																																																			
割合(%)	0.6%	0.8%	0.7%	11.1%	15.7%	0.8%																																																																																																			
	平成 25	26	27	28	29	30	31																																																																																																		
法人税	611	761	761	761	1,063	1,063	1,063																																																																																																		
法人住民税	79	98	98	98	137	137	137																																																																																																		
法人事業税	44	52	52	52	73	73	73																																																																																																		
年・期	設備投資対キャッシュフロー比率	設備投資実施企業割合	生産・営業用設備判断 DI																																																																																																						
25 年	I 53.7	年間 31.4	年間 6																																																																																																						
	II 55.6			年間 5																																																																																																					
	III 55.4	33.9	3																																																																																																						
	IV 55.4			年間 3.5																																																																																																					
	55.0	33.9	0																																																																																																						

		<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">26 年</td> <td>I</td> <td>54.9</td> <td rowspan="2">年間 平均値</td> <td>37.6</td> <td rowspan="2">年間 平均値</td> <td>-1</td> <td rowspan="2">年間 平均値</td> </tr> <tr> <td>II</td> <td>54.8</td> <td>35.7</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>III</td> <td>56.0</td> <td rowspan="2">54.8</td> <td>36.8</td> <td rowspan="2">37.0</td> <td>-1</td> <td rowspan="2">-0.8</td> </tr> <tr> <td>IV</td> <td>53.7</td> <td>38</td> <td>-1</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">27 年</td> <td>I</td> <td>55.4</td> <td rowspan="2">年間 平均値</td> <td>37.8</td> <td rowspan="2">年間 平均値</td> <td>-2</td> <td rowspan="2">年間 平均値</td> </tr> <tr> <td>II</td> <td>53.9</td> <td>38.2</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>III</td> <td>54.7</td> <td rowspan="2">55.0</td> <td>38.8</td> <td rowspan="2">38.6</td> <td>-1</td> <td rowspan="2">-1.0</td> </tr> <tr> <td>IV</td> <td>55.9</td> <td>39.4</td> <td>-1</td> </tr> </table> <p>(出典) 財務省「法人企業統計」、日本政策金融公庫「全国中小企業動向調査」、日本銀行「短期経済観測調査(短観)」</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>税制措置による設備投資の押し上げ(下支え)効果の具体的な数値としては、税制措置があることによって約6割の企業の投資判断を後押しし、また、税制措置による税の減免(キャッシュフローの増加)分の使途としては、約2割が設備投資、約5割が雇用拡大・賃上げ等の再投資に回るとのアンケート結果がある。 (※中小企業庁委託調査のアンケート結果による)</p> <p>また、本税制措置によって、新規創業の促進や労働所得の向上等を通じて、減収額に対して、少なくとも約1.3倍のGDP押し上げ効果が得られているとの試算がある。(※中小企業庁委託調査による試算)</p> <p>拡充要望では、器具備品と建物附属設備を広く対象設備としており、これらはサービス業の設備投資において取得される割合が高いことから、サービス業の生産性の向上を図るためには不可欠な見直しである。</p> <p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>前向きな設備投資を行う中小企業を支援するため、設備投資初年度の税負担軽減による資金繰りの緩和や、特別償却(償却費用の前倒し)による投下資金の早期回収が可能となる税制措置を講じることは、設備投資を下支えするという短期的な効果のみならず、我が国経済の成長力を中長期的に維持していく上で必要である。</p> <p>本特例措置では、中小企業の投資を幅広く支援するため、ほぼ全ての業種を対象として、機械装置全般、一定の器具備品、工具、ソフトウェア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合(リースも含む)に適用を可能とする一方、取得価額要件(一定金額以上の設備投資を対象)の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に照準を当てて支援を行うべく、制度設計がなされている。</p> <p>拡充要望は、器具備品と建物附属設備を広く対象設備として追加し、上乘せ措置については、中小企業等経営強化法に基づく経営力向上設備への見直し等を行うことで、サービス業の生産性向上にも資する制度とするものである。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等</p> <p>設備投資関連の税制として、商業・サービス業・農林水産業活性化税制がある。 商業・サービス業・農林水産業活性化税制は、消費税の引き上げも</p>	26 年	I	54.9	年間 平均値	37.6	年間 平均値	-1	年間 平均値	II	54.8	35.7	0	III	56.0	54.8	36.8	37.0	-1	-0.8	IV	53.7	38	-1	27 年	I	55.4	年間 平均値	37.8	年間 平均値	-2	年間 平均値	II	53.9	38.2	0	III	54.7	55.0	38.8	38.6	-1	-1.0	IV	55.9	39.4	-1
26 年	I	54.9		年間 平均値	37.6		年間 平均値		-1		年間 平均値																																					
	II	54.8			35.7	0																																										
	III	56.0		54.8	36.8	37.0	-1	-0.8																																								
	IV	53.7	38		-1																																											
27 年	I	55.4	年間 平均値	37.8	年間 平均値	-2	年間 平均値																																									
	II	53.9		38.2		0																																										
	III	54.7	55.0	38.8	38.6	-1	-1.0																																									
	IV	55.9		39.4		-1																																										

	との役割分担	踏まえ、中小商業・サービス業の経営の安定化・活性化の取組を支援することを目的としており、認定経営革新等支援機関等による経営改善指導に基づき設備を取得した場合に利用できる税制措置となっている。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	本税制により中小企業の設備投資を促進することにより、中小企業の生産性の向上等を通じて、地域における雇用の維持・創出や取引先の拡大など、地域の経済の活性化に資する。
11	有識者の見解	—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 25 年 8 月 (H25 経産 27)

中小企業投資促進税制（適用件数見込み・減収額見込み推計）

1. 減収額見込み

(1) 拡充分の減収額の推計

平成 26 年度 減収額 761 億円（租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書）

上記減収額より、中小企業実態基本調査及び内閣府「民間企業投資・除却調査」を用いて制度を見直した場合の増減収額を算出。

拡充分：▲421 億円（器具備品・建物附属設備の追加）

縮減分： 119 億円（上乘せ措置の見直し）

減収額：▲302 億円

(2) 既存部分については、平成 26 年度実績と同等で推移すると仮定し、また拡充部分についても平成 29 年以降同様と仮定して減収額を算出。

平成 25 年度 611 億円（平成 25 年度実績）

平成 26 年度 761 億円（平成 26 年度実績）

平成 27 年度 761 億円

平成 28 年度 761 億円

平成 29 年度 1,063 億円（761 億円 + 302 億円）

平成 30 年度 1,063 億円

平成 31 年度 1,063 億円

2. 適用件数見込み

(1) 適用実態調査から 1 件あたりの減収額を算出。

減収額 特別償却 547 億円 ÷ 31,728 件 = 172.4 万円/件

税額控除 214 億円 ÷ 29,810 件 = 71.79 万円/件

減収額（拡充分） 特別償却 217 億円 ÷ 172.4 万円/件 = 12,591 件

税額控除 85 億円 ÷ 71.79 万円/件 = 11,830 件

計 24,421 件

(2) 既存部分については、平成 26 年度実績と同等で推移すると仮定し、また拡充部分についても平成 29 年以降同様と仮定して適用件数を算出

平成 25 年度 50,830 件（平成 25 年度実績）

平成 26 年度 61,538 件（平成 26 年度実績）

平成 27 年度 61,538 件

平成 28 年度 61,538 件

平成 29 年度 85,959 件（61,538 件（平成 26 年度実績） + 24,421 件）

平成 30 年度 85,959 件
平成 31 年度 85,959 件

3. 適用金額見込み

(1) 適用実態調査から適用額と減収額の割合を算出し、拡充したときの適用額を算出。

減収額 特別償却 547 億円 ÷ 適用額 3,272 億円 = 17.6%
税額控除 214 億円

減収額 (拡充分) 特別償却 217 億円 ÷ 17.6% = 適用額 1,233 億円
税額控除 85 億円 = 適用額 85 億円
適用額 計 1,318 億円

(2) 既存部分については、平成 26 年度実績と同等で推移すると仮定し、また拡充部分についても平成 29 年以降同様と仮定して適用金額を算出

平成 25 年度 2,791 億円 (平成 25 年度実績)
平成 26 年度 3,486 億円 (平成 26 年度実績)
平成 27 年度 3,486 億円
平成 28 年度 3,486 億円
平成 29 年度 4,804 億円 (3,486 億円 (平成 26 年度実績) + 1,318 億円)
平成 30 年度 4,804 億円
平成 31 年度 4,804 億円

4. 地方税減収見込み額

○現行措置部分の減収見込額

(1) 法人住民税の減収額

76,100 百万円 (※1) × 0.129 (※2) = 9,817 百万円 (A)
(※1) 平成 26 年度の国税減収実績額 (適用実態調査)
(※2) 法人住民税率

(2) 法人事業税の減収額

54,700 百万円 (※3) × 0.067 (※4) = 3,665 百万円 (B)
3,665 百万円 × 0.432 (※5) = 1,583 百万円 (C)

(3) 減収額合計

(A) 9,817 百万円 + (B) 3,665 百万円 + (C) 1,583 百万円 = 15,065 百万円

(※3) 特別償却による所得の減収額

(※4) 外形外法人のみ適用される場合の法人事業税率 (地方法人特別税を含まない)

(※5) 外形外法人のみ適用される場合の地方法人特別税の税率

○拡充部分の減収見込額

(1) 法人住民税の減収額

30,200 百万円 (※1) × 0.129 (※2) = 3,896 百万円 (A)

(※1) 拡充部分の国税減収見込額 算出根拠は上記参照

(※2) 法人住民税率

(2) 法人事業税の減収額

21,700 百万円 (※3) × 0.067 (※4) = 1,454 百万円 (B)

1,454 百万円 × 0.432 (※5) = 628 百万円 (C)

(3) 減収額合計

(A) 3,896 百万円 + (B) 1,454 百万円 + (C) 628 百万円 = 5,979 百万円

(※3) 特別償却による所得の減収額

(※4) 外形外法人のみ適用される場合の法人事業税率 (地方法人特別税を含まない)

(※5) 外形外法人のみ適用される場合の地方法人特別税の税率

○減収額合計

現行措置部分は平成 26 年度実績と同等と仮定し、また拡充部分についても平成 29 年以降同様と仮定して適用金額を算出。

平成 25 年度 12,315 百万円 (平成 25 年度実績)

平成 26 年度 15,065 百万円 (平成 26 年度実績)

平成 27 年度 15,065 百万円

平成 28 年度 15,065 百万円

平成 29 年度 21,044 百万円 (15,065 百万円 (平成 26 年度実績) + 5,979 百万円)

平成 30 年度 21,044 百万円

平成 31 年度 21,044 百万円

以上

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	中小企業等の貸倒引当金の特例の延長
税 目	法人税、法人住民税、法人事業税
区 分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

① 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（中小企業の事業基盤の安定化及び組合の取引活動の健全化を図ること）について、達成すべき水準が定量的に示されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>貸倒引当金は、金銭債権の貸倒れという不測の事態に備えるための引当金であり、本特例措置は、その貸倒引当金の繰入れを促し、貸倒れの発生による組合の経営悪化を抑制するための措置である。</p> <p>貸倒れは経済情勢等の影響により、その発生状況が大きく異なるため、本特例措置に限定して効果を把握し、達成すべき水準を定量的に示すことは困難であるが、本特例措置によって貸倒引当金の促進が図られ、貸倒リスクの軽減に寄与するものとなっている。</p> <p>貸倒れが発生した組合にあつては、前年度に本特例措置を活用して積み立てた引当金を原資に貸倒処理を行うこととなることから、本特例措置は、貸倒れが発生した組合にあつては、その損失を前もって準備することとなるため、中小企業者の資金繰りD Iの改善に確実に寄与するものである。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

② 過去の適用数等

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数及び適用額について、「全国中小企業団体中央会が毎年度実施している貸倒引当金利用実態調査結果の貸倒引当金実施比率・特例利用実施比率により、組合全体での利用数を推計」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値）が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>全国中小企業団体中央会が行ったサンプル調査結果を基に、貸倒引当金繰入実施率、12%割増利用組合比率を算出し、この比率を、全組合に乘じることで特例利用組合数を推計している。</p> <p>【全組合数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成25年度 30,020 組合 ○平成26年度 29,667 組合 ○平成27年度 29,154 組合 <p>【貸倒引当金の特例利用状況】※全国中小企業団体中央会サンプル調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成25年度 <ul style="list-style-type: none"> ・貸倒引当金繰入実施率 29.4% (553 組合／1,875 組合) ・12%割増利用組合比率 96.9% (536 組合／553 組合) ○平成26年度 <ul style="list-style-type: none"> ・貸倒引当金繰入実施率 28.0% (614 組合／2,192 組合) ・12%割増利用組合比率 97.5% (599 組合／614 組合) ○平成27年度 <ul style="list-style-type: none"> ・貸倒引当金繰入実施率 25.5% (554 組合／2,169 組合)

<ul style="list-style-type: none"> ・12%割増利用組合比率 96.0% (532 組合／554 組合) <p>適用額については、全国中小企業団体中央会が行ったサンプル調査結果を基に、1 組合あたりの 12%割増繰入限度額を算出し、上記で推計した特例利用組合数に乘じることで、全体の 12%割増繰入限度額を推計している。</p> <p>【貸倒引当金の1 組合あたり繰入額】※全国中小企業団体中央会サンプル調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成25年度 <ul style="list-style-type: none"> ・12%割増繰入限度額 1,641 千円 (879,827 千円／536 組合) ○平成26年度 <ul style="list-style-type: none"> ・12%割増繰入限度額 1,886 千円 (1,129,473 千円／599 組合) ○平成27年度・12%割増繰入限度額 1,787 千円 (950,526 千円／532 組合)
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

③ 僅少・偏りの状況

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

④ 将来の適用数等

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数及び適用額について、「平成28年度から平成30年度の見込みは平成27年度と同様に推移すると仮定して計算」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値及び計算式）が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>平成27年度に全国中小企業団体中央会が行ったサンプル調査結果を基に算出した貸倒引当金繰入実施率、12%割増利用組合比率が、平成28年度から平成30年度も同率になると仮定した。</p> <p>【貸倒引当金の特例利用状況】※平成27年全国中小企業団体中央会サンプル調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸倒引当金繰入実施率 25.5% (554 組合／2,169 組合) ・12%割増利用組合比率 96.0% (532 組合／554 組合) <p>上記より算出した比率を、全組合に乘じることで特例利用組合数等を推計している。</p> <p>なお、全組合数については、過去の組合数の推移を踏まえ、平成22年度から平成27年度の対前年比の平均を算出(△1.74%)し、平成28年度から平成30年度も同様に推移すると仮定した。</p> <p>【全組合数見込み(推計値)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度 28,648 組合(対前年比△1.74%) ・平成29年度 28,151 組合(対前年比△1.74%) ・平成30年度 27,662 組合(対前年比△1.74%) <p>適用額については、全国中小企業団体中央会が行ったサンプル調査結果を基に、1 組合あたりの 12%割増繰入限度額を算出し、上記で推計した特例利用組合数の推計値に乘じることで、全体の 12%割増繰入限度額を推計している。</p> <p>【貸倒引当金の1 組合あたり繰入額】※平成27年全国中小企業団体中央会サンプル調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・12%割増繰入限度額 1,787 千円 (950,526 千円／532 組合)
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

⑤ 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の減収額について、「全国中小企業団体中央会調査による推計」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値及び計算式）が明らかにされていない。
【経済産業省の補足説明】
① 別紙参照
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑥ 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の減収額について、「平成 28～30 年度の見込数値は、平成 28 年度実施の全国中小企業団体中央会調査結果と同様に推移すると仮定し、組合数動向を踏まえて推計」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値及び計算式）が明らかにされていない。
【経済産業省の補足説明】
別紙参照。 なお、全組合数については、過去の組合数の推移を踏まえ、平成 22 年度から平成 27 年度の対前年比の平均を算出（△1.74%）し、平成 28 年度から平成 30 年度も同様に推移すると仮定した。 [全組合数見込み（推計値）] ・平成 28 年度 28,648 組合（対前年比△1.74%） ・平成 29 年度 28,151 組合（対前年比△1.74%） ・平成 30 年度 27,662 組合（対前年比△1.74%）
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑦ 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】																								
① 過去の効果が把握されておらず、本特例措置によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。																								
【経済産業省の補足説明】																								
本特例措置の過去の効果として、平成 27 年度では、貸倒引当金を計上した 7,434 組合のうち、そのほぼすべての組合（7,137 組合）が 12%割増の特例の適用を受けている。 平成 23 年度から 27 年度までで見ると、7,626 百万円（本特例措置による引当金の割増額）の貸倒リスクへの対応力が強化されていることから、過去の実績における効果が確認される。 (金額単位：百万円)																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23 年度</th> <th>H24 年度</th> <th>H25 年度</th> <th>H26 年度</th> <th>H27 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>繰入実施組合数</td> <td>5,181</td> <td>8,958</td> <td>8,826</td> <td>8,307</td> <td>7,434</td> </tr> <tr> <td>特例利用組合数</td> <td>4,963</td> <td>8,761</td> <td>8,552</td> <td>8,099</td> <td>7,137</td> </tr> <tr> <td>特例繰入限度額 (うち割増額)</td> <td>10,536 (1,454)</td> <td>15,524 (1,664)</td> <td>14,034 (1,504)</td> <td>15,275 (1,637)</td> <td>12,754 (1,367)</td> </tr> </tbody> </table>		H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	繰入実施組合数	5,181	8,958	8,826	8,307	7,434	特例利用組合数	4,963	8,761	8,552	8,099	7,137	特例繰入限度額 (うち割増額)	10,536 (1,454)	15,524 (1,664)	14,034 (1,504)	15,275 (1,637)	12,754 (1,367)
	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度																			
繰入実施組合数	5,181	8,958	8,826	8,307	7,434																			
特例利用組合数	4,963	8,761	8,552	8,099	7,137																			
特例繰入限度額 (うち割増額)	10,536 (1,454)	15,524 (1,664)	14,034 (1,504)	15,275 (1,637)	12,754 (1,367)																			
また、組合の資金繰り D I は、東日本大震災の影響により悪化し、依然として厳しい状況が続いているものの、一定の改善傾向は見られており、本特例措置が改善の一助となっていると思われる。																								
【点検結果】																								
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、達成目標（中小企業の事業基盤の安定化及び組合の取引活動の健全化を図ること）に対する効果（平成 27 年度における本特例措置による貸倒引当金の繰入割増額 1,367 百万円等）の寄与について、「貸倒リスクへの対応力が強化されている」と説明されている																								

が、当該効果によって達成目標が達成されることが明らかにされていないため、この点を課題とする。

⑧ 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】																
① 将来の効果が予測されておらず、本特例措置によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。																
【経済産業省の補足説明】																
本特例措置の将来の効果予測として、平成 28 年度では、貸倒引当金を計上する 7,305 組合のうち、そのほぼすべての組合（7,013 組合）が 12%割増の特例の適用を受けると推計される。 平成 28 年度から 30 年度までで見ると、3,963 百万円（本特例措置による引当金の割増額）の貸倒リスクへの対応力が強化されると推計されることから、将来の実績推計における効果が見込まれる。 (金額単位：百万円)																
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28 年度(見込み)</th> <th>H29 年度(見込み)</th> <th>H30 年度(見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>繰入実施組合数</td> <td>7,305</td> <td>7,179</td> <td>7,054</td> </tr> <tr> <td>特例利用組合数</td> <td>7,013</td> <td>6,891</td> <td>6,772</td> </tr> <tr> <td>特例繰入限度額 (うち割増額)</td> <td>12,532 (1,343)</td> <td>12,351 (1,323)</td> <td>12,101 (1,297)</td> </tr> </tbody> </table>		H28 年度(見込み)	H29 年度(見込み)	H30 年度(見込み)	繰入実施組合数	7,305	7,179	7,054	特例利用組合数	7,013	6,891	6,772	特例繰入限度額 (うち割増額)	12,532 (1,343)	12,351 (1,323)	12,101 (1,297)
	H28 年度(見込み)	H29 年度(見込み)	H30 年度(見込み)													
繰入実施組合数	7,305	7,179	7,054													
特例利用組合数	7,013	6,891	6,772													
特例繰入限度額 (うち割増額)	12,532 (1,343)	12,351 (1,323)	12,101 (1,297)													
また、組合の資金繰り D I は、東日本大震災の影響により悪化して以降、改善傾向は見られるものの、依然として厳しい状況が続いており、一定の改善の一助となっている本特例措置は引き続き必要な措置である。																
【点検結果】																
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、達成目標（中小企業の事業基盤の安定化及び組合の取引活動の健全化を図ること）に対する効果（平成 30 年度における本特例措置による貸倒引当金の繰入割増額 1,297 百万円等）の寄与について、「貸倒リスクへの対応力が強化されると推計される」と説明されているが、当該効果によって達成目標が達成されることが明らかにされていないため、この点を課題とする。																

⑨ 過去の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】																															
① 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。																															
【経済産業省の補足説明】																															
本特例措置の過去の税収減の是認効果として、平成 23 年度から 27 年度までで見ると、2,228 百万円のコスト（減収額実績）により、7,626 百万円（本特例措置による引当金の割増額）の貸倒リスクへの対応力が強化されていることから、過去の実績において税収減を是認するような効果が確認される。 (金額単位：百万円)																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23 年度</th> <th>H24 年度</th> <th>H25 年度</th> <th>H26 年度</th> <th>H27 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減税額</td> <td>319</td> <td>316</td> <td>286</td> <td>311</td> <td>260</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">実績</td> <td>法人住民税</td> <td>55</td> <td>55</td> <td>49</td> <td>40</td> <td>34</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>96</td> <td>110</td> <td>99</td> <td>108</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>特例繰入限度額 (うち割増額)</td> <td>10,536 (1,454)</td> <td>15,524 (1,664)</td> <td>14,034 (1,504)</td> <td>15,275 (1,637)</td> <td>12,754 (1,367)</td> </tr> </tbody> </table>		H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	減税額	319	316	286	311	260	実績	法人住民税	55	55	49	40	34	法人事業税	96	110	99	108	90	特例繰入限度額 (うち割増額)	10,536 (1,454)	15,524 (1,664)	14,034 (1,504)	15,275 (1,637)	12,754 (1,367)
	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度																										
減税額	319	316	286	311	260																										
実績	法人住民税	55	55	49	40	34																									
	法人事業税	96	110	99	108	90																									
特例繰入限度額 (うち割増額)	10,536 (1,454)	15,524 (1,664)	14,034 (1,504)	15,275 (1,637)	12,754 (1,367)																										
また、組合の資金繰り D I は、東日本大震災の影響により悪化し、依然として厳しい状況が続いているものの、一定の改善傾向は見られており、本特例措置が改善の一助となっていると思われる。																															

2. 地方税減収額

○地方税減収試算額（平成27年度）

$$33.5 \text{ 百万円} + 63.0 \text{ 百万円} + 27.2 \text{ 百万円} = \underline{124 \text{ 百万円}}$$

(注1) (注2) (注3)

(注1) 法人住民税の減収見込額

$$260 \text{ 百万円} \times 12.9\% \text{ (税率)} = \underline{33.5 \text{ 百万円}}$$

(注2) 法人事業税所得割の減収見込額

$$(12,754 \text{ 百万円} - 11,384 \text{ 百万円}) \times 4.6\% \text{ (特別法人の税率)} \\ = \underline{63.0 \text{ 百万円}}$$

(注3) 地方法人特別税の減収見込額

$$63.0 \text{ 百万円} \times 43.2\% \text{ (特別法人の税率)} = \underline{27.2 \text{ 百万円}}$$

※ 平成23年度～30年度についても同様に推計。(ただし、23年度の貸倒引当金割増率は16%にて算出。23～25年度の法人住民税率は17.3%にて算出。)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業等の貸倒引当金の特例の延長
2	対象税目	(法人税:義)(国税29) (法人住民税、法人事業税:義)(地方税23(自動連動)) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 資本金1億円以下の中小企業等については、貸倒引当金の繰入限度額の計算は、貸倒実績率によらずに法定繰入率によることができるとされており、事業協同組合(事業協同小組合及び協同組合連合会を含む)及び商工組合(商工組合連合会を含む)(以下「組合」という。)については、さらに繰入限度額を12%増しとすることが本税制の割増措置により認められている。 《関係条項》 租税特別措置法第57条の9、第68条の59 租税特別措置法施行令第33条の7、第39条の86 地方税法第23条第1項第3号、第72条の23第1項、第292条第1項第3号
4	担当部局	中小企業庁 経営支援部 経営支援課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成23年度～平成30年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	○昭和25年度 貸倒準備金制度創設 ○昭和39年度 貸倒引当金への変更 ○昭和41年度 中小企業等の特例創設(割増率20%) ○昭和55年度 中小企業等の割増率の縮減(割増率20%→16%) ○平成12年度 公益法人等及び協同組合等を除き、廃止 ○平成17年度 2年延長 ○平成19年度 2年延長 ○平成21年度 2年延長 ○平成23年度 1年延長 ○平成24年度 3年延長 貸倒引当金制度の対象の限定(中小法人等)組合等の割増率の縮減(割増率16%→12%) ○平成27年度 2年延長
7	適用又は延長期間	平成29年4月1日～平成31年3月31日(2年間)
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業の経営基盤の強化を図るため、組合の貸倒れに係るリスクへの対応力を充実させることにより、中小企業の事業基盤の安定化及び組合の健全な取引活動を支援する。 《政策目的の根拠》 中小企業組合制度は、中小企業等協同組合法に基づくもので、中小規模の商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う者等が相互扶助の精神に基づき、協同して事業に取り組むことによって、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もってその自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的行為の向上を図ることを目的として、中小企業の持つ脆弱部分を個々の力を結集することにより強化・補完しようとする者の努力を支援するものであり、中小企業施策の中で重要な位置を占めている。 中小企業基本法において、共同化の推進(第18条)として「中小企業者の

	<p>事業の共同化のための組織の整備」が明記されている。また、中小企業憲章の基本原則として、「中小企業組合、業種間連携などの取組を支援し、力の発揮を増幅する」と明記されている。</p> <p>組合は実施する共同経済事業の内容に応じて、金銭債権(共同販売・共同受注)、貸付債権(資金の貸付)等を有することとなり、その取引先は現在の経済情勢の下で倒産する確率が高い中小企業が多い。そのため、倒産の予測可能性の見極めは困難であり、また、貸倒実績のブレが大きくなる傾向にある。仮に取引先が倒産した場合には、組合の財務が毀損し、組合事業の停滞などにより、その損害や取引不安が組合や組合員はもとより、組合の債権者等にまで連鎖的に波及することが懸念される。また、組合員は製品の販売等において共同経済事業に依存していることから、組合員の経営に甚大な影響を及ぼすおそれがある。</p>																																								
<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>4. 中小・地域 4-3 経営安定・取引適正化</p>																																								
<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 組合の貸倒れに係るリスクへの対応力を確保し、中小企業の事業基盤の安定化及び組合の取引活動の健全化を図る。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本税制措置は、貸倒れが発生した場合に備えて貸倒引当金の引当を促す措置であり、具体的な目標達成金額等はないが、ひとつの指標として、中小企業者の資金繰りDIがプラスに転じることが挙げられる。</p> <p>【資金繰りDIの推移(前年同月比)】</p> <table border="0"> <tr> <td>○平成25年 3月期 ▲19.2</td> <td>○平成27年 3月期 ▲13.5</td> </tr> <tr> <td>○平成25年 6月期 ▲17.5</td> <td>○平成27年 6月期 ▲12.5</td> </tr> <tr> <td>○平成25年 9月期 ▲13.2</td> <td>○平成27年 9月期 ▲13.3</td> </tr> <tr> <td>○平成25年12月期 ▲8.2</td> <td>○平成27年12月期 ▲11.2</td> </tr> <tr> <td>○平成26年 3月期 ▲5.8</td> <td>○平成28年 3月期 ▲13.0</td> </tr> <tr> <td>○平成26年 6月期 ▲13.3</td> <td>○平成28年 6月期 ▲13.1</td> </tr> <tr> <td>○平成26年 9月期 ▲14.7</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○平成26年12月期 ▲13.8</td> <td></td> </tr> </table> <p>(出典:全国中小企業団体中央会「中小企業月次景況調査」) (調査対象:2,600組合の役職員)</p> <p>組合の資金繰りは、東日本大震災の影響により悪化し、改善傾向は見られないものの、依然として厳しい状況が続いている。そのため、本税制措置による中小企業組合の経営基盤の安定・強化は、引き続き必要である。</p> <p>また、組合における貸倒れの発生件数・貸倒総額のブレも大きくなっている。</p> <p>【貸倒発生組合数等の推移】 (金額単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> <th>H25年度</th> <th>H26年度</th> <th>H27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発生組合数</td> <td>326</td> <td>683</td> <td>653</td> <td>515</td> <td>371</td> </tr> <tr> <td>発生件数</td> <td>2,608</td> <td>3,825</td> <td>3,918</td> <td>2,369</td> <td>2,226</td> </tr> <tr> <td>貸倒総額</td> <td>3,098</td> <td>6,522</td> <td>5,669</td> <td>2,883</td> <td>4,517</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典:全国中小企業団体中央会調査による推計。)</p>	○平成25年 3月期 ▲19.2	○平成27年 3月期 ▲13.5	○平成25年 6月期 ▲17.5	○平成27年 6月期 ▲12.5	○平成25年 9月期 ▲13.2	○平成27年 9月期 ▲13.3	○平成25年12月期 ▲8.2	○平成27年12月期 ▲11.2	○平成26年 3月期 ▲5.8	○平成28年 3月期 ▲13.0	○平成26年 6月期 ▲13.3	○平成28年 6月期 ▲13.1	○平成26年 9月期 ▲14.7		○平成26年12月期 ▲13.8			H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	発生組合数	326	683	653	515	371	発生件数	2,608	3,825	3,918	2,369	2,226	貸倒総額	3,098	6,522	5,669	2,883	4,517
○平成25年 3月期 ▲19.2	○平成27年 3月期 ▲13.5																																								
○平成25年 6月期 ▲17.5	○平成27年 6月期 ▲12.5																																								
○平成25年 9月期 ▲13.2	○平成27年 9月期 ▲13.3																																								
○平成25年12月期 ▲8.2	○平成27年12月期 ▲11.2																																								
○平成26年 3月期 ▲5.8	○平成28年 3月期 ▲13.0																																								
○平成26年 6月期 ▲13.3	○平成28年 6月期 ▲13.1																																								
○平成26年 9月期 ▲14.7																																									
○平成26年12月期 ▲13.8																																									
	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度																																				
発生組合数	326	683	653	515	371																																				
発生件数	2,608	3,825	3,918	2,369	2,226																																				
貸倒総額	3,098	6,522	5,669	2,883	4,517																																				

<p>9 有効性等</p>	<p>① 適用数等</p>	<p>①「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(第190回国会提出)の適用件数は次のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>中小企業者等の貸倒引当金の特例</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>8,745の内数</td> <td>8,808の内数</td> </tr> </tbody> </table> <p>②「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載された数値は、本要望対象の組合以外の他の法律に基づく組合等の適用件数及び適用額が合算された数値であり、本要望対象の組合に係る数値のみを抽出することができない。本要望対象の組合に限定した適用件数等は次のとおり。</p> <p>(金額単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> <th>H25年度</th> <th>H26年度</th> <th>H27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>組合総数</td> <td>31,211</td> <td>30,574</td> <td>30,020</td> <td>29,667</td> <td>29,154</td> </tr> <tr> <td>繰入実施組合数 (実施割合)</td> <td>5,181 (16.6%)</td> <td>8,958 (29.3%)</td> <td>8,826 (29.4%)</td> <td>8,307 (28.0%)</td> <td>7,434 (25.5%)</td> </tr> <tr> <td>特例利用組合数</td> <td>4,963</td> <td>8,761</td> <td>8,552</td> <td>8,099</td> <td>7,137</td> </tr> <tr> <td>特例繰入限度額 (1組合平均)</td> <td>10,536 (2.1)</td> <td>15,524 (1.8)</td> <td>14,034 (1.6)</td> <td>15,275 (1.9)</td> <td>12,754 (1.8)</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28年度(見込)</th> <th>H29年度(見込)</th> <th>H30年度(見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>組合総数</td> <td>28,648</td> <td>28,151</td> <td>27,662</td> </tr> <tr> <td>繰入実施組合数 (実施割合)</td> <td>7,305 (25.5%)</td> <td>7,179 (25.5%)</td> <td>7,054 (25.5%)</td> </tr> <tr> <td>特例利用組合数</td> <td>7,013</td> <td>6,891</td> <td>6,772</td> </tr> <tr> <td>特例繰入限度額 (1組合平均)</td> <td>12,532 (1.8)</td> <td>12,315 (1.8)</td> <td>12,101 (1.8)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典:全国中小企業団体中央会調査による試算・推計)</p> <p>注)全国中小企業団体中央会が毎年度実施している貸倒引当金利用実態調査結果の貸倒引当金実施比率・特例利用実施比率により、組合全体での利用数を推計(組合総数×貸倒引当金実施比率(特例利用実施比率))。平成28年度から平成30年度の見込みは平成27年度と同様に推移すると仮定して計算。</p> <p>③貸倒引当金の繰入実施組合は全体の約3割となっている。また、平成24年3月の全国中小企業団体中央会「事業協同組合実態調査報告書」によると、債権回収リスクが比較的高い事業である「共同受注事業」(18.0%)、「共同販売事業」(10.5%)が組合の重点事業となっていることから、本税制措置は実質的な適用対象組合でほぼ利用されている。また、本税制措置は幅広い業種で利用されている。</p> <p>【組合の重点事業の割合】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>重点事業としている組合の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共同受注事業</td> <td>18.0%</td> </tr> <tr> <td>共同販売事業</td> <td>10.5%</td> </tr> <tr> <td>事業資金の貸付事業</td> <td>4.7%</td> </tr> <tr> <td>債務保証事業</td> <td>1.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典:平成24年3月全国中小企業団体中央会「事業協同組合実態調査報告書」有効回収組合数:2,379組合)</p>	中小企業者等の貸倒引当金の特例	25年度	26年度	適用件数	8,745の内数	8,808の内数		H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	組合総数	31,211	30,574	30,020	29,667	29,154	繰入実施組合数 (実施割合)	5,181 (16.6%)	8,958 (29.3%)	8,826 (29.4%)	8,307 (28.0%)	7,434 (25.5%)	特例利用組合数	4,963	8,761	8,552	8,099	7,137	特例繰入限度額 (1組合平均)	10,536 (2.1)	15,524 (1.8)	14,034 (1.6)	15,275 (1.9)	12,754 (1.8)		H28年度(見込)	H29年度(見込)	H30年度(見込)	組合総数	28,648	28,151	27,662	繰入実施組合数 (実施割合)	7,305 (25.5%)	7,179 (25.5%)	7,054 (25.5%)	特例利用組合数	7,013	6,891	6,772	特例繰入限度額 (1組合平均)	12,532 (1.8)	12,315 (1.8)	12,101 (1.8)		重点事業としている組合の割合	共同受注事業	18.0%	共同販売事業	10.5%	事業資金の貸付事業	4.7%	債務保証事業	1.6%
中小企業者等の貸倒引当金の特例	25年度	26年度																																																																		
適用件数	8,745の内数	8,808の内数																																																																		
	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度																																																															
組合総数	31,211	30,574	30,020	29,667	29,154																																																															
繰入実施組合数 (実施割合)	5,181 (16.6%)	8,958 (29.3%)	8,826 (29.4%)	8,307 (28.0%)	7,434 (25.5%)																																																															
特例利用組合数	4,963	8,761	8,552	8,099	7,137																																																															
特例繰入限度額 (1組合平均)	10,536 (2.1)	15,524 (1.8)	14,034 (1.6)	15,275 (1.9)	12,754 (1.8)																																																															
	H28年度(見込)	H29年度(見込)	H30年度(見込)																																																																	
組合総数	28,648	28,151	27,662																																																																	
繰入実施組合数 (実施割合)	7,305 (25.5%)	7,179 (25.5%)	7,054 (25.5%)																																																																	
特例利用組合数	7,013	6,891	6,772																																																																	
特例繰入限度額 (1組合平均)	12,532 (1.8)	12,315 (1.8)	12,101 (1.8)																																																																	
	重点事業としている組合の割合																																																																			
共同受注事業	18.0%																																																																			
共同販売事業	10.5%																																																																			
事業資金の貸付事業	4.7%																																																																			
債務保証事業	1.6%																																																																			

【引当実施組合の業種別割合の推移】					
	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
製造業	30.1%	28.6%	27.8%	27.2%	26.2%
建設業	17.9%	15.7%	16.1%	16.4%	18.2%
運輸業	8.4%	9.0%	8.9%	10.0%	10.5%
卸売業	5.9%	9.5%	9.6%	9.1%	9.6%
小売業	14.6%	13.4%	13.4%	13.6%	11.4%
サービス業	15.8%	12.4%	13.2%	12.0%	11.7%

(出典：全国中小企業団体中央会調査)

年度	法人税	法人住民税	法人事業税
H23年度	319	55	96
H24年度	316	55	110
H25年度	286	49	99
H26年度	311	40	108
H27年度	260	34	90
H28年度(見込み)	256	33	89
H29年度(見込み)	251	32	87
H30年度(見込み)	247	32	86

(単位：百万円)

(出典：全国中小企業団体中央会調査による推計。平成28～30年度の見込数値は、平成28年度実施の全国中小企業団体中央会調査結果と同様に推移すると仮定し、組合数動向を踏まえて推計。)

② 減収額

①「租税特別措置の適用実態調査結果に関する報告書」(平成26年度)及び「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(平成26年度)を基に試算した減収額(実績推計)は、国税については▲61億円の内数、地方税については▲29億円の内数。

②「租税特別措置の適用実態調査結果に関する報告書」に記載された数値は、本要望対象の組合以外の他の法律に基づく組合等の減収額が合算された数値であり、本要望対象の組合に係る数値のみを抽出することができない。本要望対象の組合に限定した減収額は次のとおり。

③ 効果・税収減是認効果

《効果》
組合は中小企業が出資して組織される相互扶助団体であり、経営基盤が脆弱である。
本税制措置がなかった場合、割増分の貸倒引当金繰入額が有税となり、引当水準の低下が懸念される。引当基準が低下した場合には、実際に貸倒れが発生した際に内部留保を毀損しかねず、このことが共同事業の取引先や金融機関等に対する信用力の低下に直結し、組合の事業継承に重大な影響を及ぼすおそれがある。
また、組合事業の停滞が、組合・組合員はもとより、その債権者を巻き込んだ多数の関係企業の事業継承を困難にする恐れがある。
したがって、本税制措置は組合及び中小企業の経営基盤の強化を図ることに對して有効である。

《税収減を是認するような効果の有無》
中小企業の倒産比率は次のとおり推移している。
組合の主力事業である共同販売等の貸倒れにより、組合事業が停滞することは、組合・組合員はもとより、その債権者を巻き込んだ多数の関係企業の事業継承を困難にさせる。
組合は、上記貸倒れに備えるために、貸倒引当金を設定していることから、本税制措置を継続することによって、貸倒リスクの連鎖化に歯止めをかけ、企

			業が集積する地域経済への悪影響を回避する。 また、本税制措置は、貸倒れが発生した場合に備えて貸倒引当金の引当を促す措置であるが、貸倒引当金は、組合が各事業年度に貸倒実績等に基づき引当額を見込み、損失処理するものであることから、本税制措置の効果を定量的に把握すること、また、当該効果を税減収額と比較することは困難である。 【中小企業倒産比率の推移】												
			<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23年</th> <th>H24年</th> <th>H25年</th> <th>H26年</th> <th>H27年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>倒産比率</td> <td>1.40%</td> <td>1.36%</td> <td>1.23%</td> <td>1.10%</td> <td>0.92%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：東京商工リサーチ「倒産月報」、法務省「登記統計」、中小企業白書の情報を基に算出)</p>		H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	倒産比率	1.40%	1.36%	1.23%	1.10%	0.92%
	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年										
倒産比率	1.40%	1.36%	1.23%	1.10%	0.92%										
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	①組合の取引先が倒産した場合、組合事業の停滞などにより、その損害や取引不安が組合や組合員はもとより、組合の債権者等にまで連鎖的に波及する。また、組合員は共同経済事業に依存していることから、そのリスクは個々の組合員の事業存続に甚大な影響を及ぼす。そのため、貸倒引当金の繰入れを十分に行い、その損害や取引リスクを軽減することによって、組合の健全な発展と組合員及び債権者の企業経営も継続可能となる。 ②本税制措置は、税の減免措置ではなく、繰延措置であり、仮に補助金等の政策手段で当該措置を行った場合、適用対象全組合(平成27年度特例利用組合数(推計)7,137組合)に同様に措置するには膨大な執行コストがかかることとなる。補助金等の他の措置で行うよりも広く組合に適用でき、最小の政策資源で対応が可能である本税制で措置することが妥当である。												
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	本税制措置と同一の目的・対象要件で交付される補助金等は存在しない。 なお、組合に対しては、その全所得に対して法人税が課税されるが、組合は、営利を目的とせず、組合員の共同の利益の増進を目的とするものであるため、法人税率の19%(年800万円以下の所得には15%)の軽減税率が適用されている等、各般の税制上の支援措置が講じられている。 法人税率の19%の軽減税率は、組合が以下の特徴を有するが故に内部留保の充実が不可欠であることから、その充実を目的としている。 (1)組合は、信用力、資金調達力が弱い中小企業が不足する経営資源の相互補完を図りつつ、協同して事業に取り組むために設立。 (2)組合は、具体的には、共同販売、資金の貸付け、共同施設の設置等による経営体質改善、生産性の向上、新たな設備の導入を図るための事業等を行うが、中小企業の集合体であるため財務基盤が脆弱。 本税制措置(貸倒引当金の特例)は、貸倒リスクを伴う共同経済事業を行う組合が、貸倒れによって内部留保が毀損することを防止し、また、組合員への影響を防止することを目的としており、繰入限度額の12%増しとすることが認められている。 これらの税制措置を相互に活用することで組合の経営基盤の安定、かつ中小企業の経営基盤の強化につながる。												
		③ 地方公共団体が協力する相当性	税負担を軽減することで、貸倒れに備えるための引当金の引当を促す措置であり、地方税においても同様の措置が必要である。 また、地方では、本税制制度が活用されることにより、地域の同業種を網羅する組合が安定した財政基盤の上で事業を行うことにより裨益されるものであることから、地方公共団体が一定の措置を講ずることは妥当である。												
11	有識者の見解		—												
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成27年8月(H27 経産16)												

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充
税目	法人税、所得税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

① 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【経済産業省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

② 過去の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	<p>① 過去の適用数（平成25年度及び27年度の所得税）が把握されていない。</p> <p>② 過去の適用数及び適用額（平成27年度の法人税（中小企業技術基盤強化税制）について、別紙1において、6,040件及び28,580百万円を見込みとしたと説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。</p> <p>③ 租特透明化法に基づき把握される過去の適用額（法人税）5,281億円（平成26年度の総額型）及び3億円（平成26年度の特別試験研究費税額控除制度（オープンイノベーション型））が前回（平成26年度）評価時の将来推計4,618億円（平成26年度の総額型）及び0.6億円（平成26年度の特別試験研究費税額控除制度（オープンイノベーション型））より過大であることについて、その原因の分析や本特例措置が依然として必要最小限の特例措置となっていることの説明がされていない。</p> <p>④ 過去の適用数及び適用額（法人税）について、特別試験研究費税額控除制度（オープンイノベーション型）が明らかにされていない。</p>
【経済産業省の補足説明】	<p>① については、法人に対しては、有価証券報告書等の情報から研究開発を行っている者を一定程度把握ができるため、アンケート調査を実施するなど、把握に努めているが、個人に対しては、研究開発を実施している端緒を把握することが困難であることから法人と同様なアンケートを実施することは困難である。そのため、国税庁による申告所得税標準調査 第10表 租税特別措置法関連項目による適用数等を把握することとしている。当該統計数値については事前評価書「9. 有効性等」に記載している。この点、御指摘の平成25年については当該統計調査においては適用の回答は無いため、0人（適用金額0円）であることを把握している。また、今後（平成27年度～平成31年度）については、本税制の利用動向に大きな変化が生じていないことを踏まえると、個人の活用状況は極めて僅少であると見込んでおり、平成27年度以降の適用数等は平成26年度と同様の9人（適用金額1百万円）と見込まれる。</p> <p>② 平成27年度 中小企業技術基盤強化税制の適用数・適用額については以下のとおり。（適用額） 租税特別措置の適用実態調査によると、平成26年度の中小企業技術基盤強化税制活用実績額は27,387百万円。 中小企業庁企業アンケートで得られた平成26年度の中小企業技術基盤強化税制活用実績額は、460百万円であり、カバー率は1.69%。（カバー率：460÷27,264=1.69%） 当該カバー率（1.69%）を中小企業庁企業アンケートで得られた、平成27年度の中小企業技術基盤強化税制活用実績額の483百万円に割り戻して得られた額を、現行制度の平成27年度における中小企業技術基盤強化税制の見込み額とした。</p>

<p>(483百万円 ÷ 1.69% = 28,580百万円) (適用件数) 租税特別措置の適用実態調査によると、平成26年度の中小企業技術基盤強化税制活用件数は、5,368件。 中小企業庁企業アンケートで得られた平成26年度の中小企業技術基盤強化税制活用件数実績は、54件であり、カバー率は1.01%。（カバー率：54÷5,368=1.01%） 当該カバー率（1.01%）を中小企業庁企業アンケートで得られた、平成27年度の中小企業技術基盤強化税制活用件数の61件に割り戻して得られた件数を、現行制度の平成27年度における中小企業技術基盤強化税制の適用見込み件数とした。 (61件 ÷ 1.01% = 6,040件)</p> <p>③ については、前回要望時における総額型とオープンイノベーション型の平成26年度の減収見込額と実績額との乖離の原因について、平成26年度の減収見込額の算定に当たっては当該時点で得られたアンケート結果等から得られた値をもって試算しているものであるが、一方、研究開発税制の活用実績は、企業の研究開発投資量や景気の変動等の様々な影響を受けるため、税制改正前の減収見込み額と実績額との間に差が生じることもある。なお、総務省「科学技術研究調査」では平成26年度の企業全体の研究開発投資額は平成25年度比7.05%の伸びとなっていることから、過大な乖離であるとは考えていない。また、必要最小限の措置となっているか否かについては、減収見込み分が惹起する研究開発投資額の引き上げ効果、及び長期的な経済波及効果（GDP押し上げ効果や雇用押し上げ効果、増収効果）を、研究開発税制の効果として定量的に示しており、減収効果以上の効果があることを毎回確認しており、必要最小限の措置となっていると考えている。加えて、特別試験研究費税額控除制度については、「科学技術イノベーション総合戦略2014（平成26年6月24日閣議決定）」や「日本再興戦略改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）」におけるオープンイノベーションに係る政府方針を踏まえ、取り組みが進んだものと考えられる。</p> <p>④ については、過去のO I型の適用実績は次のとおりである。なお、試算根拠については別紙2において記載しているとおりである。 (適用数) 平成25年度：147件 平成26年度：161件 平成27年度：508件（見込み） 平成28年度：508件（見込み） (適用額) 平成25年度：2億円 平成26年度：3億円 平成27年度：37億円（見込み） 平成28年度：37億円（見込み） ※平成26年度の数値は、租税特別措置の適用実態調査の実数。平成27年度の数値は、平成28年度アンケート調査で得られた平成26年度の活用実績から、アンケート調査のカバー率を算出し、同アンケート調査で得られた平成27年度の活用実績に同カバー率を割り戻して得られた数値を見込みとしている。</p>	
【点検結果】	①～④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

③ 僅少・偏りの状況

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	<p>① 租特透明化法に基づき把握される上位10社の適用額（法人税）合計の割合のうち、特別試験研究費税額控除制度（オープンイノベーション型）84.3%（平成26年度）並びに高水準型96.0%（平成25年度）及び93.2%（平成26年度）は、8割超であるにもかかわらず、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明されていない。</p>
【経済産業省の補足説明】	<p>① については、我が国民間企業の業種別研究開発投資は、事前評価書「9. 有効性等」に「記載しているとおり総務省「科学技術研究調査」によって確認できる。研究開発</p>

税制は企業が支出する研究開発費（税法上は試験研究費）に対して適用される制度であり、特定の業種や特定の者を想定した制度ではなく、租税特別措置の適用実態調査の業種別適用額等との比較においても、著しい差があるものではないことから、想定外に特定の業種や者に偏っているものではないと考えられる。また、特別試験研究費税額控除制度の適用状況については、平成26年度租税特別措置の適用実態調査において「運輸通信公益事業（57.8%）」と最も多く適用されている。

【点検結果】

- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

④ 将来の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将来の適用数（所得税）が予測されていない。
 ② 将来の適用数（平成29年度から31年度までの法人税（高水準型））について、別紙2において、減収見込額と同様の手法により260社としたと説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。
 ③ 将来の適用額（平成29年度の法人税（中小企業技術基盤強化税制））について、33,158百万円と説明されているが、別紙2の推計との関係性や算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。
 ④ 将来の適用数及び適用額（法人税）について、特別試験研究費税額控除制度（オープンイノベーション型）が明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】

- ① については、法人に対しては、有価証券報告書等の情報から研究開発を行っている者を一定程度把握ができるため、アンケート調査を実施するなど、把握に努めているが、個人に対しては、研究開発を実施している端緒を把握することが困難であることから法人と同様なアンケートを実施することは困難である。そのため、国税庁による申告所得税標本調査 第10表 租税特別措置法関連項目による適用数等を把握することとし、当該統計数値については事前評価書「9. 有効性等」に記載している。この点、御指摘の平成25年については当該統計調査において値が得られていない。また、今後（平成27年度～平成31年度）については、本税制の利用動向に大きな変化が生じていないことを踏まえると、個人の活用状況は極めて僅少であると見込んでおり、平成27年度以降の適用数等は平成26年度と同様の9人（適用金額1百万円）と見込まれる。
- ② については、次のとおり。
 ・平成26年度租税特別措置の適用実態調査の活用実績；130件…①
 ・平成28年度経済産業省企業アンケートにおける平成26年度の活用実績；9件…②
 【※カバー率：(2)/①=6.9%…③】
 ・平成28年度経済産業省企業アンケートにおける平成27年度の活用実績；9件…④
 ・平成27年度の見込み額：④÷③=130件…⑤
 ・加えて、平成28年度経済産業省企業アンケートの個別企業の回答から、上乗せ措置の増加型を廃止することに伴い、これまで増加型を活用していたものが、新たに高水準型として見込まれる件数：9件…⑥
 ・⑥を上記同様にカバー率で割り戻しを行い、新たに高水準型として見込まれる件数を推計：⑥÷③=130件…⑦
 ・高水準型の適用額：⑤+⑦=260件
- ③ 中小企業技術基盤強化税制の平成29年度見込み額については、①控除率の仕組み変更による改正減収見込み額と②定義見直しによる改正減収見込み額から試算している。
 ① 控除率の仕組み変更による改正減収見込み額については、平成28年度アンケート調査により回答された企業について、控除率の仕組み変更したものを適用した場合の改正減収見込み額を31,498百万円と試算した。
 ② 定義見直しによる改正減収見込み額は、1,316百万円と試算した。
 加えて、中小企業技術基盤強化税制における大企業分については、アンケート等で把握が出来ないため、26年度実績における中小企業と大企業の比を(0.45%)を中小企業の適用額に乗じて大企業分を試算した後に中小企業分と合算し、全体を求めた。

大企業分 32,814百万円 (①+②) × 0.0045 = 148百万円・・・③
 以上①～③を合算した額(32,962百万円)を平成29年度の中小企業技術基盤強化税制の適用額とした。

①31,498百万円 + ②1,316百万円 + ③148百万円 = 32,962百万円
 また、「2020年頃に名目GDP600兆円達成」及び「民間研究開発投資を対GDP比3%以上」という目標を達成するためには、民間研究開発投資を毎年4.8%増加させる必要があることから、平成29年度については、上記の税制改正要望内容に伴う減収額の104.8%に相当するものを推計値とする。

中小企業技術基盤強化税制全体：34,544百万円

うち中小企業者等のみ：34,389百万円

※政策評価書には33,158百万円としているが、正しくは34,544百万円となる。

- ④ については、次のとおり。

(適用数)

平成29年度：508件（見込み）

平成30年度：508件（見込み）

平成31年度：508件（見込み）

(適用額)

平成29年度：37億円（見込み）

平成30年度：37億円（見込み）

平成31年度：37億円（見込み）

※租税特別措置の適用実態調査における平成26年度の実数と平成28年度アンケート調査で得られた平成26年度の活用実績から、アンケート調査のカバー率を算出し、同アンケート調査で得られた平成27年度の活用実績に同カバー率を割り戻して得られた数値を平成29年度の見込みとしている。また、現時点においては増減させる要素が明確でないことから、平成30年度、平成31年度の数値は、平成29年度と同数値とした。

【点検結果】

- ①～④ 補足説明等により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑤ 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の減収額（所得税）が把握されていない。
 ② 過去の減収額5,281億円（平成26年度の法人税の総額型）及び3億円（平成26年度の特例試験研究費税額控除制度（オープンイノベーション型））が前回（平成26年度）評価時の将来推計4,618億円（平成26年度の総額型）及び0.6億円（平成26年度の特例試験研究費税額控除制度（オープンイノベーション型））より過大であることについて、その原因の分析や本特例措置が依然として必要最小限の特例措置となっていることの説明がされていない。
 ③ 過去の減収額（法人税）について、特別試験研究費税額控除制度（オープンイノベーション型）が明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】

- ① については、法人に対しては、有価証券報告書等の情報から研究開発を行っている者を一定程度把握ができるため、アンケート調査を実施するなど、把握に努めているが、個人に対しては、研究開発を実施している端緒を把握することが困難であることから法人と同様なアンケートを実施することは困難である。そのため、国税庁による申告所得税標本調査 第10表 租税特別措置法関連項目による適用数等を把握することとしている。当該統計数値については事前評価書「9. 有効性等」に記載している。この点、御指摘の平成25年については当該統計調査においては、適用件数の回答は無く0人（適用金額0円）であることを把握している。また、今後（平成27年度～平成31年度）については、本税制の利用動向に大きな変化が生じていないことを踏まえると、個人の活用状況は極めて僅少であると見込んでおり、平成27年度以降の適用数等は平成26年度と同様の9人（適用金額1百万円）と見込まれる。

- ② については、研究開発税制の活用実績は、研究開発投資量や景気の変動等の様々な影響を受けることに留意が必要であり、税制改正前の減収見込み額と実績額の差にもその影

<p>響が見られる。また、必要最小限の措置となっているか否かについては、減収見込みが惹起する研究開発投資額の引き上げ効果、及び長期的な経済波及効果（GDP押し上げ効果や雇用押し上げ効果、増収効果）を定量的に示している。</p> <p>③ については、上記「②過去の適用数等」④に関する補足説明内容と同じ。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>
--

⑥ 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（所得税）が予測されていない。</p> <p>② 将来の減収額（平成 29 年度の法人税（中小企業技術基盤強化税制））について、「332 億円」と説明されているが、別紙 2 の推計との関係性や算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。</p> <p>③ 将来の減収額（法人税）について、特別試験研究費税額控除制度（オープンイノベーション型）が明らかにされていない。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① については、法人に対しては、有価証券報告書等の情報から研究開発を行っている者を一定程度把握ができるため、アンケート調査を実施するなど、把握に努めているが、個人に対しては、研究開発を実施している端緒を把握することが困難であることから法人と同様なアンケートを実施することは困難である。そのため、国税庁による申告所得税標準調査 第 10 表 租税特別措置法関連項目による適用数等を把握することとしている。当該統計数値については事前評価書「9. 有効性等」に記載している。この点、御指摘の平成 25 年については当該統計調査において値が得られていない。また、今後（平成 27 年度～平成 31 年度）については、本税制の利用動向に大きな変化が生じていないことを踏まえると、個人の活用状況は極めて僅少であると見込んでおり、平成 27 年度以降の適用数等は平成 26 年度と同様の 9 人（適用金額 1 百万円）と見込まれる。</p> <p>② 中小企業技術基盤強化税制の平成 29 年度見込み額については、①控除率の仕組み変更による改正減収見込み額と②定義見直しによる改正減収見込み額から試算している。</p> <p>① 控除率の仕組み変更による改正減収見込み額については、平成 28 年度アンケート調査により回答された企業について、控除率の仕組み変更したものを適用した場合の改正減収見込み額を 31,498 百万円と試算した。</p> <p>② 定義見直しによる改正減収見込み額は、1,316 百万円と試算した。</p> <p>加えて、中小企業技術基盤強化税制における大企業分については、アンケート等把握が出来ないため、26 年度実績における中小企業と大企業の比を（0.45%）を中小企業の適用額に乗じて大企業分を試算した後に中小企業分と合算し、全体を求めた。大企業分 32,814 百万円（①+②）× 0.0045 = 148 百万円・・・③</p> <p>以上①～③を合算した額（32,962 百万円）を平成 29 年度の中小企業技術基盤強化税制の適用額とした。</p> <p>①31,498 百万円 + ②1,316 百万円 + ③148 百万円 = 32,962 百万円</p> <p>また、「2020 年頃に名目 GDP600 兆円達成」及び「民間研究開発投資を対 GDP 比 3%以上」という目標を達成するためには、民間研究開発投資を毎年 4.8%増加させる必要があることから、平成 29 年度については、上記の税制改正要望内容に伴う減収額の 104.8%に相当するものを推計値とする。</p> <p>中小企業技術基盤強化税制全体：34,544 百万円 うち中小企業者等のみ：34,389 百万円</p> <p>※政策評価書には 33,158 百万円としているが、正しくは 34,544 百万円となる。</p> <p>③ については、上記「④将来の適用数等」④に関する補足説明内容と同じ。（以下、転記）</p> <p>（適用数）</p> <p>平成 29 年度：508 件（見込み） 平成 30 年度：508 件（見込み） 平成 31 年度：508 件（見込み）</p>
--

<p>（適用額）</p> <p>平成 29 年度：37 億円（見込み） 平成 30 年度：37 億円（見込み） 平成 31 年度：37 億円（見込み）</p> <p>※租税特別措置の適用実態調査における平成 26 年度の実数と平成 28 年度アンケート調査で得られた平成 26 年度の活用実績から、アンケート調査のカバー率を算出し、同アンケート調査で得られた平成 27 年度の活用実績に同カバー率を割り戻して得られた数値を平成 29 年度の見込みとしている。また、現時点においては増減させる要素が明確でないことから、平成 30 年度、平成 31 年度の数値は、平成 29 年度と同数値とした。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①～③ 補足説明等により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

⑦ 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の効果（平成 27 年度）が把握されていない。</p> <p>② 過去の効果について、平成 26 年度における対 GDP 民間研究開発投資比率 2.77%等と説明されているが、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>③ 達成目標（民間研究開発投資を 2020 年度までに対 GDP 比 3%以上とする）に対する効果（民間企業の研究開発投資の拡大）の寄与について、対 GDP 民間研究開発投資比率の増加への寄与が不明であり、当該効果によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。</p> <p>④ 過去の効果について、中小企業技術基盤強化税制、高水準型及び特別試験研究費税額控除制度（オープンイノベーション型）が明らかにされていない。</p> <p>⑤ 過去の効果について、総額型は、控除額に対し民間研究開発投資を約 2.33 倍押し上げる効果があるとして、控除額に 2.33 を乗ずることにより民間研究開発投資押し上げ額を算出しているが、引用元の「研究論文（kasahara et al. (2011)）」では、総額型の研究税制が導入されたことによる平成 14 年度から 15 年度にかけての研究開発投資額の増加について、研究開発投資額の実効税額控除率弾力性が 2.33 であるとしており、これは実効税額控除率の変化と研究開発投資額の変化率の関係について言及しているものであって、研究開発投資額と控除額の水準の関係について言及しているものではないため、控除額に 2.33 を乗ずることにより民間研究開発投資押し上げ額を算出する根拠が明らかにされていない。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① については、リーマンショック後の民間研究開発投資の対 GDP 比率の大幅な落ち込みからは回復基調にあるが、研究開発投資の伸び率は主要国と比して低調な状況が続き、我が国の成長力・国際競争力の壊滅的な低下が懸念される。租税特別措置等による直接的な効果について、平成 27 年度の研究開発税制の経済波及効果を試算すると、平成 27 年度～平成 36 年度までの 10 年間に及ぼす効果として、①GDP 押し上げ効果：6,897 億円、②雇用創出効果：約 84 万人、③税収効果：約 1,308 億円の効果が見込まれる。</p> <p>② 過去の直接的な効果については、上記①のとおり補足説明のとおり。加えて、平成 28 年度経済産業省アンケート調査では、約 71%の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識しており、大多数の企業が研究開発税制によって研究開発投資を押し上げていると回答している。</p> <p>③ については、安倍政権が「新 3 本の矢」の 1 つとして掲げた「2020 年頃に名目 GDP 600 兆円達成」の目標の達成や、日本再興戦略 2016（閣議決定）等を背景として、今後 5 年間で民間企業の研究開発投資を対 GDP 比 3%とするためには、民間企業の研究開発投資を年平均 4.8%増加し続けることが必要であると考えている。また、税収減を是認する効果に記載のとおり、研究開発税制は研究開発投資を誘発する効果があることから、当該効果によって、達成目標が達成することが見込まれる。</p> <p>④ 研究開発税制については、総額型を基礎とした上で、O I 型や上乗せ措置（高水準型等）のそれぞれの仕組みが相互に作用し、我が国民間企業による研究開発投資の維持・</p>

<p>増加を目指すものである。</p> <p>一方、御指摘の点について回答するとすれば以下のとおり。</p> <p>○中小企業技術基盤強化税制については、適用件数 6,040 件、適用金額 287 億円を見込んでおり、制度として民間企業の研究開発投資に増加に貢献していると考えている。</p> <p>○高水準型については、27年度は適用件数 130 件、適用金額 91 億円を見込んでおり、制度として民間企業の研究開発投資に増加に貢献していると考えている。</p> <p>○特別試験研究費税額控除制度（オープンイノベーション型）については、27年度は適用件数 508 件、37 億円を見込んでおり、制度として民間企業の研究開発投資に増加に貢献していると考えている。</p> <p>⑤ 引用元の「研究論文 (kasahara et al. (2011))」については、研究開発投資額の実効税額控除率弾力性が 2.33 であることを示されていることに加えて、研究開発税制による研究開発投資押し上げ額に関する計算式も示されており、そこから研究開発税制による研究開発投資押し上げ額は弾力値に税額控除額を乗じた値と等しくなることが確認することができる（点検結果表の別紙【経済産業省の考え方】参照）ため、指摘のあった控除額に 2.33 倍を乗じた値をもって民間研究開発投資押し上げ額とすることは説明できると考えている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①～③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「制度として民間企業の研究開発投資に増加に貢献していると考えている」との説明では、過去の効果について、定量的に把握されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑤ 補足説明において、控除額に 2.33 を乗ずることにより民間研究開発投資押し上げ額を算出する根拠が示されたことから、分析・説明の内容が不十分である点が解消された。</p>

⑧ 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の効果について、対GDP民間研究開発投資比率3%以上を達成することができる」と説明されているが、定量的に予測されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p> <p>② 将来の効果について、総額型、特別試験研究費税額控除制度（オープンイノベーション型）、中小企業技術基盤強化税制及び高水準型について、民間研究開発投資押し上げ効果があると説明されているが、定量的に予測されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p> <p>③ 将来の効果について、要望内容によれば、イノベーションにつながる中長期及び革新的な民間研究開発投資を促す仕組みとするために、試験研究費にサービス開発を追加したり、総額型に4段階の控除率を設定したりするなどの見直しを行っているが、それらを踏まえた効果が定量的に予測されておらず、本特例措置によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① については、安倍政権が「新3本の矢」の1つとして掲げた「2020年頃に名目GDP600兆円達成」の目標の達成や、日本再興戦略2016（閣議決定）等を背景として、今後5年間で民間企業の研究開発投資を対GDP比3%とするためには、民間企業の研究開発投資を年平均4.8%増加し続けることが必要であると考えている。</p> <p>また、研究開発税制は研究開発投資を誘発する効果があると試算しており、当該効果によって、将来的に達成目標（年平均で4.8%の増加）に向け、研究開発投資の増加が期待できる。</p> <p>② については、制度全体の経済波及効果として、平成29年度～平成38年度までの10年間に及ぼす効果として、①GDP押し上げ効果：6,845億円、②雇用創出効果：約83万人、③税収効果：約1,298億円の効果が見込まれる旨、記載している。なお、本制度は、総額型、特別試験研究費税額控除制度（オープンイノベーション型）、中小企業技術基盤強化税制及び高水準型が一体とした措置として活用されているものであり、個別措置の民間研究開発投資押し上げ効果の定量的予測は困難であるが、総額型に</p>

<p>については試験研究費の増減に応じた控除率の設定に変更することにより、研究開発投資の増加が期待できる。特別試験研究費税額控除制度については、企業の自前主義・自己完結主義からの脱却を図り、効率的な研究開発を促進することに有効であり、もって企業の積極的な研究開発投資の変革に寄与することが期待できる。中小企業技術基盤強化税制については、試験研究費を維持・増加させた場合の控除率を高く設定することで中小企業者等の継続的かつ積極的な研究開発投資の促進が期待できる。</p> <p>高水準型については、通常よりも売上高に占める研究開発投資比率が高い企業の研究開発投資水準を維持・拡大に有効な制度であり、今後も高い研究開発投資水準を確保することが期待できる。</p> <p>③ については、今般の要望内容による減収額・適用事業数の推計は事前評価書の別紙2で示すとともに、事前評価書「9.有効性等」の将来推計において示している。</p> <p>また、今般の要望を踏まえた効果については、「9.有効性等」中の税収減を是認する効果中に分析している。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①～③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑨ 過去の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>○いずれの指摘についても丁寧に説明を補足したいので、不足があれば御指摘いただきたい。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 点検項目⑤過去の減収額に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目⑦過去の効果に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑩ 将来の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>○いずれの指摘についても丁寧に説明を補足したいので、不足があれば御指摘いただきたい。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 点検項目⑥将来の減収額に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目⑧将来の効果に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目③、⑦、⑧、⑨及び⑩に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

（注）【経済産業省の補足説明】欄には、経済産業省から送付された文書を引用している。

別紙

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

【経済産業省の考え方】

Kasahara et.al(2011)

<http://www.rieti.go.jp/publications/dp/11e072.pdf>

のp.6に研究開発税制による実効税額控除率 τ の定義があります。

それによると、 $\tau = X / RD \dots \textcircled{1}$

です。

研究開発税制による研究開発投資押し上げ額はp.14の式(6)で与えられています。

これを τ で微分すると、

$$\Delta \ln(RD) = \beta \times \Delta \tau \dots \textcircled{2} \quad (\Rightarrow Y \text{ は } \tau \text{ とは独立。 } \tau \text{ で微分すると } Y \text{ は消える。})$$

で表されます。

$$\Delta \ln(RD) = (\Delta RD / RD) \Rightarrow \text{極限值で考えているので、この式は誤りではない。}$$

なので、 $\textcircled{2}$ 式は

$$\Delta RD = \beta \times \Delta \tau \times RD \dots \textcircled{3}$$

の形に書きかえられます。

ここで、 $\Delta \tau \times RD$ は、 $\textcircled{1}$ より ΔX と等しいので、これを $\textcircled{3}$ に代入して、

$$\Delta RD = \beta \times \Delta X$$

となります。

つまり、研究開発税制による研究開発投資押し上げ額 ΔRD は、弾性値 β に税額控除額 X を乗じた値と等しくなります。

よって、控除額に2.33倍を乗じた値をもって民間研究開発投資押し上げ額とすることとしています。

X : 研究開発税制による税額控除額 (約 5,281 億円)
RD : 民間研究開発投資額 (約 135,864 億円)
ΔRD : 研究開発税制による研究開発投資押し上げ額
τ : 研究開発税制による実効税額控除率 ($= X / RD \approx 0.0388446$)
β : 実効税額控除率に関する研究開発投資の弾性値 (semi-elasticity of R&D investments with respect to the effective tax credit rate=2.33)

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充
2	対象税目	(法人税:義、所得税:外)(国税24)【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○我が国の国際競争力を支える民間研究開発の維持・拡大を図るため、主要国の研究開発税制とのイコールフットイングを確保しつつ、イノベーションに繋がる中長期・革新的な民間研究開発投資を促す仕組みとする。 －試験研究費の定義の見直し(サービス開発の追加) －総額型について、試験研究費の増減に応じた控除率の設定(6%、8%、10%、25%の4段階(中小企業者等については、12%、25%の2段階)) －高水準型の適用期限の延長(3年間延長(31年度末まで)) －特別試験研究費税額控除制度(オープンイノベーション型)の運用改善 <p>《関係条項》</p> <p>租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第10条、第42条の4、第68条の9</p>
4	担当部局	経済産業省産業技術環境局技術振興・大学連携推進課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成25年度～平成31年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・増加型:昭和42年度創設 ・中小企業技術基盤強化税制:昭和60年度創設 ・特別試験研究費税額控除制度:平成5年度創設 ・総額型:平成15年度創設 ・高水準型:平成20年度創設 ・平成26年度税制改正にて、上乘せ措置(増加型及び高水準型)を3年間延長するとともに、増加型の控除率を定率5%から5～30%(試験研究費の増加率に応じて控除率が変化する仕組み)に変更 ・平成27年度税制改正にて、控除上限を法人税額の30%に上げる(総額型25%、特別試験研究費税額控除制度(オープンイノベーション型)5%(ともに恒久措置))とともに、オープンイノベーション型の控除率(12%から20%又は30%)及び対象費用(中小企業からの知財権の使用料)を拡充し、繰越控除制度を廃止。
7	適用又は延長期間	<ul style="list-style-type: none"> ○試験研究費の定義の見直し(サービス開発の追加) ○増加型の廃止に伴って、総額型の控除率について、試験研究費の増減に応じたものに見直し(6%、8%、10%、25%の4段階(中小企業者等については、12%、25%の2段階)) ○オープンイノベーション型の運用改善(以上、恒久措置) ○高水準型の適用期限の延長(3年間延長(31年度末まで))

8 必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の研究開発投資総額(平成26年度:19.0兆円)の約7割(同:13.6兆円)を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションに繋がる中長期・革新的な研究開発等の加速を通じた我が国企業の競争力を強化する。 具体的には、民間研究開発投資を2020年度までに対GDP比で3%以上とする。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○第5期科学技術基本計画(平成28年～32年度)[平成28年1月22日閣議決定] 第7章 科学技術イノベーションの推進の強化 (5)未来に向けた研究開発投資の確保 第5期基本計画においても、これまでの科学技術振興の努力を継続していく観点から～(中略)～政府研究開発投資に関する具体的な目標を引き続き設定し、政府研究開発投資を拡充していくことが求められる。 このため、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上とすることを目標とするとともに、(以下略)</p> <p>○成長戦略(日本再興戦略改訂2016)[平成28年6月2日閣議決定] Ⅲ イノベーション・ベンチャー創出力の強化、チャレンジ精神にあふれる人材の創出等 1. イノベーション・ベンチャー創出力の強化 (2)新たに講ずべき具体的施策 i)イノベーション・ナショナルシステム構築の仕上げ 研究開発投資の目標については、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上とすることを目標とするとともに、(以下略)。 また、この目標の実現に向けては、企業におけるイノベーションにつながる中長期・革新的な研究開発への積極的な投資や「イノベーション経営」のための意識・行動改革を最大限後押しするための環境も整備する。</p> <p>○科学技術イノベーション総合戦略2016[平成28年5月24日閣議決定] 第4章 イノベーション創出に向けた人材、知、資金の好循環システムの構築 (1)オープンイノベーションを推進する仕組みの強化 研究開発税制等によって、民間企業が、大学や公的研究機関、他企業等とも連携しつつ、中長期的な視点を踏まえた研究開発投資を積極的に行うことを促進する。</p> <p>○経済財政運営と改革の基本的方針2016(骨太の方針)[平成28年6月2日閣議決定] 第2章 成長と分配の好循環の実現 2 成長戦略の加速等 (1)生産性革命に向けた取組の加速 ③ 研究開発投資の促進 ～(略)～民間における研究開発投資の促進を図る。これにより、2020年(平成32年)までに官民合わせた研究開発投資を対GDP比4%以上とすることを目標とするとともに、(以下略)。</p>
--------	--------------	---

	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>1. 経済産業 1-3 イノベーション</p> <p>○第5期科学技術基本計画(平成28年～32年度)[平成28年1月22日閣議決定] 第7章 科学技術イノベーションの推進の強化 (5)未来に向けた研究開発投資の確保 第5期基本計画においても、これまでの科学技術振興の努力を継続していく観点から～(中略)～政府研究開発投資に関する具体的な目標を引き続き設定し、政府研究開発投資を拡充していくことが求められる。 このため、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上とすることを目標とするとともに、(以下略)</p> <p>○成長戦略(日本再興戦略改訂2016)[平成28年6月2日閣議決定] Ⅲ イノベーション・ベンチャー創出力の強化、チャレンジ精神にあふれる人材の創出等 1. イノベーション・ベンチャー創出力の強化 (2)新たに講ずべき具体的施策 i)イノベーション・ナショナルシステム構築の仕上げ 研究開発投資の目標については、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上とすることを目標とするとともに、(以下略)。 また、この目標の実現に向けては、企業におけるイノベーションにつながる中長期・革新的な研究開発への積極的な投資や「イノベーション経営」のための意識・行動改革を最大限後押しするための環境も整備する。</p> <p>○科学技術イノベーション総合戦略2016[平成28年5月24日閣議決定] 第4章 イノベーション創出に向けた人材、知、資金の好循環システムの構築 (1)オープンイノベーションを創出する仕組みの強化 研究開発税制等によって、民間企業が、大学や公的研究機関、他企業等とも連携しつつ、中長期的な視点を踏まえた研究開発投資を積極的に行うことを促進する。</p> <p>○経済財政運営と改革の基本的方針2016(骨太の方針)[平成28年6月2日閣議決定] 第2章 成長と分配の好循環の実現 2 成長戦略の加速等 (1)生産性革命に向けた取組の加速 ③ 研究開発投資の促進 ～(略)～民間における研究開発投資の促進を図る。これにより、2020年(平成32年)までに官民合わせた研究開発投資を対GDP比4%以上とすることを目標とするとともに、(以下略)</p>
--	---------------------	---

	③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資を2020年度までに対GDP比3%以上とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることに、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高め、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化することに大きく寄与することが可能。</p> <p>なお、研究論文(Kasahara et al.(2011))によれば、研究開発税制(総額型)は、控除額に対し民間研究開発投資を約2.33倍押し上げる効果がある。また、平成28年度経済産業省アンケート調査では約71%の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。</p>
--	-------------------	---

9 有効性等	① 適用数等	<p>○利用実績(うち、税法上の中小企業者等分(資本金1億円以下))</p> <p>①適用事業者(法人)数</p> <p><総額型(拡充)></p> <p>平成24年度 3,297 法人(842 法人) 平成25年度 3,733 法人(886 法人) 平成26年度 3,707 法人(853 法人) 平成27年度 4,144 法人(954 法人)(見込み) 平成28年度 4,144 法人(954 法人)(見込み)</p> <p><中小企業技術基盤強化税制(拡充)></p> <p>平成24年度 4,706 法人(4,686 法人) 平成25年度 5,197 法人(5,181 法人) 平成26年度 5,380 法人(5,368 法人) 平成27年度 6,056 法人(6,040 法人)(見込み) 平成28年度 6,056 法人(6,040 法人)(見込み)</p> <p><高水準型(延長)></p> <p>平成24年度 131 法人(81 法人) 平成25年度 125 法人(76 法人) 平成26年度 130 法人(80 法人) 平成27年度 130 法人(80 法人)(見込み) 平成28年度 130 法人(80 法人)(見込み)</p> <p>②減収額実績</p> <p><総額型(拡充)></p> <p>平成24年度 3,017 億円(42 億円) 平成25年度 4,796 億円(49 億円) 平成26年度 5,281 億円(51 億円) 平成27年度 5,702 億円(56 億円)(見込み) 平成28年度 5,702 億円(56 億円)(見込み)</p> <p><中小企業技術基盤強化税制(拡充)></p> <p>平成24年度 212 億円(209 億円) 平成25年度 241 億円(240 億円) 平成26年度 274 億円(273 億円) 平成27年度 287 億円(286 億円)(見込み) 平成28年度 287 億円(286 億円)(見込み)</p> <p><高水準型(延長)></p> <p>平成24年度 93 億円(0.5 億円) 平成25年度 110 億円(1.4 億円) 平成26年度 55 億円(1.0 億円) 平成27年度 91 億円(1.7 億円)(見込み) 平成28年度 91 億円(1.7 億円)(見込み)</p> <p>※平成24～26年度は「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」により把握。 ※平成27、28年度は、「平成28年度経産省アンケート調査結果(大企業)」及び「平成28年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査」の結果において、研究開発税制を活用した、または活用する見込みと回答した企業数及び金額を抽出し、上記調査の数字を「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」の数字で割り戻した数値で補正し算出している(別紙①参照)。 なお、平成28年度は、上記アンケートの回答企業が少なく、試算した数</p>
--------	--------	---

値が信用に足る数値とは判断できないため、平成 27 年度と同数とした。

○将来推計

	適用企業数	適用金額
平成 29 年度		
・総額型	4,144／事業年度	678,369 百万円
・中小企業技術基盤強化税制	6,056／事業年度	34,544 百万円
・高水準型	260／事業年度	9,914 百万円
平成 30 年度		
・総額型	4,144／事業年度	710,931 百万円
・中小企業技術基盤強化税制	6,056／事業年度	36,202 百万円
・高水準型	260／事業年度	9,914 百万円
平成 31 年度		
・総額型	4,144／事業年度	745,056 百万円
・中小企業技術基盤強化税制	6,056／事業年度	37,940 百万円
・高水準型	260／事業年度	9,914 百万円

※総額型、中小企業技術基盤強化税制の適用企業数及び高水準型の適用件数、適用金額については、現時点において増減させる要素が明確でないことから平成 29 年度、平成 30 年度、平成 31 年度は、平成 28 年度推計値と同数とした。また、総額型、中小企業技術基盤強化税制の適用金額については、「2020 年頃に名目 GDP600 兆円達成」及び「民間研究開発投資を対 GDP 比 3%以上」という目標を達成するためには、民間研究開発投資を毎年 4.8% 増加させる必要があることから、平成 29 年度税制改正要望内容に伴う適用金額に 104.8%に相当する額を平成 29 年度推計値に、平成 29 年度推計値の 104.8%に相当する額を平成 30 年度推計値に、また平成 31 年度推計値の 104.8%に相当する額を平成 31 年度推計値とした。(平成 28 年度経済産業省アンケート調査に基づく試算)

○業種別適用件数(実績)

業種別に適用件数をみると、総額型、中小企業技術基盤強化税制、高水準型ともに下記のとおり幅広い業種の企業で適用されている。

○平成 26 年度総額型適用件数

業種名	適用企業数	(うち中小企業者等)
総計	3,707	853
製造業	2,623	524
化学工業	509	78
機械製造業	328	64
電気機械	320	71
食料品	245	57
輸送用機械	242	27
金属製品	169	40
その他製造業	810	187

サービス業	368	124
卸売業	329	110
建設業	202	54
その他	185	41

(出典：H26 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○平成 26 年度中小企業技術基盤強化税制適用件数

業種名	適用企業数	(うち中小企業者等)
総計	5,380	5,368
製造業	3,415	3,412
化学工業	458	458
機械製造業	450	450
電気機械	419	419
食料品	345	343
輸送用機械	139	139
金属製品	398	398
その他製造業	1,206	1,205
サービス業	680	680
卸売業	827	826
建設業	186	186
その他	272	264

(出典：H26 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○平成 26 年度高水準型適用件数

業種名	適用企業数	(うち中小企業者等)
総計	130	80
製造業	73	37
化学工業	22	6
機械製造業	6	3
電気機械	13	7
食料品	2	2
輸送用機械	3	1
金属製品	5	4
その他製造業	22	14
サービス業	40	31
卸売業	9	6
建設業	2	1
その他	6	5

(出典：H26 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○業種別減収金額(実績)

業種別の適用金額では、総額型(輸送用機械)及び高水準型(化学工業)の割合が高くなっている。
 総額型については、輸送用機械が全産業の研究開発費に占める割合が19.7%と非常に高いこと、また、高水準型については、全産業の売上高に占める化学工業の割合が1.8%であることに対して、全産業の研究開発費に占める化学工業の割合が11.3%と非常に高く、対売上高研究開発比の割合が高いためと考えられる。

○平成26年度総額型適用金額 (単位:百万円)

業種名	適用金額	(うち中小企業者等)
総計	528,147	5,436
製造業	463,307	3,197
化学工業	88,986	1,104
機械製造業	50,276	196
電気機械	50,873	337
食料品	8,465	226
輸送用機械	179,720	161
金属製品	3,915	141
その他製造業	81,072	1,032
サービス業	7,779	1,289
卸売業	8,724	523
建設業	4,051	58
その他	44,286	369

(出典:H26 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○平成26年度中小企業技術基盤強化税制適用金額(単位:百万円)

業種名	適用金額	(うち中小企業者等)
総計	27,387	27,264
製造業	20,068	20,061
化学工業	5,532	5,532
機械製造業	1,935	1,935
電気機械	2,840	2,840
食料品	1,564	1,557
輸送用機械	701	701
金属製品	1,291	1,291
その他製造業	6,205	6,205
サービス業	1,238	1,238
卸売業	2,965	2,964
建設業	393	393
その他	2,723	2,608

(出典:H26 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○平成26年度高水準型適用金額 (単位:百万円)

業種名	適用金額	(うち中小企業者等)
総計	5,531	104
製造業	5,102	77
化学工業	3,375	3
機械製造業	4	3
電気機械	105	5
食料品	1	1
輸送用機械	459	0
金属製品	2	1
その他製造業	1,156	64
サービス業	417	16
卸売業	10	9
建設業	0	0
その他	2	2

(出典:H26 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

※なお、総務省「科学技術研究調査」平成27年度調査結果(平成26年度実績)によれば、民間研究開発投資額(13.6兆円)の業種別研究開発投資構成比の上位業種としては、「輸送用機械器具製造業(20.9%)」、「情報通信機械器具製造業(12.0%)」、「医療品製造業(11.0%)」、「電気機械器具製造業(8.2%)」、「化学工業(5.5%)」となっているほか、「その他製造業(21.0%)」、「非製造業(13.5%)」となっている。

※試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除については、制度の対象の大半が法人であり、所得税の活用については、国税庁による申告所得税標本調査 第10表 租税特別措置法関連項目によると、平成26年の適用は9人(適用金額1百万円)となっている。また、それ以前の平成24年及び平成25年の値は得られないものの、本税制の利用動向に大きな変化が生じていないことを踏まえると、個人の活用状況は極めて僅少であることが見込まれる。

②	減収額	<p>○減収額実績</p> <p><総額型(拡充)></p> <p>平成 24 年度 3,017 億円(42 億円)</p> <p>平成 25 年度 4,796 億円(49 億円)</p> <p>平成 26 年度 5,281 億円(51 億円)</p> <p><中小企業技術基盤強化税制(拡充)></p> <p>平成 24 年度 212 億円(209 億円)</p> <p>平成 25 年度 241 億円(240 億円)</p> <p>平成 26 年度 274 億円(273 億円)</p> <p><高水準型(延長)></p> <p>平成 24 年度 93 億円(0.5 億円)</p> <p>平成 25 年度 110 億円(1.4 億円)</p> <p>平成 26 年度 55 億円(1.0 億円)</p> <p>(出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」)</p> <p>○将来推計</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">適用企業数</th> <th style="text-align: center;">適用金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">平成 29 年度</td> </tr> <tr> <td>総額型</td> <td style="text-align: center;">4,144/事業年度</td> <td style="text-align: center;">6,784 億円</td> </tr> <tr> <td>中小企業技術基盤強化税制</td> <td style="text-align: center;">6,056/事業年度</td> <td style="text-align: center;">345 億円</td> </tr> <tr> <td>高水準型</td> <td style="text-align: center;">260/事業年度</td> <td style="text-align: center;">99 億円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">平成 30 年度</td> </tr> <tr> <td>総額型</td> <td style="text-align: center;">4,144/事業年度</td> <td style="text-align: center;">7,109 億円</td> </tr> <tr> <td>中小企業技術基盤強化税制</td> <td style="text-align: center;">6,056/事業年度</td> <td style="text-align: center;">362 億円</td> </tr> <tr> <td>高水準型</td> <td style="text-align: center;">260/事業年度</td> <td style="text-align: center;">99 億円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">平成 31 年度</td> </tr> <tr> <td>総額型</td> <td style="text-align: center;">4,144/事業年度</td> <td style="text-align: center;">7,451 億円</td> </tr> <tr> <td>中小企業技術基盤強化税制</td> <td style="text-align: center;">6,056/事業年度</td> <td style="text-align: center;">379 億円</td> </tr> <tr> <td>高水準型</td> <td style="text-align: center;">260/事業年度</td> <td style="text-align: center;">99 億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※総額型、中小企業技術基盤強化税制の適用企業数及び高水準型の適用企業数、適用金額については、現時点において増減させる要素が明確でないことから平成 29 年度、平成 30 年度、平成 31 年度は、平成 28 年度推計値と同数とした。また、総額型、中小企業技術基盤強化税制の適用金額については、「2020 年頃に名目 GDP600 兆円達成」及び「民間研究開発投資を対 GDP 比 3%以上」という目標を達成するためには、民間研究開発投資を毎年 4.8% 増加させる必要があることから、平成 29 年度税制改正要望内容に伴う適用金額に 104.8%に相当する額を平成 29 年度推計値に、平成 29 年度推計値の 104.8%に相当する額を平成 30 年度推計値に、また平成 31 年度推計値の 104.8%に相当する額を平成 31 年度推計値とした。(平成 28 年度経済産業省アンケート調査に基づく試算)</p>		適用企業数	適用金額	平成 29 年度			総額型	4,144/事業年度	6,784 億円	中小企業技術基盤強化税制	6,056/事業年度	345 億円	高水準型	260/事業年度	99 億円	平成 30 年度			総額型	4,144/事業年度	7,109 億円	中小企業技術基盤強化税制	6,056/事業年度	362 億円	高水準型	260/事業年度	99 億円	平成 31 年度			総額型	4,144/事業年度	7,451 億円	中小企業技術基盤強化税制	6,056/事業年度	379 億円	高水準型	260/事業年度	99 億円
	適用企業数	適用金額																																							
平成 29 年度																																									
総額型	4,144/事業年度	6,784 億円																																							
中小企業技術基盤強化税制	6,056/事業年度	345 億円																																							
高水準型	260/事業年度	99 億円																																							
平成 30 年度																																									
総額型	4,144/事業年度	7,109 億円																																							
中小企業技術基盤強化税制	6,056/事業年度	362 億円																																							
高水準型	260/事業年度	99 億円																																							
平成 31 年度																																									
総額型	4,144/事業年度	7,451 億円																																							
中小企業技術基盤強化税制	6,056/事業年度	379 億円																																							
高水準型	260/事業年度	99 億円																																							

③	効果・税収減は認効果	<p>《効果》</p> <p>○達成目標の実現状況及び所期の目標の達成状況</p> <p>低下していた我が国の研究開発費の対 GDP 比率は回復基調にあり、2014 年はピーク時である 2008 年を上回る研究開発費の対 GDP 比率となっている。しかし、その伸び率は低調な水準に留まっており、未だ「官民合わせた研究開発投資を対 GDP 比の 4%以上」及び「民間研究開発投資を対 GDP 比の 3%以上」という目標を達成できていない。</p> <p>対 GDP 研究開発投資比率の推移</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>2007</th> <th>2008</th> <th>2009</th> <th>2010</th> <th>2011</th> <th>2012</th> <th>2013</th> <th>2014</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研究開発投資総額</td> <td style="text-align: center;">3.69%</td> <td style="text-align: center;">3.84%</td> <td style="text-align: center;">3.64%</td> <td style="text-align: center;">3.56%</td> <td style="text-align: center;">3.67%</td> <td style="text-align: center;">3.65%</td> <td style="text-align: center;">3.76%</td> <td style="text-align: center;">3.87%</td> </tr> <tr> <td>民間研究開発投資額</td> <td style="text-align: center;">2.70%</td> <td style="text-align: center;">2.79%</td> <td style="text-align: center;">2.53%</td> <td style="text-align: center;">2.50%</td> <td style="text-align: center;">2.59%</td> <td style="text-align: center;">2.58%</td> <td style="text-align: center;">2.63%</td> <td style="text-align: center;">2.77%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典:科学技術研究調査(総務省))</p> <p>そのため、引き続き本制度において、企業におけるイノベーションに繋がる中長期・革新的な研究開発への積極的な投資やイノベーション経営に向けた企業の意識・行動改革を最大限後押しすることにより、「官民合わせた研究開発費の対 GDP 比 4%以上」及び「民間研究開発投資費の対 GDP 比 3%以上」を達成することができるものと考えられる。</p> <p>○租税特別措置等による直接的な効果</p> <p>リーマンショック後の民間研究開発投資の対 GDP 比率の大幅な落ち込みからは回復基調にあるが、研究開発投資の伸び率は主要国と比して低調な状況が続き、我が国の成長力・国際競争力の壊滅的な低下が懸念される。</p> <p>なお、今般の要望を踏まえた、研究開発税制の経済波及効果としては、平成 29 年度～平成 38 年度までの 10 年間に及ぼす効果として、①GDP 押し上げ効果: 6,845 億円、②雇用創出効果: 約 83 万人、③税収効果: 約 1,298 億円の効果が見込まれる。(詳細は後述)</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>第 5 期科学技術基本計画の当面の目標「官民合わせた研究開発投資を対 GDP 比の 4%以上とする」の達成に向け、過去及び将来において、以下の効果が期待される。</p> <p>なお、研究論文(kasahara et al.(2011))によれば、研究開発税制(総額型)は、控除額に対し民間研究開発投資を約 2.33 倍に押し上げる効果がある。平成 28 年度経済産業省アンケート調査でも、約 71%の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。</p> <p>上記で示した総額型の押し上げ倍率(2.33 倍)及び「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」の実績から、平成 26 年度における民間研究開発投資押し上げ額は 12,306 億円(528,147 百万円 × 2.33 倍 = 1,230,583 百万円)。</p> <p>また、平成 26 年度の民間研究開発投資額 135,864 億円(実績)に対しては、約 9.1%の押し上げ効果があり、対 GDP 民間研究開発投資比率の増加に貢献したといえる。</p> <p>○試験研究費の増減に応じた控除率の設定(6%、8%、10%、25%の 4 段階</p>		2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	研究開発投資総額	3.69%	3.84%	3.64%	3.56%	3.67%	3.65%	3.76%	3.87%	民間研究開発投資額	2.70%	2.79%	2.53%	2.50%	2.59%	2.58%	2.63%	2.77%
	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014																					
研究開発投資総額	3.69%	3.84%	3.64%	3.56%	3.67%	3.65%	3.76%	3.87%																					
民間研究開発投資額	2.70%	2.79%	2.53%	2.50%	2.59%	2.58%	2.63%	2.77%																					

		<p>(中小企業等について12%、25%の2段階)</p> <p>現行の総額型は、民間研究開発投資を維持させる方策として有効であるが、試験研究費の増減に応じた控除率を設定することで、民間研究開発投資をより安定的に維持・拡大させることが期待でき、第5期科学技術基本計画に明示された2020年までの間における官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上の目標に向け、研究開発投資の増加が期待できる。</p> <p>○試験研究費の定義の見直し(サービス開発の追加) 試験研究費の定義を見直す(サービス開発の追加)ことにより、ビッグデータ等を活用した高付加価値サービスの開発など、真にイノベーションの創出に資する研究開発への積極的な投資が期待できる。</p> <p>○高水準型の適用期限の延長(3年間) 現行の高水準型は、通常よりも売上高に占める研究開発投資比率が高い企業の研究開発投資水準を維持・拡大に有効な制度であり、本制度を延長することは、今後も高い研究開発投資水準を確保することが期待でき、第5期科学技術基本計画に明示された2020年までの間における官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上の目標に向け、研究開発投資の増加が期待できる。</p> <p>○オープンイノベーション型の運用改善 我が国企業におけるオープンイノベーションの取組みは国際的に遅れており、これが国際競争力において他国に劣後する大きな要因となっている。オープンイノベーション型は、企業の自前主義・自己完結主義からの脱却を図り、効率的な研究開発を促進することに有効であることから、企業活動の実態に合わない手続等の運用面における改善を行うことにより、オープンイノベーションに向けた企業行動の変革に寄与することが期待できる。</p> <p>○経済波及効果等 今回の要望による経済波及効果を試算したところ以下のとおり高い効果があると考えられる。</p> <p>(総額型、オープンイノベーション型、高水準型) ・平成29年度減収見込額6,609億円 ↓ 研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果(2.33倍) ・平成29年度の減税(6,609億円)が、平成29年度～平成38年度までの10年間に及ぼす①GDP押し上げ効果:6,536億円、②雇用創出効果:約79万人、③税収効果:約1,240億円</p> <p>(中小企業技術基盤強化税制) ・平成29年度減収見込額315億円 ↓ 研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果(2.33倍) ・平成29年度の減収(315億円分)が、平成29年度から平成39年度までの10年間に及ぼす①GDP押し上げ効果:309億円、②雇用創出効果:約3.8万人、③税収効果:58.7億円</p> <p>さらに、成長戦略や科学技術イノベーション総合戦略2016に記載のある他の施策(オープンイノベーション推進に向けた取組の強化、新規事業に取り組</p>
--	--	---

			<p>む企業の活性化の促進、知的財産・標準化戦略及び制度の見直しと整備等)の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。</p>
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>我が国における研究開発投資の現状については、以下のとおり。</p> <p>①企業等が実施する研究開発投資は、国全体の研究開発投資に占める割合が高い(75.5%、主要国中トップ)。</p> <p>②企業等が実施する研究開発投資のほとんどを企業等自身が負担している(98.1%)。</p> <p>③企業等の研究開発投資への政府による直接支援は少ない(1.06%、主要国中最低)。</p> <p>すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが成長力・国際競争力の観点から極めて重要である。特に予算による措置の場合は、各事業は国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指すものとなることから、研究開発テーマに中立的かつ公平に支援を行う税制支援の方が民間活力による研究開発投資を幅広く支援する制度として適切である。また研究開発投資にはスピルオーバー効果(負の外部経済性)があり、研究開発主体が研究開発成果を独占できないことから、社会的に望ましい水準よりも過小投資となるとの指摘もあることから、政府による支援が必要であり、その基盤となる研究開発税制の維持・拡充が重要である。</p> <p>特に、第5期科学技術基本計画に掲げられた「官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上とする」という目標を達成するためには、2020年までに研究開発投資を大幅に増加させる必要があり、研究開発投資の維持・拡大効果の高い総額型の措置を中心に本制度を拡充・延長をすることが必要かつ効果的である。</p> <p>なお、研究開発に対する税制優遇措置は世界各国で導入されており、かつ、近隣の競争国である韓国を始め、近年、主要国では積極的に拡充されている。</p>

平成 27 年度、平成 28 年度の適用数等推計の考え方

		主要国の研究開発税制の動向				
				総額型：輸入 上乗せ課税：時限 租税特別措置法	2014 増進税の控除率において、増進率に応じて大きく異なる （最大30%）幅員に改正（改正前は、一律5%） 2015 総額型の控除上限額の恒久化及び引上げ （20%→25%）、O I 間の控除率の大幅な拡充 （12%→20%または30%）等	法人実効税率 29.97%（2016fy） 29.74%（2018fy）
				恒久増進 内蔵輸入法	2015 北米時間措置された研究開発税制の恒久化（2016年 より増進）	法人実効税率 39.00%※
				恒久措置 法人税法	2008 大企業向け追加課税金課税引上げ （25%→30%） 2008～2012 中小企業向け追加課税金課税引上げ （50%→75%；08fy→100%；11fy→125%； 12fy） 2013 大企業向けの新設設備制の導入	法人実効税率 21.00%
				恒久措置 フランス税法	2013 産品の増進に由来、中小企業が革新的な技術開発に 要した一定の支出に対して20%の税額控除の特典 2015 20%を40%に引上げ	法人実効税率 33.33%
				恒久措置 ※重点分野に 限る措置 租税特別措置法	2008 重点分野（新規成長力及び環境技術研究開発）に 対する税額控除の特典 2013 中小企業の増進税制が、製造業税率の適用 （以前は、大企業と同率）	法人実効税率 24.20%
②	他の支援 措置や義務 付け等との 役割分担	予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発投資段階において成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。OECD ペーパーにおいても、「研究開発税制は産業、地域及び企業に対して中立的」な特徴を持つと評価されており、企業の創意工夫を可能とする研究開発税制と特定分野等に誘導する補助金を組み合わせることが効果的であることを示唆している。また、成長戦略や科学技術イノベーション総合戦略 2016 に記載のある他の施策（オープンイノベーション推進に向けた取組の強化、新規事業に取り組む企業の活性化の促進、知的財産・標準化戦略及び制度の見直しと整備等）の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。				
③	地方公共 団体が協力 する相 当性	地方税法第 23 条第 1 項第 4 号において、法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準とすることとされている。その中で、中小企業者等においては、地方税法附則第 8 条により、試験研究費税額控除後の法人税額を課税標準とすることが定められている。				
11	有識者の見解	-				
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 26 年 8 月（H26 経産 13）				

○租税特別措置法の適用実態調査（財務省：平成 26 年度実績）

- ・総額型：
 - 適用件数：3,707（うち中小企業：843）
 - 適用総額：528,147 百万円（うち中小企業：5,138 百万円）
- ・中小企業技術基盤強化税制：
 - 適用件数：5,380（うち中小企業：5,368）
 - 適用総額：27,387 百万円（うち中小企業：27,264 百万円）
- ・高水準：
 - 適用件数：130（うち中小企業：80）
 - 適用総額：5,531 百万円（うち中小企業：104 百万円）

【総額型】

○平成 28 年度経済産業省アンケート調査（大企業）（平成 26 年度実績）

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、平成 26 年度の総額型の活用実績は、528,147 百万円。
2. 経済産業省企業アンケートで得られた平成 26 年度の総額型活用実績は、239,126 百万円であり、カバー率は、約 45.3%。
（カバー率：239,126/528,147=45.3%）
3. 当該カバー率（45.3%）を経済産業省平成 28 年度企業アンケートで得られた、平成 27 年度の総額型活用実績の 258,169 百万円に割り戻して得られた額を、現行制度の平成 27 年度における総額型の見込み額とした。
（258,169 百万円÷45.3%=570,208 百万円）
4. 適用件数は、経済産業省企業アンケートで得られた平成 26 年度の総額型適用件数は、356 件であり、カバー率は、9.6%。
5. 当該カバー率（9.6%）を経済産業省企業アンケートで得られた、平成 27 年度の総額型適用件数の 398 件に割り戻して得られた件数を、現行制度の平成 27 年度における総額型の適用見込み件数とした。
（平成 27 年度推計件数：398÷9.6%=4,144 件）

【中小企業技術基盤強化税制】

○平成 28 年度中小企業アンケート調査（平成 26 年度実績）

【中小企業者等】

1. 中小企業庁企業アンケートにより得られた中小企業技術基盤強化税制活用実績及び租税特別措置適用実態調査を用い、上記 1～3 と同様の手法により得られた 28,580 百万円を現行制度の平成 27 年度における中小企業技術基盤強化税制の見込み額とした。
2. 適用見込み件数についても、上記 4～5 と同様の手法により得られた 6,040 件を適用見込み件数とした。

【大企業】

大企業の実績については、アンケート等により把握できていないため、以下のとおり試算した。

別紙 1

別紙 2

- ・平成 27 年度適用件数
大企業：6,040 × (16+12/5, 181+5, 368) = 16 件
※試算方法：中小企業者等の H27 実績 × (H25 大企業実績 + H26 大企業実績 / H25 中小企業者等実績 + H26 中小企業者等実績)

- ・平成 27 年度適用金額
大企業：28,580 × (151+123/23, 972+27, 264) = 153 百万円
※試算方法：中小企業者等の H27 実績 × (H25 大企業実績 + H26 大企業実績 / H25 中小企業者等実績 + H26 中小企業者等実績)

[高水準型]

- 平成 28 年度経済産業省アンケート調査（大企業）（平成 26 年度実績）
- ・平成 26 年度集計結果
適用件数：9（租税特別措置法の適用実態調査に対するカバー率：6.9%）
適用総額：2,303 百万円（カバー率：41.6%）
- ・平成 27 年度集計結果 適用件数：9
適用総額：3,803 百万円
- ・平成 27 年度推計件数：9 ÷ 6.9% = 130
推計総額：3,803 百万円 ÷ 41.6% = 9,133 百万円

【減収額・適用事業者数の推計の考え方】

総額型及び中小企業技術基盤強化税制 減収見込額・適用見込事業者数について【減収見込額】

(総額型)

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、平成 26 年度の総額型の活用実績は、528,147 百万円。
 2. 経済産業省企業アンケートで得られた平成 26 年度の総額型活用実績は、239,126 百万円であり、カバー率は、約 45.3%。
(カバー率：239,126/528,147=45.3%)
 3. 当該カバー率（45.3%）を経済産業省平成 28 年度企業アンケートで得られた、平成 27 年度の総額型活用実績の 258,169 百万円に割り戻して得られた額を、現行制度の平成 29 年度における総額型の見込み額とした。
(258,169 百万円 ÷ 45.3% = 570,208 百万円)
 4. 加えて、平成 29 年度税制改正要望において、①総額型の仕組みの変更に伴う活用見込み額を、経済産業省企業アンケートの試験研究費の増減等を踏まえ 643,069 百万円の見込み額とした。また、②試験研究の定義見直し（サービス開発の追加）に伴い新たに活用を受ける見込み額を、非製造業の試験研究の控除率を製造業と同水準にすることと設定し、4,230 百万円の見込み額とした。
 5. 総額型の仕組み変更に伴う増減額としては、▲72,861 百万円の改正減収見込み額とし、試験研究の定義見直しに伴う増減額としては、▲4,230 百万円の改正減収見込み額とした。
- (中小企業技術基盤強化税制)
6. 中小企業庁企業アンケートにより得られた中小企業技術基盤強化税制活用実績及び租税特別措置適用実態調査を用い、上記 1~3 と同様の手法により得られた①中小企業技術基盤強化税制の仕組みの変更に伴う減収見込額は、▲2,918 百万円。
 7. また、上記 4 と同様の試算にて②試験研究の定義見直し（サービス開発の追加）に伴う減収見込み額は▲1,316 百万円とした。

【適用見込事業者数】

(総額型)

1. 適用見込事業者数について、要望書提出時点においては、企業アンケートによる平成 29 年度の見込数字等を有していないことから、財務省「租税特別措置の適用実態調査」における平成 27 年度の適用事業者数を平成 29 年度の総額型適用見込事業者数（4,144 社）とした。
- (中小企業技術基盤強化税制)
2. 総額型と同様に、適用見込事業者数については要望書提出時点において、企業アンケートによる平成 29 年度の見込数字等を有していないことから、財務省「租税特別措置の適用実態調査」における平成 27 年度の適用事業者数を平成 29 年度の総額型適用見込事業者数（6,040 社）とした。

高水準型 減収見込額・適用見込事業者数について【減収見込額】

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、平成 26 年度の高水準の活用実績は、5,531 百万円。
2. 経済産業省企業アンケートで得られた平成 26 年度の高水準型の実績は、2,303 百万円であり、カバー率は、約 41.6%。
(カバー率：2,303/5,531=41.6%)
3. 当該カバー率（41.6%）を経済産業省平成 28 年度企業アンケートで得られた、平成 27 年度の高水準活用実績の 3,803 百万円に割り戻して得られた額を、現行制度の平成 29 年度における高水準型の見込み額とした。
(3,803 百万円÷41.6%=9,133 百万円)
4. 加えて、平成 29 年度税制改正要望において、増加型を廃止することに伴い、これまで増加型を活用し高水準を活用していなかったものが、新たに高水準型の適用を受ける額を、経済産業省企業アンケートから 781 百万円の見込み額とした。
5. 増加型の改正に伴う増減額は、▲781 百万円の改正減収見込み額とした。

【適用見込事業者数】

- ・同様の手法により、平成 29 年度の適用見込事業者数（260 社）とした。

オープンイノベーション型 減収見込額・適用見込事業者数について【減収見込額】

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、平成 26 年度のオープンイノベーション型の活用実績は、306 百万円。
2. 経済産業省企業アンケートで得られた平成 26 年度のオープンイノベーション型の実績は、177 百万円であり、カバー率は、約 57.8%。
(カバー率：177/306=57.8%)
3. 当該カバー率（57.8%）を経済産業省平成 28 年度企業アンケートで得られた、平成 27 年度のオープンイノベーション型活用実績の 2,128 百万円に割り戻して得られた額を、平成 29 年度におけるオープンイノベーション型の減収見込み額とした。
(2,128 百万円÷57.8%=3,681 百万円)

【適用見込事業者数】

1. 同様の手法により、平成 29 年度の適用見込事業者数（508 社）とした。

別紙2

増加型 減収見込額・適用見込事業者数について 【廃止措置】

【減収見込み額】

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、平成26年度の増加型の活用実績は、103,493百万円。
2. 経済産業省企業アンケートで得られた平成26年度の増加型の実績は、55,521百万円であり、カバー率は、約53.6%。
(カバー率：103,493/55,521=53.6%)
3. 当該カバー率(53.6%)を経済産業省平成28年度企業アンケートで得られた、平成27年度の増加型活用実績の46,187百万円に割り戻して得られた額を、平成29年度の廃止に伴う増減額の見込み額とした。
(46,187百万円÷53.6%=86,095百万円)

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除の延長（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）
税目	所得税、法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

① 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（平成31年第4四半期における中小卸売業、小売業、サービス業の前期比売上額D Iの変動幅を可能な限り小さいものとするとともに、売上額D Iを安定的に向上させる）について、達成すべき水準が定量的に示されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
【経済産業省の補足説明】
① 達成すべき水準については、前回の消費税率の引き上げ時（平成26年第2四半期）の中小卸売業、小売業、サービス業の前期比売上額DIの変動幅の平均（-17.9）より、平成31年第4四半期の当該変動幅を小さくすることを目標としている。本措置は消費税率引き上げ時の影響を抑えるために経営改善を図る企業を支援する措置であることから、前回の税率引き上げ時の影響をメルクマールとしている。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

② 過去の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の適用数（所得税）が把握されていない。
【経済産業省の補足説明】
① 申告所得税標本調査（国税庁）によると、平成26年分438件となっている。なお、本調査は標本調査であり、正確な適用件数の把握は困難であると思われる。申告所得税標本調査（国税庁）では、平成25年分については措置の項目はあるものの件数については「-」となっている。なお、本調査は標本調査であり、正確な適用件数の把握は困難であると思われる。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

③ 僅少・偏りの状況

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 租特透明化法に基づき把握される過去の適用数（法人税）5,462件（平成26年度）は、前回（平成26年度）評価時の将来推計12,204件の5割以下であるにもかかわらず、想定外に僅少でないことについて説明されていない。
【経済産業省の補足説明】
① 前回評価時の将来推計は、適用実態調査による正確な数字が把握できないタイミングでの推計であった。その際には、実際に経営改善指導を行う機関（商工会議所等）から発行された証明書に基づき推計しており、証明書の発行について回答があった数から1認定支援機関当たりの発行枚数の割合を算出し、全認定経営支援機関に割り戻したものであるが、経営支援機関の中には、経営改善指導を行っていない機関も存在しており、推計値との乖離が生じたと考えられる。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

題とする。

④ 将来の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の適用数（所得税）が予測されていない。
【経済産業省の補足説明】
① 平成27年455件 平成28年473件 平成29年491件 平成30年510件 平成31年530件 ※申告所得税標本調査（国税庁）の平成26年分をベースに、法人分と同様の推移で変動すると想定して計算。 法人分と同様の推移で変動すると想定しており、平成27年以降の算定根拠については、中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」における中小商業・サービス業者のうち、設備投資を実施した事業者の割合の直近3年分の対前年比の平均伸び率（3.9%）を算出し、平成26年度以降の各年度に平均伸び率を乗じたもの。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑤ 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の減収額（所得税）が把握されていない。 ② 過去の減収額（法人税）について、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。 ③ 過去の減収額（平成25年度及び26年度の法人住民税及び法人事業税）について、地方税法に基づき把握される適用額を用いて把握されていない。
【経済産業省の補足説明】
① 申告所得税標本調査（国税庁）によると、平成26年分0.7億円となっている。なお、本調査は標本調査であり、正確な適用件数の把握は困難であると思われる。申告所得税標本調査（国税庁）では、平成25年分については措置の項目はあるものの件数については「-」となっている。なお、本調査は標本調査であり、正確な適用件数の把握は困難であると思われる。 ② 平成26年度の減収額については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（平成26年度）を基に試算した減収額（実績推計）（財務省）を記載している。 ③ 地方税分の減収額については要望書に記載している、国税の減収額から算出した値を記載している。なお、地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書によれば、本措置に関する法人住民税は5.9億、法人事業税は5.1億となる。
【点検結果】
①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。 ③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑥ 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の減収額（所得税）が予測されていない。
【経済産業省の補足説明】
① 平成27年0.7億円 平成28年0.7億円 平成29年0.8億円

<p>平成 30 年 0.8 億円 平成 31 年 0.8 億円 ※申告所得税標本調査（国税庁）の平成 26 年分をベースに、法人分と同様の推移で変動すると想定して計算。 法人分と同等の推移で変動すると想定しており、平成 27 年以降の算定根拠については、中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」における中小商業・サービス業者のうち、設備投資を実施した事業者の割合の直近 3 年分の対前年比の平均伸び率（3.9%）を算出し、平成 26 年度以降の各年度に平均伸び率を乗じたもの。</p>
<p>【点検結果】 ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

⑦ 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 過去の効果について、平成 27 年度における中小商業・サービス業の売上高D I は、本特例措置が導入される前の平成 25 年第 1 四半期と比べて上回っていると説明されているが、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。 ② 達成目標（平成 31 年第 4 四半期における中小卸売業、小売業、サービス業の前期比売上額D I の変動幅を可能な限り小さいものとするとともに、売上額D I を安定的に向上させる）に対する効果の寄与について、「売上額の増加を後押ししている」と説明されているが、本特例措置により取得した設備によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】 中小企業庁が実施したアンケートによれば、実際に租税特別措置を利用した企業等の約 7 割が経営改善効果があったとの回答があり、直接的な効果をあげている。</p>
<p>【点検結果】 ①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑧ 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 将来の効果（平成 31 年度）が予測されていない。 ② 将来の効果について、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。 ③ 達成目標（平成 31 年第 4 四半期における中小卸売業、小売業、サービス業の前期比売上額D I の変動幅を可能な限り小さいものとするとともに、売上額D I を安定的に向上させる）に対する効果の寄与について、「売上額の増加を後押ししている」と説明されているが、本特例措置により取得した設備によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】 中小企業庁が実施したアンケートによれば、実際に租税特別措置を利用した企業等の約 7 割が経営改善効果があったとの回答があり、直接的な効果をあげており、今後も同様の効果が生じると見込んでおり、更なる消費税率の引き上げに際しより本措置の重要性が増すこととなる。なお、消費税率引き上げの対応の措置の効果については、総合的な指標との関係から評価することとしている。</p>
<p>【点検結果】 ①～③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑨ 過去の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】 過去の減収額及び効果については、⑤、⑦に記載の通りであるが、加えて、中小企業庁の調査によると、本措置を利用した企業の営業利益率は 3.2%であり、中小企業の平均の値（2.4%）よりも高いことから、経営改善の効果を上げていると考えられる。</p>
<p>【点検結果】 ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑩ 将来の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】 将来の減収額及び効果については、⑥、⑧に記載の通りであるが、加えて、中小企業庁の調査によると、本措置を利用した企業の営業利益率は 3.2%であり、中小企業の平均の値（2.4%）よりも高いことから、措置を利用する企業について、経営改善の効果を上げるものと考えられる。</p>
<p>【点検結果】 ① 点検項目⑥将来の減収額に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目⑧将来の効果に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目③、⑤、⑦、⑧、⑨及び⑩に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

（注）【経済産業省の補足説明】欄には、経済産業省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除の延長（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）
2	対象税目	（所得税：外、法人税：義、法人住民税：義、法人事業税：義） （国税 26・地方税 25（自動運動）） 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 商業・サービス業を営む中小企業者等が経営改善指導等に基づき、建物附属設備（1台60万円以上）又は器具・備品（1台30万円以上）を取得した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除を認める措置について適用期間を3年間延長する。 《関係条項》 所得税 （租税特別措置法第10条の5の3 租税特別措置法施行令第5条の6の3 租税特別措置法施行規則第5条の10） 法人税 （租税特別措置法第42条の12の3、第68条の15の4 租税特別措置法施行令第27条の12の3、第39条の45の4 租税特別措置法施行規則第20条の8、第22条の30）
4	担当部局	中小企業庁事業環境部財務課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：平成28年8月 分析対象期間：平成25年度～31年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成25年度 創設 平成27年度 2年間の延長
7	適用又は延長期間	3年間（平成29年度～31年度）
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 卸売業、小売業、サービス業を営む中小企業（以下「中小商業・サービス業」という。）について、消費税率の引上げを見据えつつ、店舗・サービスの質の向上や業務の効率化等に資する設備投資を促進することで、経営の安定化・活性化を図る。 《政策目的の根拠》 ○社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案の国会提出に伴う今後の対応について （平成24年3月30日閣議決定） ・中小事業者のために必要な財政上、税制上その他の支援措置を検討する。 ○消費税率の円滑かつ適正な転嫁等に関する対策推進本部「消費税率の円滑かつ適正な転嫁・価格表示に関する対策の基本的な方針（中間整理の具体化）」（平成24年10月26日） ・消費税率の引上げに伴う中小企業等への影響を勘案して事務負担軽減等

		の支援に万全を期すため、予算編成や税制改正等において、必要な財政上、税制上その他の支援措置を具体化する。																																																								
	② 政策体系における政策目的の位置付け	4. 中小・地域 4-3 経営安定・取引適正化																																																								
	③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小商業・サービス業における魅力の向上や業務の効率化等に資する設備投資を促進することにより、売上高の安定化・向上を図る。具体的には、平成31年第4四半期における中小卸売業、小売業、サービス業の前期比売上額D1の変動幅を可能な限り小さいものとするともに、売上額D1を安定的に向上させることを目標とする。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 中小商業・サービス業における質の向上や業務の効率化等に資する設備投資を促進し経営基盤を強化することにより、消費税率の引上げ時における中小商業・サービス業の売上高への影響を最小限に抑えるとともに、その安定的な向上を図ることで、中小商業・サービス業の経営の安定化・活性化に寄与する。																																																								
9	有効性等	① 適用数等 ○適用件数及び適用額 (単位：件、億円) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成25</th> <th>26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>3,293</td> <td>5,462</td> <td>5,676</td> <td>5,898</td> <td>6,129</td> <td>6,369</td> <td>6,619</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>45</td> <td>77</td> <td>80</td> <td>83.1</td> <td>86.4</td> <td>89.8</td> <td>93.3</td> </tr> </tbody> </table> ※平成25年～平成26年 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書 平成27年以降の算定根拠については、中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」における中小商業・サービス業者のうち、設備投資を実施した事業者の割合の直近3年分の対前年比の平均伸び率（3.9%）を算出し、平成26年度以降の各年度に平均伸び率を乗じたもの。 ② 減収額 ○減収額 (単位：億円) ※平成25年～平成26年 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成25</th> <th>26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>18</td> <td>29</td> <td>30.1</td> <td>31.2</td> <td>32.4</td> <td>33.6</td> <td>34.9</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>2.3</td> <td>3.7</td> <td>3.8</td> <td>4.0</td> <td>4.1</td> <td>4.3</td> <td>4.5</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>0.6</td> <td>0.9</td> <td>0.9</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>1.1</td> <td>1.1</td> </tr> </tbody> </table> 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書 平成27年以降の算定根拠については、別紙参照		平成25	26	27	28	29	30	31	適用件数	3,293	5,462	5,676	5,898	6,129	6,369	6,619	適用額	45	77	80	83.1	86.4	89.8	93.3		平成25	26	27	28	29	30	31	法人税	18	29	30.1	31.2	32.4	33.6	34.9	法人住民税	2.3	3.7	3.8	4.0	4.1	4.3	4.5	法人事業税	0.6	0.9	0.9	1.0	1.0	1.1	1.1
	平成25	26	27	28	29	30	31																																																			
適用件数	3,293	5,462	5,676	5,898	6,129	6,369	6,619																																																			
適用額	45	77	80	83.1	86.4	89.8	93.3																																																			
	平成25	26	27	28	29	30	31																																																			
法人税	18	29	30.1	31.2	32.4	33.6	34.9																																																			
法人住民税	2.3	3.7	3.8	4.0	4.1	4.3	4.5																																																			
法人事業税	0.6	0.9	0.9	1.0	1.0	1.1	1.1																																																			

	<p>③ 効果・税収減是認効果</p>	<p>《効果》 ○達成目標の実現状況 中小商業・サービス業の平成 27 年度の売上高 D I は、本税制が導入される前の平成 25 年第 1 四半期のものと比べても上回っており、本措置が売上額の増加を後押ししている。更なる消費税率の引き上げを見据え、引き続き支援が必要。</p> <p style="text-align: center;">＜中小商業・サービス業の売上高 D I の推移＞</p> <p style="text-align: center;">(出典：中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」)</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 本税制は、商工会議所等から経営改善指導等を受けることを要件としている。これにより、事業者は経営改善に資する設備投資を行うことができる。 なお、利用実績としては、冷凍ショーケース導入、什器の入れ替え、内装の改修等行い、店舗の雰囲気改善により来客数・売上げの増加を図ったもの(小売業)や、食器洗浄機(飲食サービス業)、厨房機器(宿泊業)、最新の美容機器(美容業)を導入し、業務の効率化を図った等の活用実績が見られる。 また、設備投資に当たり本税制が後押しになったとの利用者の声も多く寄せられており、中小商業・サービス業の経営の安定化・活性化に有効な措置であると考えられる。</p>
<p>10 相当性</p>	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>本税制は、厳しい経営環境にある中で消費税率引上げの影響を受ける中小商業・サービス業を対象としており、また、対象設備は商工会議所等から経営改善指導等を受けた設備に限定されていることから、租税特別措置としても妥当なものとなっている。</p> <p>中小企業者等が利用できる設備投資促進税制として、中小企業投資促進税制があり、当該税制では、当該税制では、一定規模以上の機械・装置等の投資促進、生産性の向上を目的としている。 これに対して、本税制は、中小商業・サービス業の経営の安定化・活性化を目的としている。対象設備も、店舗の改装に係る建物附属設備や看板等の器具・備品としている。</p> <p>中小商業・サービス業は地域密着型の内需型産業であり、本特例措置により、中小商業・サービス業の事業者の経営の安定化・活性化を図ることは、地域経済の活性化及び雇用の確保・創出に資することとなる。そのため、本特例</p>

		<p>措置を利用した場合の法人住民税・事業税における手当(本特例措置を利用した場合の法人住民税・事業税の自動連動)をすることが相当である。</p>
<p>11</p>	<p>有識者の見解</p>	<p>—</p>
<p>12</p>	<p>前回の事前評価又は事後評価の実施時期</p>	<p>平成 26 年 8 月 (H26 経産 12)</p>

商業・サービス業・農林水産業活性化税制（適用件数見込み・実績推計）

1. 減収額見込み

(1) 中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」における中小商業・サービス業者のうち、設備投資を実施した事業者の割合を平成24年から平成27年度までの割合の伸び率から3年分の対前年比の平均伸び率を算出。

平成24年度 13.4%
 平成25年度 14.2%（前年比 5.8%）
 平成26年度 15.9%（前年比 12.1%）
 平成27年度 15.0%（前年比 -6.1%） 平均 3.9%

(2) 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（以下、「適用実態調査」）の平成26年度実績に、(1)で算出した伸び率を掛け、平成26年度以降の減収額を推計。

平成26年度 29億円（適用実態調査より）
 平成27年度 30.1億円（29×1.039）
 平成28年度 31.2億円（30.1×1.039）
 平成29年度 32.4億円（31.2×1.039）
 平成30年度 33.6億円（32.4×1.039）
 平成31年度 34.9億円（33.6×1.039）

2. 地方税減収見込み額

（億円）

	平成25	26	27	28	29	30	31
法人住民税	2.3	3.7	3.9	4.0	4.2	4.3	4.5
法人事業税	0.7	1.0	1.0	1.0	1.1	1.1	1.1

(1) 法人住民税の減収額の試算方法

国税減収見込額×0.129（法人住民税率）

(2) 法人事業税の減収額の試算方法

特別償却による減収見込額 × 0.067（※1） = 法人住民税（A）

法人住民税 × 0.432（※2） = 地方法人特別税（B）

（A）法人住民税 + （B）法人事業税 = 地方税減収見込み

（※1）外形外法人のみ適用される場合の法人事業税率（地方法人特別税を含まない）

（※2）外形外法人のみ適用される場合の地方法人特別税の税率

以上

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	地域未来投資促進税制（仮称）の創設
税目	法人税、所得税、法人住民税、事業税
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長

① 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（地域経済の活性化を図ること）について、達成すべき水準が定量的に示されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>本税制の創設は、改正を検討している企業立地促進法に基づき要望するものである。当該法律の改正の内容については現在検討中であり、地域経済の活性化に向けた達成目標及びその定量的水準についても、企業立地促進法の改正案の内容と合わせて現在検討中であるため、現時点では示すことができない。なお、日本再興戦略2016（平成28年6月2日）においては、企業立地促進法の改正案が支援することを予定している地域中核企業の更なる成長を実現する事業化戦略の立案や販路開拓、販路を見据えた研究開発を支援するとしており、毎年200社程度を目安に、5年間で1,000社支援することとしている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

④ 将来の適用数等

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が予測されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>企業立地促進法の改正内容は現在検討中であり、税制上の支援の対象についても現在検討中である。したがって、将来の適用数についての予測を示すことは税制改正要望の時点では不可能である。なお、日本再興戦略2016（平成28年6月2日）においては、企業立地促進法の改正案が支援することを予定している地域中核企業の更なる成長を実現する事業化戦略の立案や販路開拓、販路を見据えた研究開発を支援するとしており、毎年200社程度を目安に、5年間で1,000社支援することとしている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていない。</p>

⑥ 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>企業立地促進法の改正内容は現在検討中であり、税制上の支援の対象及び支援の方法についても現在検討中である。したがって、将来の減収額についての予測を示すことは税制改正要望の時点では不可能である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていない。</p>

⑧ 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の効果が予測されておらず、どのように達成目標に寄与するのか明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>企業立地促進法の改正内容は現在検討中であり、税制上の支援の対象及び支援の方法についても現在検討中である。したがって、将来の効果についての予測を示すことは困難である。また、項目①に記載のとおり、達成目標についても現在検討中である。よって、創設を要望する税制措置が、どれほど達成目標に寄与するかについて明らかにすることは税制改正要望の時点では不可能である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていない。</p>

⑩ 将来の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>企業立地促進法の改正内容は現在検討中であり、税制上の支援の対象及び支援の内容についても現在検討中である。したがって、①将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果を示すことは税制改正要望の時点では不可能である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていない。</p>

点検項目①に課題があり、点検項目④、⑥、⑧及び⑩について、必要な分析がなされていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

(注)【経済産業省の補足説明】欄には、経済産業省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	地域未来投資促進税制(仮称)の創設
2	対象税目	(国税7)(法人税:義、所得税:外) (地方税18)(法人住民税:義、事業税:義) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 地域経済を牽引する地域中核企業による地域の強みを活かした事業拡大を支援するため、改正を検討している企業立地促進法に基づき、地域中核企業等による未来投資を支援するための所要の税制措置を講じる。 《関係条項》 改正企業立地促進法に規定する条項のため未定
4	担当部局	地域経済産業グループ地域企業高度化推進課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年7月
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
7	適用又は延長期間	—
8	①: 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 地域経済の活性化のためには、地域の企業の中から、地域経済を牽引する地域中核企業を数多く創出するとともに、地域中核企業等による地域外需の獲得と地域経済への分配の好循環を確立することが重要である。「日本再興戦略2016」等においても地域の企業が、地域の強みを活かして新事業に挑戦することを支援し、世界市場を目指した地域中核企業の成長支援を行うこととしている。このため、地域経済を牽引する地域中核企業による地域の強みを活かした事業拡大を支援するため、改正を検討している企業立地促進法に基づき、地域中核企業等による未来投資を支援するための所要の税制措置を講じる。 《政策目的の根拠》 ・日本再興戦略2016 ・まち・ひと・しごと創生基本方針2016
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	4. 中小・地域 4-4 地域産業

	③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 地域経済を牽引する地域中核企業等による未来投資を支援し、地域中核企業による地域の強みを活かした事業拡大を支援することで、地域経済の活性化を図る。	
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 —	
		—	
9	有効性等	①: 適用数等	—
		②: 減収額	試算中
		③: 効果・税収減是認効果	《効果》 — 《税収減を是認するような効果の有無》 —
10	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	—
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③: 地方公共団体が協力する相当性	—
11	有識者の見解	—	
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	

